

平成 22 年

第 6 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 22 年 1 月 30 日

閉会：平成 22 年 1 月 16 日

柳川市議会

第6回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月30日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
12月1日	水	考 案 日	
12月2日	木	本 会 議	議案質疑
12月3日	金	考 案 日	
12月4日	土	休 会	
12月5日	日	休 会	
12月6日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月7日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月8日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月9日	木	委 員 会	
12月10日	金	委 員 会	
12月11日	土	休 会	
12月12日	日	休 会	
12月13日	月	委 員 会	
12月14日	火	事務整理日	
12月15日	水	事務整理日	
12月16日	木	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 76 号	平成22年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について	22.12.16	原案可決
議 案 第 77 号	平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	22.12.16	原案可決
議 案 第 78 号	平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	22.12.16	原案可決
議 案 第 79 号	平成22年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号)について	22.12.16	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	22.11.30	原案可決
議 案 第 81 号	柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.2	原案可決
議 案 第 82 号	柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.2	原案可決
議 案 第 83 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.2	原案可決
議 案 第 84 号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.2	原案可決
議 案 第 85 号	市道路線の認定について	22.12.16	原案可決
議 案 第 86 号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.12.2	同 意
議 案 第 87 号	知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善を求める意見書について	22.12.16	原案可決
議 案 第 88 号	T P P (環太平洋戦略的経済連携協定)の対応に関する意見書について	22.12.16	原案可決

議案 第89号	平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	22.12.16	原案可決
------------	----------------------------	----------	------

請願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第1号	知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願書	22.12.16	採 択
請願 第2号	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する請願	22.12.16	採 択

その他

発言取り消しの動議について	22.12.8	可 決
---------------	---------	-----

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年11月30日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
税	務	山	田	敏	昭

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成22年7月、8月、9月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第3号) について

議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について

議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号) に
ついて

議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号) について

日程(4) 議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について

日程(5) 議案第81号 柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程(6) 議案第85号 市道路線の認定について

議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程(7) 請願について

1 請願第1号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけ
るように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願書

2 請願第2号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定) の対応に関する請願

日程(8) 議会広報編集特別委員会の設置について

午前10時 開会

議長(古賀澄雄君)

皆様おはようございます。本日の出席議員全員、定足数でございます。よって、ただいまから平成22年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていきますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）

皆さんおはようございます。本日は、柳川市議会議員選挙後初の定例会となります。

平成22年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、市長会及び広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

10月5日に行橋市におきまして、第119回福岡県市長会が開催されました。本市から「都市財政の拡充強化について」や「学校教育の充実強化について」、「地域医療保健の充実強化について」など27議案を提案し、全議案承認をされました。また、「『地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律』の制定に係る緊急決議」が提案され、全会一致で承認され、県市長会名において国・県などの関係機関へ要望することになりました。

中でも、本市から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」や「福祉施策の充実強化について」など5議案と「『地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律』の制定に係る緊急決議」は、10月14日に鹿児島市で開催されました第107回九州市長会総会におきまして、新規議案「口蹄疫に関する対策の充実強化について」を含む10議案とともに承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

また、私が総会まで会長を務めておりました九州農地海岸保全協会の理事会、総会、研修会を10月12日と13日の両日、本市において開催をいたしました。

このほか、9月24日に那珂川町での大牟田神埼福岡線国道建設促進期成会総会、同月27日には福岡市で開催されました福岡県国民健康保険団体連合会臨時総会に出席いたしております。さらに、11月24日には東京都で開催されました全国農地海岸保全協会理事会及び総会に出席いたしました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず初めに、私が会長を務めております有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきましては、10月20日に九州農政局及び有明海岸保全事業所に対し、また同月29日には農林水産省並びに地元選出国會議員に対し、新海岸法の趣旨に沿った有明海東部海岸保全事業の促進と予算の確保について政策提案を行いました。

さらに、10月22日に福岡県に対し、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会では、早期実現のための全体事業計画の確立及び事業促進とあわせ、沖端川の渡架橋工事の整備促進を要望し、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会では、全線の早期事業化等の事業促

進の要望活動を行ったところであります。

また、高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進に関しましては、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに10月28日に筑後川河川事務所及び九州地方整備局、さらに翌日の29日には、国土交通省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための予算確保と2期施工区間の早期事業着手について要望活動を行いました。

さらに、私が会長を務めております福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、11月10日に協議懇談会を開催し、11月22日に福岡県に対し、有明海の水産業振興に対する「有明海特別措置法に基づく有明海再生対策事業の継続について」など6項目について要望活動を行いました。

そのほか、国道443号道路整備促進期成会、県道久留米柳川線道路整備促進期成会では、福岡県に対して要望活動を行い、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、花宗川改修期成会等においては、それぞれ国土交通省や農林水産省、財務省を初め関係省庁並びに地元選出国會議員、さらには福岡県に対して事業の早期促進と予算の確保について要望・提案を行ったところであります。

また、11月6日には、民主党の岡田克也幹事長が有明海沿岸道路の現地視察をされまして、今後工事が予定されている徳益インターチェンジから大川市に至る計画について、突如、立体交差計画の見直しについての考えを披瀝されました。これに対して私は、西鉄柳川駅東側の現地においてパネルを使いながら交差点の渋滞状況を説明し、柳川駅東口の開設など、従来の計画どおり自動車専用道路建設の必要性を強く訴えました。そして、蒲池地区区長会、三橋地区区長会や大和地区区長会から11月12日に本市に提出されました関係地区区長の署名つきの「有明海沿岸道路（自動車専用道路）の早期完成について」の要望書を携え、11月17日には福岡国道事務所及び九州地方整備局に、11月24日には関係国會議員に対し、自動車専用道路での早期完成を強く要望いたしました。

また、塩塚川河口に位置する東宮永、両開、有明、皿垣の4漁港は、有明海からの浮泥が堆積し、漁船の出入港に著しく支障を来すことから、毎年補助事業を活用してしゅんせつ工事を実施してまいりました。しかしながら、来年度以降の補助事業での事業実施のめどがまだ立っておりません。

そこで、11月24日に、水産庁を初め地元選出の国會議員に対し、塩塚川河口に位置する漁港しゅんせつ工事に関する要望を行いました。なお、広域で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会においても、「漁業及び漁船基地の航路・泊地における堆積泥土処理について」、福岡県に対し要望したところでございます。

続きまして、柳川市内の近況であります。

10月8日に大牟田市におきまして、本市と大牟田市、みやま市とで連携した地域づくりを目指す定住自立圏形成協定の合同調印式が行われ、本市と大牟田市との間で9分野15事項の

取り組みを行う定住自立圏形成協定を締結いたしました。

次に、ノリの採苗については、昨年より4日おくれの10月23日に解禁され、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。私も当日は有明海に出て現地を視察いたしました。解禁当初は海水温や栄養状態などで成長が心配されていましたが、これまでは順調に成長しているようであります。福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」の価格の上昇と、質、量ともに昨シーズンを上回る生産を切に願っております。なお、12月5日にはノリの初入札会が行われますので、当日は私も出席することにいたしております。

次に、10月24日には、「第6回柳川市民まつり」を開催いたしました。あいにくの雨模様にもかかわらず、市内外から5万1,000人ものお客様に御来場いただき、盛況のうちに終わることができました。市民まつりは6回目を迎え、農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する、当地域最大の「市民まつり」として定着してきております。毎回好評を博している天然本マグロの解体実演を初め、本市のマスコットキャラクターの決定や、白秋先生のあわて床屋にあわせた「ご当地健康体操」の発表、有明海のノリを使った柳川御当地カレー決定戦の開催など、内容も年々充実してきているのではないかと考えております。これもひとえに実行委員会を初め、多くの皆様の御理解と御協力のたまものがございます。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

次に、行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換を行うため、11月16日に大和公民館で行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では、市政運営における私のマニフェストに沿った施策などの説明を行うとともに、区長会から事前に御質問いただいていた「行政区の適正化について」や「水質浄化について」、「冠水対策について」や「排水不良の改善について」など、9つの質問事項にお答えをいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと考えております。

このほか、10月30日には、東京で開催されました「東京福岡県人会秋季大会『ふくよか会』」に出席をいたしました。会場では、あいさつの機会をいただき、多くの東京在住の方々との親交を深めることができ、柳川市のPRを積極的に行ってまいりました。

今後とも、県人会はもとより、あらゆる分野において機会をとらえ、トップセールスによる本市のPRと特産品等の販売促進等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本年2月に実施されました会計検査院の会計実地検査により、平成15年度から平成20年度までの国土交通省と農林水産省所管の国庫補助事業に係る事務費について、本市におきましても不適正経理が指摘されました。今後、こうしたことが二度と起きないよう職員への訓示を行い、職員の気を引き締め、意識改革を徹底するとともに、再発防止策を確実に実施することなどにより、全庁挙げて市民の皆様の信頼回復に努めているところでございます。

改めまして、この場をおかりいたしまして、今回の不適正経理について、市民の皆様にご迷惑をおかけを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成22年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日11月30日から12月16日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。12月1日は考案日。2日を議案質疑。3日は考案日。4日、5日は休日と休会。6日、7日、8日を一般質問。9日、10日を委員会。11日、12日は休日と休会。13日を委員会。14日、15日は事務整理日。16日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第76号から議案第79号までの4議案の一括上程であります。

日程4が、議案第80号の上程であります。

本案は提案理由の説明後、質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程5が、議案第81号から議案第84号までの4議案の一括上程であります。

日程6が、議案第85号及び議案第86号の2議案の一括上程であります。

日程7が、請願についてであります。

本定例会に請願2件が提出されております。請願第1号は教育民生委員会に審査を付託、請願第2号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

日程8が、議会広報編集特別委員会の設置についてであります。本件については、議長発議により即決といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第76号から議案第79号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第76号は総務

委員会に審査を付託、議案第77号は教育民生委員会に審査を付託、議案第78号及び議案第79号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第81号から議案第84号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

次に、議案第85号及び議案第86号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第85号は建設委員会に審査を付託、議案第86号は即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2番荒巻英樹議員及び22番伊藤法博議員を指名いたします。

日程第3 議案第76号～議案第79号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第76号から議案第79号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第76号から第79号までの補正予算4議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、生活保護費、子宮頸がん等ワクチンの予防接種委託料、ノリ共同加工施設整備事業補助金及び柳川駅東部土地区画整理事業費などの追加や人事院勧告等に伴う人件費の減額が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額30,491,634千円に552,439千円を追加し、歳入歳出それぞれ31,044,073千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、議員及び特別職並びに各款にわたります一般職の人件費につきましては、71,686千円を減額しております。これは、主に人事院勧告による一般職の給与及び期末・勤勉手当の支給率の引き下げや、議員及び特別職の期末手当の支給率の引き下げによるものでありまして、この明細につきましては、補正予算書の104ページから105ページにかけて記載いたしております。

なお、今回の補正におきまして、職員の人事異動に伴う各款間の人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

次に、議員及び特別職並びに一般職の人件費以外について、款ごとに御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、本年9月27日に実施しました一般競争入札による旧柳川市嘗越棟団地跡地と大和町鷹ノ尾の市有地の売却収入を財源とした財政調整基金への積立金29,536千円などを追加しております。

3款・民生費では、グループホーム施設に対するスプリンクラー整備事業補助金4,616千円、利用者の増加などに伴う障害者自立支援給付費78,422千円、災害時の福祉避難所として指定されている市内3カ所の総合保健福祉センター内の身体障害者用トイレにオストメイト対応機器を備えるための備品購入費2,500千円、保護世帯の増加などに伴う生活保護費71,000千円などを追加しております。

なお、このスプリンクラー整備事業補助金につきましては、このたび国において、認知症高齢者グループホーム等における非常災害対策に係る補助基準の緩和措置が講じられ、延べ床面積275平方メートル未満の施設に設置するスプリンクラーや、延べ床面積300平方メートル未満の施設に設置する自動火災報知機などの災害非常用設備への補助制度が設けられました。

このため、今回市内のグループホーム1施設が実施するスプリンクラーの設置及びグループホーム2施設が実施する自動火災報知設備の設置など、施設整備に対して補助を行うものであります。

4款・衛生費では、母子感染予防対策に係るH T L V - 1抗体検査委託料128千円、子宮頸がん等ワクチンの予防接種委託料62,300千円などを追加しております。

この子宮頸がん等ワクチンの予防接種につきましては、中学1年生から高校1年生までの女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、ゼロ歳児から4歳児までを対象としたH i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの3種類であります。

現在、年間8,500人以上が発病し、約2,500人が死亡していると推計されている子宮頸がんは、そのほとんどがH P V感染によるものと言われており、また、H i b 及び肺炎球菌によ

る感染は、乳幼児にリスクが高く、救命できたとしても後遺症が残る場合があると言われており、これらの感染を防ぐためには、ワクチンの予防接種が有効であるとされております。

しかし、現在の制度では、これらの接種費用は全額自己負担となっており、経済的問題から予防接種を受けたくても受けられない潜在的接種希望者が多数おられると推測されます。

このため、今回、平成22年度国の第1次補正予算に助成制度が盛り込まれたことを受け、接種しやすい環境を整えることによる市民の健康、安心生活の確保を図る観点から、これらの予防接種費用について、来年1月から原則全額公費負担とすることとしたものであります。

5款・労働費では、県の緊急雇用対策基金事業の活用事業として、昭代第二線堤防除草事業費3,627千円、水上ランタン修繕事業費1,482千円及び特産品等販売とさげもんカフェ設置事業費2,564千円の3事業を追加しております。

まず、昭代第二線堤防除草事業につきましては、総延長約2.6キロメートルに及ぶ堤防のうち、既存予算で実施しております以外の延長約1.7キロメートルの除草を、シルバー人材センターに委託し、堤防の環境保全及び地域防犯を図るものであります。

次に、水上ランタン修繕事業につきましては、沖端地区において、毎年、雛祭りさげもんめぐりの期間中に、掘割に浮かべることにより幻想的な夜の風景を醸し出し、観光客にも喜んでいただいております3基のランタンを、業者へ委託してリニューアルすることにより、さらなる観光客への集客力アップと沖端商店街の振興を図るものであります。

次に、特産品販売とさげもんカフェ設置事業につきましては、雛祭りさげもんめぐりの期間中に、柳川商店街の空き店舗を活用してアンテナショップを開店し、観光客に特産品の販売や新商品のPRを行うとともに、店舗内にはカフェを設け、観光案内も兼ねた、まち歩き拠点の一つとするものでありまして、実施に当たりましては、柳川商店街振興組合へ委託することといたしております。

6款・農林水産業費では、持続する畜産経営安定対策事業補助金2,318千円、漁業団地におけるノリ共同加工施設整備事業補助金164,602千円などを追加しております。

まず、持続する畜産経営安定対策事業につきましては、畜産環境保全対策として、認定農業者の2名の方が堆肥散布機や堆肥運搬車を購入する経費に対して補助を行うものであります。

次に、ノリ共同加工施設整備事業につきましては、漁家の経営安定化と所得の向上を図るため、大和漁業協同組合が実施しますノリ共同加工場1棟及び大型ノリ自動乾燥機1台等の施設整備に対して補助を行うものであります。なお、今回の整備により、漁業団地での加工場の整備棟数は4棟となります。

7款・商工費では、中小企業者等経営安定融資資金の早期完済者の増加による信用保証料補助金4,070千円を追加しております。

8款・土木費では、職員の人事異動等に伴う人件費調整のための下水道事業特別会計への

繰入金4,050千円、県道本町新田大川線景観整備事業に伴う県への負担金12,012千円、柳川駅東部土地区画整理事業費95,200千円などを追加しております。

なお、この柳川駅東部土地区画整理事業費につきましては、このたび来年度に計画しておりました事業費の一部に対する国庫補助金が本年度予算において確保可能となりましたことから、翌年度計画分を前倒しして計上しているものでありまして、その内容は、家屋3戸6棟分の移転補償費であります。

10款・教育費では、大和中学校の用地購入費18,400千円及び蒲池地区の立石公民館の改築工事に対する補助金1,535千円を追加しております。なお、この大和中学校用地の購入につきましては、来年度からの中学校校舎の改築工事に向けて、現在、中学校の敷地として借用しております3筆のうちの1筆分、935平方メートルを購入するものであります。また、ほかの2筆につきましては、現在、地権者と交渉中であります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では、94,319千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、146,921千円を増額補正しております。これは生活保護費や柳川駅東部土地区画整理事業費などに対する国からの補助負担金であります。

14款・県支出金では、222,149千円を増額補正しております。これは子宮頸がん予防ワクチン等予防接種委託事業費や漁業団地推進事業費などに対する県からの補助負担金であります。

15款・財産収入では、29,536千円を増額補正しておりますが、これは旧柳川市宮越棟団地跡地などの市有地売却による収入であります。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金5千円を増額補正しております。

17款・繰入金では、18,400千円を増額補正しております。これは大和中学校用地購入に対する大和地域振興基金からの繰入金であります。

19款・諸収入では、3,209千円を増額補正しております。これは土地改良施設維持管理適正化事業費に対する福岡県土地改良事業団体連合会からの負担金などであります。

20款・市債は、柳川駅東部土地区画整理事業に係る地方債37,900千円を増額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費補正として、漁業団地推進事業につきましては、事業完了まで7カ月程度の期間が必要であり、年度内での完成は困難な状況であるため、また、柳川駅東部土地区画整理事業につきましては、物件移転交渉が年度内に調うことが困難な状況であるため、今回補正いたしておりますそれぞれの事業費全額を、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表 地方債補正では、柳川駅東部土地区画整理事業に係る借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出の面で、福岡県国民健康保険団体連合会の電算システムが来年4月から次期全国標準システムに移行することに伴い、同会へ送付しております被保険者データの仕様を変更する必要があるため、本市電算システム改修に係る電算業務委託料を増額するとともに、一般保険税の還付金や特定健診国庫負担金等の精算に係る諸支出金を増額するものであります。

なお、歳入については、この増額分の財源に財政調整基金を充てるため、基金繰入金を15,000千円増額し、補正後の予算総額は9,830,756千円とするものであります。

次に、議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動等に伴う人件費についての補正でありまして、歳入での一般会計繰入金の増額により、歳入歳出それぞれ4,050千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ1,064,333千円とするものであります。

次に、議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度から実施を予定しております料金担当業務委託の債務負担行為としまして、平成23年度から平成27年度までの5年間で175,000千円を計上するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第80号

議長（古賀澄雄君）

日程4 議案第80号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成22年8月10日に人事院は、国家公務員給与が民間給与を上回ったことにより、そのマイナス較差を解消するため、月例給料及び期末・勤勉手当の引き下げ等を勧告しました。

本市職員の給与については、これまで人事院勧告に基づき実施される国家公務員の給与制度に準じた取り扱いを基本としてきましたので、今年度の本市職員の給料及び期末・勤勉手当についても、人事院勧告に準じた取り扱いとなるよう改正しようとするものであります。

また、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給月数についても、国の指定職の支給月数を参考に、人事院勧告による制度改正に合わせて改正を行ってまいりましたので、今回、当該支給月数に合わせるよう、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、職員については、国家公務員の場合と同様に、ことし4月から本改正までの官民格差を解消するため、その相当額を、12月期に支給される期末手当から減額調整を行うことにしております。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がっておりませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第81号～議案第84号

議長（古賀澄雄君）

日程5．議案第81号から議案第84号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第81号から第84号までの条例4議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第81号 柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この政治倫理条例は、議員提案により平成19年12月議会での審議を経て制定され、平成20年4月から施行されております。条例制定当時、平成18年に改正された地方自治法の経過措置で、その任期期間中在職することとなっていました収入役について、平成21年3月31日での辞職により、同年4月から収入役制度がなくなったため、収入役に係る文言の削除など条文の整備を行うものであります。

次に、議案第82号 柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、2つの条例に引用する法律の条項に係る条文を整備するものであります。

次に、議案第83号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成22年8月に制定されました住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、同年12月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、住宅用防災機器を設置しないことができる場合について、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加することに関し、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第84号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成20年9月に制定されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、同年10月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、危険物の特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に対する

審査等手数料について、政令の基準に基づき減額改定をしようとするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第85号～議案第86号

議長（古賀澄雄君）

日程6．議案第85号及び議案第86号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第85号及び議案第86号につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第85号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、国、県事業に伴い、4路線を市道として新たに認定しようとするものであります。

県事業によります一般県道鐘ヶ江酒見間線の道路改良事業に伴い、県道から移管されます柳川市間地内の2路線及び国土交通省事業によります一般国道208号有明海沿岸道路に伴う、塩塚川側道橋（下り線）事業での柳川市三橋町今古賀地内の2路線と、合計4路線を新たに認定するものであります。

次に、議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります北原小世子氏の委員の任期が、平成23年3月31日をもって満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださるようお願いを申し上げます。

日程第7 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程7．請願について。

本定例会において受理しました請願は2件であります。

お諮りいたします。請願第1号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。
お諮りいたします。請願第2号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する
請願については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第8 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（古賀澄雄君）

日程8．議会広報編集特別委員会の設置について。

本件については、8名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行についての件をこれに付託することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって本件については、8名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行についての件をこれに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、荒巻英樹議員、緒方寿光議員、山田奉文議員、梅崎和弘議員、荒木憲議員、浦博宣議員、高田千壽輝議員、梅崎昭彦議員、以上8名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名の議員を、議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に議会広報編集特別委員会を開催していただき、特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月2日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	15番	矢ヶ部 広 巳
16番	緒 方 寿 光	17番	浦 博 宣
18番	藤 丸 正 勝	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	古 賀 澄 雄		

2.欠席議員

14番	山 田 奉 文
-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
水	道	山	下	智	文
区	画	野	田	栄	作

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 議案質疑について

- 1 議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 2 議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第81号 柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第82号 柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第83号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第84号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第85号 市道路線の認定について
- 10 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、11月30日に設置いたしました議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に梅崎和弘議員、副委員長に荒巻英樹議員であります。

以上で報告は終わります。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1 . 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定により議題以外の質問、または自

己の意見を述べることをないようをお願いしておきます。

議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）

議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について質問いたします。

この提案理由の中に、料金担当業務委託の債務負担行為としてありますけど、まず、その業務委託の内容をもう少し詳しくお願いします。

それから、現在検針は委託してあると思いますけど、その委託費用と、また徴収の方法ですね、多分払い込みと自動引き落としとありますけど、その割合も一緒に教えてください。

水道課長（山下智文君）

高田議員からの質疑に対してお答えをいたします。

まず、業務委託の内容についてお答えをする前に、現在の水道事業を取り巻く環境について少し触れさせていただきたいと思います。

現在の水道事業は、少子・高齢化社会の進行や水需要の伸び悩み、そういったもろもろの要因で、収益増加が期待できないような状況でございます。

また、施設などの老朽化対策などにつきましても、今まで以上に安全で安心できる水の供給が求められております。このことから、近隣の事業体におきましても約70%程度の事業体で民間への委託を実施してある事業体がございます。大牟田市、筑後市、大川市、それから飯塚市、みやま市、行橋市、大野城市と、そういった事業体でもう既に民間の委託を実施されております。

このようなことから、時代のニーズに的確に対応した事業運営が必要となってきたような状況でございます。そのためにも、経済性や効率性を考慮した水道事業運営を行うためにも、一部業務につきまして民間の委託を予定いたしておるわけでございます。

委託する内容といたしましては、今現在、水道のメーターの検針を行っておりますけれども、その水道メーターの検針業務、それと給水の開始とか中止とかに伴いますメーターの取りつけや取り外しなどの業務を予定いたしております。

委託先につきましては、他の事業体で実施をしてあります専門のそういった業者さんいらっしゃいますので、そういったところに一括してお願いをしたいというふうに考えております。

続きまして、2点目まで続けてよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、現在の検針方法と費用についてという質疑でございました。

現在、水道課のほうで個人ごとに契約した検針員さんが今19名いらっしゃいます。この19名で毎月の検針を実施いたしておりまして、費用につきましては年間に20,000千円程度かかっております。

次に、料金の徴収方法でございますけれども、料金徴収につきましては先ほどの委託内容からはちょっと外させていただいて、従来どおり職員で行うということでいたしております。

割合ということでございますけれども、今現在、口座振替で実施をされてある方々が、約85%ほどの方が口座振替でお支払いをさせていただいております。残りの15%の方々が納付書による納付という形をとっておられます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

では、大体メーターの検針費用が20,000千円、委託料が35,000千円、なら工事費の委託料は15,000千円ということで理解してよろしいでしょうか。

それから、もう3回しか質問できん。これをもし委託されるんだったら、1業者に頼むんですか、それとも幾つかの業者に分配されるんですか。

水道課長（山下智文君）

委託する業者につきましては、一括で1つの業者をお願いする予定にいたしております。当然そういうふうな関係上、今は検針の委託料とそれぞれのメーターの取り付け、取り外しについても、また別のところと契約をいたしておりますので、これを一括ですということでは試算をいたしまして、年間約10,000千円強ぐらいの効果を期待いたしております、5年間トータルで60,000千円ほどの経済効果ということで期待をいたしております。

議長（古賀澄雄君）

よろしいですか。

10番（高田千壽輝君）

さっきの説明で、今の検針費用が年間20,000千円、工事委託料が大体10,000千円という説明やったでしょう。大体今のメーターの取りかえ自体が10,000千円ぐらいかかっていると、年間がですね。これで35,000千円といたら、5,000千円はどこに消えるんですか。

水道課長（山下智文君）

今現在、個人委託で検針を行っている部分につきましては、例えば検針員さんが急な病気とかになった場合は、職員が全部かわりに行っているわけです。ですから、当然職員は従来の業務のほかに、その分で残業なりして行っている部分がございます。ですから、今回民間で一括して委託するということになりますと、そういった部分についての負担が少なくなっ

てきて、当然職員さんへの経費あたりも大分削減できるということも、この数字の中には入っております。

議長（古賀澄雄君）

ほかに質疑ありませんか。

4番（白谷義隆君）

実は先ほどの高田議員と同じですが、もう少し詳しくちょっとお尋ねをします。

先ほどもありましたが、業務委託の内容ですが、先ほど課長はメーター検針と水道の休・廃止の業務委託というふうに言われましたが、何か先ほど高田議員とのやりとりを聞いていますと、メーター取り付けの工事委託というような話も出ましたが、これにはメーター検針と休・廃止の業務と工事の分も含んだ委託があるのか、それが1点と、先ほどから削減額についても35,000千円程度だという話が出ておりますが、そのほかにもですね、今5年間の債務負担では175,000千円、1年間にするぎっと50,000千円強の費用がかかるわけですけど、その35,000千円、今メーター検針と工事委託がありますが、そのほかにも削減というのはあるのかどうか。あるいは、例えば職員の削減とか、そういったのもあわせて考えてあるのかどうか、お尋ねいたします。

水道課長（山下智文君）

まず、1点目でございます。私の説明がちょっとわかりにくかったと思いますけれども、委託する内容につきましては、水道のメーター検針業務が1つ、それと、先ほどメーター取り付け、取り外し業務ということでお話をしたかと思っておりますけれども、これは開始、廃止をする際にメーターを外してきているわけです。ですから、工事じゃございません。ですから、当然メーターキーを外さないようなアパート等につきましては、止水栓でとめて水が出ないように、そういった処置をする業務でございます。

それと、2点目の費用対効果の問題だろうと思っておりますけれども、実際、今回お願いしている分の債務負担につきましては、1年間に35,000千円、合計の175,000千円をお願いしているわけでございます。

先ほど高田議員のときにも、私のほうから答弁をさせていただいたわけでございますけれども、今回、業務委託にすることによって、経費削減額として私のほうから5年間で60,000千円削減するということを言ったかと思っております。当然この業務に関するやつ以外で、先ほどもちょっと言いましたけど、職員さんの残業関係、これが大分減ってくると思っております。それと、将来的に職員の削減までというようなお話もあっておりましたけれども、当然これは実際事業を民間に委託してみないと、どうも言えない状況もございまして、当然そういったやつは、将来的にはその体制についても検討していく必要があるんじゃないかなとは思っております。

4番（白谷義隆君）

水道の休・廃止の業務の中にメーターの取り付け費用等も入っていると、それについて15,000千円程度の削減ができるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

水道課長（山下智文君）

それだけ単独で15,000千円という話じゃございません。トータルですることによって、今現在やっている分から、そのメーター検針まで含めてという話で理解をしていただきたいと思います。

4番（白谷義隆君）

3回目になりますけど、その35,000千円というのは、メーター検針の委託しているやつ、それと休・廃止に伴うメーター交換、それを合わせて35,000千円という話ですよ。そうすると、窓口業務を委託されるわけでしょう。先ほどの説明で言えば、休・廃止の窓口業務も委託をされるわけですけど、その分について職員の増減というか、窓口の業務が軽減されるわけですから、そのことについては、やはり業務を試してみなければわからないと、今のところでの削減というのは考えていないということでしょうか。

水道課長（山下智文君）

今、窓口業務に携わっておりますのが、職員もなんですけども、嘱託職員もおります。それと臨時職員も対応しております。ですから、もろもろのそういった嘱託職員、臨時職員の分をある程度削減できるというふうに期待をいたしております。

議長（古賀澄雄君）

ほかに質疑の方いらっしゃいますか。

18番（藤丸正勝君）

議案第76号の予算書の43ページの3款・民生費、1項2目の委託料と負担金、補助及び交付金ですね、それと予算書78ページの8款・土木費の4項4目22節の補償、補填及び賠償金95,200千円の件でございます。

まず、民生費のほうからお聞きしたいと思いますけど、この事業概要を見ますと、徘徊者、認知症の方に対する徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料ということで、740千円ということでございますが、これはGPS機能をつけた機械ではないかと思われそうですが、その中で、この初期費用ということで提案してありますけれども、10名分、10件ということは10名分だろうと思えますけれども、この初期費用というのはどういうふうな費用かですね。そしてまた、これを利用されるに当たりまして、その後の個人負担ですね、これがどれくらいかかってくるか、それをお聞きしたいと思います。

それと、スプリンクラーのほうなんですけど、4,616千円ということで上がっておりますけれども、今、非常にグループホームが医療機関のほうでできておりますけれども、このスプリンクラーの未設置補助、柳川市には多くのグループホームがありますが、この未設置施設というのがほかに何件くらいあるか、これをお聞きしたいと思います。

それから、土木費のほうなんですけれども、柳川駅東口の区画整理事業の件なんですけど、移転補償費ということで、95,200千円を23年度計画の繰越明許費の補正ということで提案してありますが、これは前倒しでということでありまして、これは国の補助で間違いなにかということ。当てと突っ張りは向こうから外れるということもありますので、これは確実にそういう約束がなされているかですね、繰越明許としてされるか。その中で、3戸6棟の補償の内容ですね、3戸というのは地権者の方が3名だと思いますけれども、その中にその6棟がどういうふうな持ち物でおられるか。この6棟というのが個人の住宅か、アパートか、その辺をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、回答させていただきたいと思います。

まず、この初期費用のことで御質問でございますけれども、徘徊行動等により行方不明になったとき、対象高齢者の方が端末機を所持していれば、GPS機能によりパソコン、それから携帯電話の地図上に現在位置を表示することができるというふうになっております。そしてまた、電話で所在地を問い合わせ、家族にかわり現場に急行してもらうこともできると、そのための初期費用、導入費用を市が負担するというものでございます。

それで、このための事業者への加入料金5,250円、それから機材本体の標準の充電台2,100円の計7,350円でございますが、今回10件分を計上させていただいているといったところでございます。なお、携帯電話機ほどの大きさのGPS機能つき端末機本体でございますが、契約期間中は貸与となるということでございます。

それから次に、利用者の個人負担ということでの御質問にお答えします。

まず、基本料金といたしまして毎月525円がかかります。そのほかに、利用に応じてでございますが、1情報提供料金といたしまして、インターネットで照会する場合、月2回までは無料となりますけれども、それを超えますと1回につき105円、また、電話で照会をする場合につきましては1回につき210円が必要となります。

次に、まだ未設置の施設はあるかということでございますが、本年10月1日に開設をいたしましたグループホームを含めて、現在9施設がございます。そのうち、8の施設につきましては、スプリンクラーが整備されているところでございます。残りの1施設が、今回のゆとり庵2でございます。これで未設置の施設はございません。

以上でございます。

区画整理推進室長（野田栄作君）

国県の補助は確実にあるのか、また、3戸6棟の補償の内容についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、区画整理事業の事業計画に基づきまして、平成23年度事業費について国県と協議する中で、平成22年度分の国庫補助金が福岡全体で要望額の75%程度であったということでございました。そこで、国県のほうから23年度につきましても減額が予

想されるということで、事業推進のためには来年度に計画しています事業費の一部に対する国庫補助金、補助率55%のものですけれども、この分について本年度予算において確保可能であるということでございましたので、国庫のほうにお願いして補助をいただくと、そして繰り越しを行って、来年度予算で執行していくという形をお願いをして、確認をしているところでございます。

また、3戸6棟の内容につきましてですけれども、3名の地権者の方で、今回の補正分の中身につきましては個人住宅及び個人の方の倉庫等6棟の補償費の内容でございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

福祉のほうから行きますけど、今後、個人負担が、基本料金が525円ということでございますけれども、警備会社に委託するというような感じでございますけれども、この警備会社というのは個人で契約するわけですかね、それとも市のほうであっせんをしてやるものかですね。これはもう初めての事業でございますし、また、インターネットを使ってやると思いますと、独居老人の方たちもかなりおられると思うけど、家族が3世代ぐらいおられる家族だったら、そういうインターネットなんか扱う方もおらっしゃるからいいけど、それができない場合は警備会社に委託して、また、その警備会社からGPSで位置を見つけてもらうというようなことになれば、またそれ相応の金額というか、それがかかるんじゃないかと思うんですね、基本料金だけじゃなくて。そういう警備会社に対して、また個人負担が幾らぐらいかかるか、それがわかったら。そしてまた、警備会社というのは、この柳川市内の警備会社か、全国的な警備会社を執行部のほうでは世話をされるとか、その辺をひとつ伺いたします。

それと、土木費のほうなんですけど、まず間違いないやろうと、来年度の95,200千円は間違いないということでございますけれども、移転補償には各自、内容により差があると思うんですね。一応移転補償するには、まずアパート、借家を見つけなければならないということ、これはもう個人で見つけられるんじゃないかと、市のほうからあっせんということはないだろうと思うけどですね。そういうふうないろんな調査をされると思うんですけど、補償するために、この調査内容ですね、何項目の調査内容をしてその補償費を出すか、これだけの95,200千円では足りないと思うんですね。これでは全く足りないと思うけど、一応どういうふうな項目で補償調査をされるか。そうした場合、今の区画整理内に住んでおられる地権者の方が、やっぱりもうここじゃなくて、少し離れたところへ自分自身は移転しようと思う場合は、今この土地区画整理内におられる土地は市が買い上げるか、その辺をお伺いたします。

福祉課長（高田淳治君）

それではまず、今回の徘徊高齢者家族支援サービス事業につきましては、柳川市と委託先

となります警備会社、それから利用者個人と委託先となる警備会社というように、2つの契約を結んでいただくこととなります。

先ほどもお答えしましたように、毎月525円の基本料金、それから通話料も申しあげましたけれども、これにつきましては、どうしても個人の方から支払っていただくということになるわけでございます。そういったもの、料金につきましては、利用者の方から委託会社、警備会社となりますけれども、口座振替等によって支払ってもらうということになるわけでございます。

議員御指摘のように、委託の警備会社ということにつきましては、柳川市内にもありますかということでございますけれども、この委託先につきましては、私ども市内も含めて対応できる委託先を探したいというふうに考えているところです。また、個人の方につきましては、個々へわかりやすく御案内をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

区画整理推進室長（野田栄作君）

お答えいたします。

補償費につきましては、九州地区用地対策連絡会の補償基準により補償費の算定を行っております。内容につきましては、今回の補正をお願いしている分につきましては木造住宅の分でございます。この分の住宅に対する補償の算定を行うわけでございますけれども、まず建物についてでございます。現在の木造の建物の再築、新しく家を建築するというときの現在の単価にまず置きかえます。それに再築補償率、経過年数、今住んである家がどれくらいたっているのか、10年、20年というふうに、経過年数によってこの補償率を掛けますので、金額が古いほど下がるというふうになってくるかと思えます。

それから、工作物、これにつきましては門柱、コンクリートブロック、フェンス等の分でございます。

それから動産、これは引っ越し代。まず1回、仮住まいのところに引っ越しをしていただいて、私どもが整備完了後に土地を返して、そこにまた家を建築されるということでございますので、2回分の引っ越し代ということで動産の補償がございます。

それから、家の周りには当然お庭とかありまして、立竹木という植木等がありますので、その分の補償でございます。

それから、仮住居費、これにつきましては、現在住んである家の広さ、その面積に単価を掛けまして住居費を出します。まず、一括して1年分のお支払いをします。基本的に1年から2年にかけて土地をお返しするという形になりますので、1回目の補償契約をするときには12カ月、1年分の補償プラス標準工期というものがございます。今現在住んである家の面積によって、4カ月、5カ月とか標準工期というのが、この九州地区連絡会のほうで標準がありますので、その基準に基づいて仮住居費の算定を行います。

6項目めに移転雑費、これはこの家を解体、移転されるのに必要な経費、それから、その後新築される場合に確認申請等必要になりますので、そういう移転雑費として6項目の補償内容、その合計で移転補償の契約をお願いしているというところでございます。

それから、仮住居につきましては、基本的には地権者の方で仮住居先を探していただくということにしております。

もう一つ、地権者の方が区画整理以外のところに土地を求められて、そこにお住まいになったと、新築されてお住まいになったという場合に、区画整理内の土地を私どもがお返しするときにつきましては、これは換地後の土地をお返しする形になりますので、市でその土地について買い上げるということにはしておりません。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

民生費のほうからですけど、今の課長の話で言いますと、警備会社のほうとの委託を今から探すというようなことでございましたけれども、徘徊して、そういう方が見つからない場合に、この警備会社に頼んだ場合の金額とかの算定は出ておりますか。それをちょっとひとつ聞きたかったんですね。

それとまた、土木費のほうなんですけれども、今よくわかりましたけど、先日、何か民主党の岡田幹事長が有明海沿岸道路を視察に来られたと。そこはちょうど東口開発の真ん中を、その沿岸道路が通っているということでございます。その中において、これは高架じゃなくて平面でもいいじゃないかというような話をされたと。私もそういう話を聞いてびっくりして、三橋では基本計画は高架ということで、東口の区画整理の中を通っているということで、そういうふうな民主党の岡田幹事長の話を聞いたもんだから、ちょっと心配して、今、お聞きしたわけですよ。これが来年度になったら、この補正が本当にもらえるかということでちょっと心配したもんだからお聞きしたわけですね。そういうことで、この土木費のほうはもうわかりましたけれども、民生費のさきの質問ひとつお願いします。

福祉課長（高田淳治君）

どうも済みません。それでは、警備会社の件なんですけど、現場急行の件なんですけど、御家族の方が、やはりどうしても探し切れないと、そういった場合につきましては、契約をいたしております警備会社のほうから現場に急行していただいて探していただくということになるわけですが、これは1回につき10,500円と、そういった形でなされるというふうにお聞きをいたしております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

は総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第81号 柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第84号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市消防本部等設置条例及び柳川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第84号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第85号 市道路線の認定について

及び議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 市道路線の認定については建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月6日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 一部事務組合の負担金について (1) 行政視察について 1泊2日で百万円の支払とは 入札か随意契約か 政治倫理条例違反では 2. 人口減に歯止を 3. 下水道事業の進捗状況は	市長 " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数でございます。よって、ただいまより会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、柳川市民クラブ矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

さきの市議会議員選挙におきまして、多くの皆様の温かいお力添えをいただきまして、再び議席を与えていただきました。心から感謝を申し上げます。

私たち、あいうえお順に、荒巻英樹議員、近藤末治議員、佐々木創主議員、白谷義隆議員、島添勝議員の6人の仲間は、10月22日、柳川市民クラブを結成し、会派届を済ませました。このたびの選挙を通じ、多くの皆さんから議会の大変革を求められました。その生々しい声を披瀝させていただきます。

柳川市の農業者の信用を落とした議員が関連した中国産野菜詰めかえ事件、支持者を殴り、

大けがさせたビール瓶事件、市民を震撼させた西鉄駅近くで起きたドンパチ事件、また、議会の傍聴した人からは、欠席が目立つ議員席、ペチャクチャおしゃべり議員、立ったり座ったりの-〔発言取消〕-、議会を抜け出し外でお客様から注文をとる〔発言取消〕、葬儀に参列し本会議すっぽかし、票集めに走り回る〔発言取消〕、早引きして自営業に励む-〔発言取消〕- などなど耳にしました。市民から〔発言取消〕と辛辣な声も耳にしました。まじめに毎日働き、税金を納めていただいた市民の大きな声、小さな声、声なき声、私は当然と思います。これではだめだ、何とかしたい、そんな思いを抱いた6人の仲間が自然発生的に集まり、誕生したのが柳川市民クラブであります。7万2,000余の皆さん、どうかどうか柳川市民クラブに絶大なる御支援をお願いします。市民の皆様は、私たち議員をしっかり見ておられます。議員と職員との不正な結びつけを疑わせない行為、お客さんとなって議員にこびを売る行為は慎んでもらいたいものであります。

さて、冒頭述べましたように、私たちは市民の声にこたえて柳川市民クラブを結成しました。ところが、どうでしょうか。大変情けなくて残念なことは、早くもさきの臨時議会で首を傾げる-〔発言取消〕-と思われることが起きました。私は、一部事務組合では花宗太田土木組合に配属されました。言うまでもなく、同組合は花宗太田川流域の農業用水を守り、維持管理することを目的にできた組合であります。だから、花宗太田川流域に住む三橋、蒲池、昭代地区の議員で構成することが暗黙の了解となっております。当然のことであります。

ところが、驚くなかれ、全く関係のない、遠く遠く離れた有明海沿岸の議員をなぜか配置されました。花宗太田川、先人が血の雨を降らせ、命をかけて寝ずの番で守り通した、農民にとっては命より大切な川であります。そんなことをないがしろにして、蒲池地区の議員は外されてしまいました。こんな仕打ちは絶対に許されません。古賀澄雄議長の配慮で、一日も早く蒲池地区の議員と交代させていただきよう、強く強く要請します。いや、そうしないといけないわけであります。蒲池地区は2名の立派な議員がおられます。お百姓さんに限らず、蒲池地区すべての皆さんは怒り心頭であります。さきの蒲池地区の区長会でも問題となったそうであります。

それだけではありません。もっともっと腹立たしいことが起きてしまいました。何とその有明海議員は、組合の初議会を少しおけると仲間の携帯に答えたまま、閉会までとうとう見えませんでした。ちょっとおけると真っ赤なうそをついてまでも、議員として最低限の義務さえ果たそうとしない、何とも恥ずかしい柳川市議の現状であります。

これで議員と言えますか。恐らくアメリカかフランスに行かれていたのかもしれませんが。もし有明海沿岸の近くにいたとしても、道路が完備されていますから、20分もあれば大川市役所まで十分に来れるはずであります。これこそ花宗太田川流域の農民を小ばかにしたことであり、柳川市民に対する重大な裏切り行為であります。謝って済む問題ではありません。

議員は当選したら終わりと思ったら間違いであります。任期の4年間、市民のために頑張

ってもらわねばできないわけであります。当選後の初議会を、うそをついてまですっぽかす、さらにこの議員は、12月2日の本議会も欠席されました。殊のほか欠席が得意のようであります。市民に納得できる説明をどうされるのか楽しみであります。

さらに続きます。農業の信用を失墜させた張本人が農業委員に居座る、その一方では、生まれてこの方農業をこつこつまじめにやってきた人を農業委員から外してしまう。そうかといえ、何と何と農業で落ち穂拾いの経験しかないと思える人を農業委員に据えるなどなど、全くもってちぐはぐであります。

私は、きょうの一般質問では次のとおり通告しております。

1. 一部事務組合の負担金について、(1)議員の行政視察について、ア. 1泊2日で100万円の支出とは。イ. 入札か随意契約か。ウ. 政治倫理条例に違反では。2. 人口減に歯どめを。3. 下水道事業の進捗状況は。

あとは自席で一問一答形式で質問させていただきます。ありがとうございました。

15番(矢ヶ部広巳君)続

柳川市が加盟する、議員が関係する一部事務組合は、1. 花宗太田土木組合、2. 柳川みやま土木組合、3. 有明広域葬斎施設組合、4. 大川柳川衛生組合、それに5. 東山老人ホームの計5つと思いますが、間違いございませんでしょうか。

総務部長(大坪正明君)

柳川市が加盟しております一部事務組合には、全県的な組合と近隣の市町村で構成している組合がありまして、そちらのほうは議員さんが一部事務組合の議員になられているような組合がございます。後者のほうでいいますと、先ほど矢ヶ部議員がおっしゃった5つの組合がございます。

以上です。

15番(矢ヶ部広巳君)

それでは、一部事務組合に対して、本年度それぞれに柳川市は幾ら負担をされておりましたでしょうか。組合別に教えてください。

総務部長(大坪正明君)

柳川市が加盟しております5つの一部事務組合に対する今年度の負担金は、予算額で言いますと花宗太田土木組合が47,408千円、柳川みやま土木組合が128,179千円、有明広域葬斎施設組合が53,871千円、大川柳川衛生組合が252,514千円、東山老人ホーム組合が46,332千円となっております。

以上です。

15番(矢ヶ部広巳君)

それでは、柳川市が加盟する5つの組合は、今いろいろずっと教えてもらいました。そして、その中で平成18年度以降の5年間で結構でございますが、議員の行政視察をやっている

ところはどこの組合でしょうか、教えてください。

総務部長（大坪正明君）

18年度以降の5年間ということでございますけれども、議員の行政視察については、花宗太田土木組合、それから有明広域葬斎施設組合、東山老人ホーム組合は議員の行政視察は行っていないとのことございました。それから、大川柳川衛生組合は、平成20年度に限って佐賀市、神崎市へ日帰りで行政視察をされたということでございます。それから、柳川みやま土木組合については、平成18年度から22年度までの5年間、毎年実施をされていると聞いております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大川柳川衛生組合は、平成20年度に限り日帰りの旅行と。日帰りの旅行というのはほとんど金もそう使っていないということであります。ということは、なぜ柳川みやま土木だけが実施をしているのでしょうか。どんな理由があるから毎年やっておるのでしょうか。その点、お願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

このことにつきましては、それぞれの一部事務組合の執行者において判断をされていると存じておりますので、私どものほうではわかりかねます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ということは、行政の執行者がそういうふうな金にゆとりのある、あるいはまた、しゃっちです、柳川みやま土木組合が行くべきだという判断のもとに行かれているということで間違いはないでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

今、総務部長のほうから答弁ありましたように、すべて行政視察の必要性、そういうものについてはそれぞれの一部事務組合で判断され、そして、その経費を予算化し、議会の中でそのことを十分審議されて予算化されているものでございまして、それを執行されたものということで理解いたしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

その辺はまた、逐一ただしていきます。いずれにしても、よその組合議会が全くやっていない。なのに、柳川みやま土木だけが1泊2日の旅行をやっているということで、どうしても私たちはおかしいと言わざるを得ないわけではありますが、私は、やっていないところ、これはね、ほとんどほかの組合、4つの組合はやっていないわけですが、経費節減の上から私はやっていないと思っておるわけではありますが、柳川みやま土木だけが毎年やる。その辺はですね、片方はやっておる、ほかの4つは全くやっていない、その辺のアンバランスはどう

いうふうに思いますかね。その辺を。

産業経済部長（藤木 均君）

その件につきましても先ほど申し上げましたように、それぞれの一部事務組合、それは特別地方公共団体でございますが、それぞれの地方公共団体でその必要性、そういうものを十分判断されて実施されている、そういうふうに理解いたしておるところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまりそういう、毎年、柳川みやま土木組合は旅行をせやんという十分な何かの理由があるということであるわけですね。（「旅行じゃないだろう。議員がそういう発言するな」と呼ぶ者あり）何て。注意してください。

議長（古賀澄雄君）

静かにしてください。

15番（矢ヶ部広巳君）続

行政視察、それは名ばかりのような気がしてならんから、今からただしていきます。

私は、平成18年度から22年度までの5年間分を情報公開請求して資料をいただきました。そこで伺いますが、平成18年度から22年度までの組合長と組合議長を教えてください、年度別に。

産業経済部長（藤木 均君）

まず、18年度でございますが、組合長は鬼丸瀬高町長でございます。それから、議長は三小田柳川市の市議会議員でございます。

それから19年度、組合長は石田柳川市長でございます。それから、議長は三小田柳川市議会議員でございます。

20年度、組合長は石田柳川市長でございます、議長は三小田柳川市議会議員でございます。

21年度、組合長は西原みやま市長でございます。それから、議長は三小田柳川市議会議員でございます。

22年度、今年度でございますが、組合長は西原みやま市長、議長は三小田柳川市議会議員でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

繰り返しますと、組合長は18年度からずっとかわっておるわけですね。鬼丸さん、石田さん、石田さん、西原さん、西原さん。組合議長はすべて三小田議員になっておるようでございますが、柳川みやま土木組合がやっている議員研修は、当初予算か、それとも補正予算か、平成18年度から年度別に、18年度は当初予算幾ら、補正予算幾ら、19年度は幾ら幾らと、それを教えてください。

産業経済部長（藤木 均君）

額についてはわかりませんが、18年度を申し上げますと、当初予算で視察研修予算が計上されております。それから、19年度は当初予算及び補正予算で視察研修費用が計上されております。それから、20年度は当初予算で計上されております。それから、21年度は当初予算及び補正予算で計上されております。今年度につきまして、22年度でございますが、当初予算で計上されております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

なぜ金額がわからんですか。そんなばかなことはありますか。私はちゃんと前もって通告しておるじゃないですか。何で金額が言われぬの。

産業経済部長（藤木 均君）

今は調べておりませんが、もしそれが必要であれば、土木組合に問い合わせまして、後で御報告申し上げたいと思います。（「議長、休憩。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

どういふことでしょうか。（「議会運営委員会として、今の一般質問に対して、これは一部事務組合の事務のことを質問されていると思います。そのことに対して、ちょっと暫時休憩して審議したいと思いますので、暫時休憩をよろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

議会運営委員会の審議ということで意見が出されております。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午後1時30分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9番（荒木 憲君）（登壇）

休憩中に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、報告いたします。

矢ヶ部議員の一般質問における一部事務組合の負担金に対する質問で、紛糾のおそれがありましたので休憩をとっていただきました。議会運営委員会で協議しましたところ、一つの意見として、一部事務組合の事務は、構成する個々の地方団体の事務ではありませんから、構成団体の議会で質問することはできません。一部事務組合の議会でやるべきのものであるというのと、反対に、一部事務組合は他の地方公共団体であるから、当該ほかの地方公共団体の事務について一般質問をすることはあり得ないが、当該組合の構成団体としての立場、すなわち負担金を支出しているの、それにかかわる質問内容については、当該市町村の執

行機関に対して質問することは差し支えないという二つの意見がございましたので、議会運営委員会としては諮ることができませんでしたので、今から全員協議会でこのことを諮っていただきたいと思っておりますので、議長のお取り扱いのほどをよろしく願いして、終わります。

議長（古賀澄雄君）

議会運営委員長の報告がありました。ただいまの報告のとおり、全員協議会に落としていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時32分 休憩

午後 3 時10分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

9 番（荒木 憲君）（登壇）

まず初めに、傍聴の方々に大変お待たせしたことをおわびいたします。どうも済みませんでした。

休憩中に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、報告いたします。

一般質問における一部事務組合の負担金に対する質問の取り扱いで、まず、議会運営委員会で協議を行いましたが、結論を得るに至らず、急遽、全員協議会を開催し、広く議員各位の御意見を伺いました。その後、再度議会運営委員会を開いて協議した結果を申し上げます。

一般質問の可否について、一部事務組合はほかの地方公共団体であるから、当該ほかの地方公共団体の事務について一般質問をすることはあり得ないが、当該組合の構成団体としての立場、すなわち負担金を支出しているもので、それにかかわる質問内容については、当該町村の執行機関にすることは差し支えないとの結論に至りましたので、よろしく願います。

以上で報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

さきの質問で、矢ヶ部議員の発言で「旅行」との文言がございました。今後は「行政視察」との文言で願います。

それでは、矢ヶ部議員の質問を続けます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今まで何のために待たされとったのか、明らかに今の、先ほどの議運の委員長の報告では、議運の委員長に責任があるということのようでございますが、当然そのことについては、こうして市民の皆様にしっかり迷惑をかけたもんですから、本当に心から謝罪をすべきじゃないですか。

それは別といたしまして、そして、しかも当たり前のことをやってきておれば、堂々と市民に議員から質問されることは答えてもらっていいと私は思います。何でこんな無駄な時間を費やされたのかというのを情けなく思います。

それでは、話が戻りますが いいですか。議員研修の問題ですが、当初予算で19年度と21年度が補正予算まで組んであります。したがって、平成19年度と平成21年度に限り、当初予算は幾ら、補正予算は幾ら、答弁をお願いいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

申し上げます。ただ、ここで申し上げるのは、あくまでも予算額でございます。一部事務組合の議員の視察研修旅費として、当初予算、また補正予算で計上された予算額を申し上げます。

まず、19年度でございますが、当初予算計上額は495千円でございます。それから、補正額は150千円でございます。それから、21年度でございますが、当初予算計上額は495千円、それから、補正額が330千円でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、視察はもうすべて1泊2日で実施をされているようであります。それは毎年ね。そこで、時間の関係もありますから、21年度に限り、なぜ21年度かといいますと、金額がぼーんとはね上がっておるわけですね。したがって、21年度は21年11月17日から1泊2日で四国に行っておりまして、それで平成21年度、組合長、副組合長何名、議員何名行かれた、合計何名行かれたということ、答弁をお願いいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

21年度の視察研修の総人員でございます。

組合長1人、副組合長1人、それから議員が7名、それから土木組合の職員が3名、それから構成市町村の職員が2名、計の14名となっております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。14名参加されているということでもあります。そして、平成18年度から22年度までは契約の旅行会社は判で押したように三橋町のT旅行となっております。そこで質問をさせていただきますが、この領収証、情報公開で領収証をとっておりますが、全く領収証は代表者の名前がございません。ここは代表者はおられないのか、それとも代表者はだれなのか、口頭で述べられないならば、紙を書いたつを私のほうに持ってきていいから確認をさせてください。どうでしょう。

産業経済部長（藤木 均君）

今の御質問は、契約の相手方というか、旅行会社の代表者がだれなのかということでございますけれども、私どもといたしましても、その問題につきましては一法人に関することで

ございますので、その件については私どももわかりかねます。

以上、答弁になりませんが、それしか申し上げることはできません。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、部長が言うように、それは答弁になりません。なぜならば、ここに平成21年度分は平成21年11月25日、柳川みやま土木組合様、金額が921,920円ですよ。それに旅行社の代表者もない。今言われたように、わずか十何名で行ってあるでしょう。そして、921,920円の領収証ですよ。そして、代表者の名前も言われなくて、こんなことが許されますでしょうか。どうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

先ほども申し上げましたように、あくまでも契約というか、領収証の提出先が土木組合に対して提出されておりますし、その代表者の記載がないことについては、私どももどうなのかということはお答えしにくいということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、これについて代表者の名前を出したらまずいのでしょうか。契約者はどうなっていますか。これもちゃんと前もって通告書を出しているわけですよ。そしたら当然、出しておる以上は、組合長にはちゃんと電話等で問い合わせして、どうかち聞いてあるはずよ。聞いてなかったら職務怠慢ですよ。そうじゃないですか。

産業経済部長（藤木 均君）

あくまでも私ども、この契約の内容につきましては、土木組合が契約されたものという判断のもとに、その契約の代表者だとか、そういうものについては問い合わせをいたしていません。

15番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと腑に落ちませんね。そんなこと隠したらいかんよ。平成21年度、今話しているのは1泊2日ですよ。四国の高知龍馬空港へ飛行機で行かれております。早明浦ダムを視察して、高知のホテルに泊まって、翌日は坂本龍馬記念館を30分間見学されて、桂浜を1時間半かけて散策されておる。そして、福岡空港へ飛行機で帰っておられます。いいですか。そして、総経費は1,058,060円ですよ。この具体的な支出説明を教えてください。1,058,060円、何で要ったのか。

産業経済部長（藤木 均君）

このことにつきましては、柳川みやま土木組合に問い合わせをいたしました。まず、バス代が215,500円でございます。それから、飛行機、ホテル代が642,900円、それから、昼食代、夕食代、有料道路代、そういうふうな一切合財の諸雑費が199,660円とお聞きいたしました。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、215千円と642千円が飛行機代、昼飯代に19万円、20万円ということですよ。今先ほど平成21年度は本予算が495千円、本予算が約500千円ですよ。そして、補正予算を300千円組んだということは、当初500千円の計画であった。そして、300千円不足したから補正予算も組んだ。こんなずさんなやり方がありますでしょうか。しかも、公の税金を使ってですよ、なぜ補正予算をそんなに320千円も組まなくてはならなかったのか、何かトラブルがあったのか。旅行社と契約しておいて、オーバーした分については旅行社の責任じゃないですか。それを何で税金で320千円も補てんせやんですか。大変な問題ですよ。500千円ですよ、本予算が。そして、320千円足らんごとなつち、これはどんぶり勘定やないですか。全く責任のないような行政視察と言わざるを得ません。なぜそういうふうになったのか、何かトラブルかなんかあったのか、ハプニングがあったのか、具体的に教えていただきたいと思います。そして、それはなぜ組合側、つまり行政側の責任なのか、その辺も明らかにしてください。

産業経済部長（藤木 均君）

土木組合で行政視察をされるに当たりまして、いろんなトラブルがあったとか、そういうことはお聞きいたしておりません。そこで、なぜその補正予算が組まれたのか、そういうことにつきましても、あくまでも土木組合で必要な経費として判断されて予算計上されたものであろうというふうに私ども理解いたしておりますし、それから、なぜ組合の責任なのかということにつきましても、その辺は定かに、我々詳しい内容はお聞きいたしておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

詳しい内容は聞いていないとか、そういう問題は前もってちゃんと調べておくべきじゃないでしょうか。そんなやり方じゃいかんですよ。そうでしょう。500千円の本予算でね、大体ね、そして320千円ですか、330千円ですか、補正予算を。こんなやり方をしておる行政は絶対ないですよ。再度言いますが、これはどちらかの責任をやっぱりきちんととってもらわかにゃいかん。大変な問題じゃないですか。それこそ休憩でもとって組合長にただしてください。そうしてもらわないと納得しません。そうです。そういうのに時間をつくらにゃいかんですよ。どうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

私どもがここで答えられることは、先ほども申し上げましたように、この21年度に視察研修をされるに当たっては、何らそういうふうなトラブル的なものがあっていないということをお聞きいたしておりますし、もう補正予算はあくまでも土木組合の執行部の責任のもとにおいて、また議会との協議の中でこの補正予算が生まれ、そして、議会の審議の中で可決されたというふうに理解しているわけでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

協議といいますが、補正予算やったら事前協議しておるわけですよ。それはわかりますよ。ところが、補正予算は使ってしまった足らんやったらしておるわけですよ。これは協議に

なりませんよ、こういうのは。そうでしょうが。足らなくなったけんね、しかも金額がべらぼうやないですか。それは常識に外れていますよ。そう思いませんか。おかしいですよ。確かめなさいよ。だから、休憩でもとって。それぐらいの親切はないとですか。それとも、ただしたら、もう結果がわかっておるわけでしょう、あなたたちは。だから言われんとやないですか。隠さやんとやないですか。市民は皆さんおかしいち思うですよ。495千円の本予算で足らんやったけんちゅうて、330千円補正予算を組んでおる。これはおかしいですよ、だれが見ても。そうやないですか。それをただそうともしない。すぐ休憩とってただしなさい。

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員、答弁ができない状況でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）続

だから、答弁できるようにただしなさい。

議長（古賀澄雄君）

質問を変えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

15番（矢ヶ部広巳君）続

そしたら後でいいですから、ぴしゃっと聞いてただしてもらっていいですかね。その確認がとれたら、次に進みます。

議長（古賀澄雄君）

いいでしょうか。（発言する者あり）

15番（矢ヶ部広巳君）続

首を振られたから、いいということでございますから、後日はっきりしてもらいたいと思います。

それでは、次に進みます。

これは入札でしょうかね、それとも随意契約でありますか。先ほども言ったように、契約者はすべてがT旅行社になっています。18年度から22年度までずっとですが、その年度別に随意契約やったのか、口頭契約やったのか教えてください。

産業経済部長（藤木 均君）

18年度から22年度までに限って申し上げますと、すべて随意契約で行われているということをお伺いしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

本当あきれますね、随意契約なんて。こんなとこそ入札でやらにゃ、金の無駄遣いじゃないですか。行政区長さんの視察旅行なんかもすべて入札制度ですよ。なるべく金のかからないようにということをやっている。その辺、私はおかしいと思います。T旅行は一体ですね、平成18年度前もつき合ってたのか、それを教えてください。

それと、まず、それを教えてください。

産業経済部長（藤木 均君）

今おっしゃっている旅行会社の名前は出しておられませんので私も出しませんが、18年度から22年度までに契約した相手方と、その以前は16年度と17年度、2カ年にわたりまして同じ旅行会社と契約されているということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、16年から22年までずっと、今までもずっと同じ会社で、そして随意契約であったということであります。こんなに税金が無駄遣いをされておるということにしかならないと思います。

それでは、時間の関係もありますから次に行きますが、私が（発言取消）との項で言っておりますが、T旅行はどなたか議員の二親等内か、そういう関係者の方ではないでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

今、政治倫理に関しての御質問だろうと思いますが、今先ほど矢ヶ部議員もイニシャルを用いてT旅行会社と、T会社と、そういう表現も使っておられますし、そのT会社というのがどういうところなのかもはっきりわかりませんし、それについては私どももお答えできないということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

T旅行社というのは、そしたらそこまで言わせるなら私が言うですたい。情報公開でとったところでは、三橋町でございます。藤吉でございます。旅行社ち、そう幾つもないよ。T旅行でございます。それぐらいわかるでしょうもん。それでもあえて言わせますか。どうぞ。

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員、答弁ができない状況でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）続

本当おかしいですね。ここに私、新聞を持っておりますが、大きく新聞にもちゃんと各社の新聞が載っております。S市議がと、長男が旅行代理店経営と、おかしいと、（発言取消）

しているじゃないかということがはっきり書いてある。恐らく私は、この新聞は全くうそではないと思います。

そこで、これにいけますと、その議員の長男ということになっておりますが、だったら当然、（発言取消）するわけですが、その長男ということでもいいでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

その御質問につきましては、私どももお答えできかねますので、よろしく願いいたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変苦しいようですね、おたくも、答弁に。その新聞が正しいとするならば、当然、

(発言取消) ということになると思います。しかも、その関係議員は柳川市議会で条例を審議する政治倫理条例の制定等に関する特別委員会の委員長を務めておられるわけでありませう。当然、(発言取消) をするわけですが、その点について、柳川みやま土木組合は7年間もずうっとね、その人をずっと使っている。しかも、何らその問題にさわっていないということについては、当然やっぱりおかしいと思いますが、どうですか、その辺の答弁は。

産業経済部長(藤木 均君)

政治倫理に関する御質問でございますが、一番最初のほうで申し上げましたように、普通地方公共団体、特別地方公共団体がございまして、いずれにいたしましても、それぞれの公共団体であることには間違いのないわけでございます、自治体であることに間違いのないわけございまして、柳川市に限りましては、政治倫理条例というのも御承知のとおり制定をいたしております、ここにいらっしゃる議員、また、市長、副市長、教育長もでしょう。そういうものにつきましては、その柳川市が作り出した政治倫理条例に規定されるということになるわけでございますけれども、一部事務組合、いわゆる土木組合に関しましては、政治倫理条例が制定されていないということは伺っております。

15番(矢ヶ部広巳君)

結局、親市はちゃんと政治倫理条例が制定されておる。そしたら当然、それにする子ですかね、一部事務組合、これは準ずるべきというのが、これが一般常識なんですよ。そしたら、一部事務組合がもうそういう条例をつくっていないから、めちゃくちゃにやっていいかというような結論でいいですか。そんなことはないですよ。しかも、何度も言うようですけど、500千円の本予算を組んで三十何万円の補正予算を組まやん、そういうやり方をしておって、本当おかしいと全然思われませんか、どうでしょうか。

産業経済部長(藤木 均君)

今、矢ヶ部議員がおっしゃることにつきましては、確かに矢ヶ部議員のお考えで言っているわけでございますけれども、この部分につきましては、やっぱり条例、やはり法律というものの適用範囲を示すわけでございますので、ここは厳格に法律に従った解釈をすべきであろうというふうに思います。

15番(矢ヶ部広巳君)

私がなぜこういうことを強く言うかということ、正直に、柳川みやま土木組合の職員さんも本当に困っているということを私は聞いております、間接的に。よその組合は旅行もしよらん、旅行という言葉はでけんとおっしゃっているから、議員研修でそういうあれはしよらんと。だから、ここもやめるべきと職員さんは思っているようであります。しかし、行政視察をやっぱりやるべきじゃないかということで、かなり強く言われているような経過があり

ます。

なぜかといいますと、例えば、何というですか、毎年旅行をしておる。よそは旅行はしとらん。しかも、平成18年度を例えてするならば、例えば、山鹿まで行って、その前に日向ダムを見て、そして翌日、またまた山鹿に泊まられて竜門ダムを見ておられる。どう見ても納得できない面があるわけです。だから、今後そういうことがやっぱりやってもらっては困るということを強く申しておきたい。しかも、四国まで行って、帳面消しのようにダムを1カ所見て、1,000千円以上の税金を使っている。どんな成果があったんでしょうかね。四国の高知まで行ってダムを見てまいる。参加者は十四、五人ですよ。1,000千円ですよ。どうでしょうか。どんな成果があったか聞いてありますか。

産業経済部長（藤木 均君）

その件につきましては、私ども詳しくはお聞きをいたしておりませんが、当初から早明浦ダム、そういうところを視察されるに当たりましては、その視察の目的、そういうものを明確にした上でされているわけでございますし、その内容というのは、組合議会の中に行政施策の実績報告と、そういう形で示されているのではないかなというふうに思います。

15番（矢ヶ部広巳君）

そんなくその答弁をしたらいかんよ。明確な討議をしていないから、500千円のに300千円足らんごとなったでしょうが。明確な段取りをやっていきよるなら、何で補正予算を組まやんですか。今の答弁おかしいですよ。明確なことをしていないから、こういう問題が起きておるじゃないですか。どうですか。訂正してくださいよ、それは。

産業経済部長（藤木 均君）

私どもが今思っていることは、今先ほど申し上げましたように、一部事務組合そのものが視察の目的、そういうものを明確にして視察されたと、そういうことを私ども理解いたしておりますし、その補正予算、それがどういう時期に補正されたのか、それは私ども調査しておりますけれども、当然必要な経費として執行されたものというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

柳川みやま土木組合が相当に財政が潤沢のようであります。今のような答弁ではね、腐れるほどお金があるようであります。だったら、23年度からは柳川市、みやま市の負担金を大幅に減らすべきであると私は思います。そして、そんな潤沢な金ならば、その金を老人福祉等に回すべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

毎年度そうでございますけれども、土木組合の予算に限らず一部事務組合の予算につきましては、それぞれの組合の執行部、そして、その編成された予算案が組合の議会に提案されて、そして、議会の審議をしっかりと受けた上で予算として決定するわけでございます。したがって、特に来年度の予算についてはどうするのかということにつきましては、これは

あくまでも一部事務組合の事務の範囲でございますし、そこで計画された23年度の事業計画、そういうものに基づきまして、それぞれの構成市町村に負担金の割り当てが来るというふうに思いますので、来年度のことにつきまして、私どもここでとやかく申し上げるものではないでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そういうふうでありますね。今ずっと、るる私が話してきておるわけですが、それでも来年度以降も市民の声を無視して、1年に1回の議員の行政視察は強行されるのでしょうか。どうでしょうか。

産業経済部長（藤木 均君）

その件につきましても、来年度の事業計画の中で組合でどういうふうに計画されるのか、それにつきましては、私どもここでとやかく答弁することはないわけでございます。

市長（金子健次君）

矢ヶ部広巳議員の質問等について、次年度の予算についての負担金等につきまして、先ほど来、16年度から22年度まで1泊2日の行政視察をやってきたと。この一部事務組合、近いところでは5組合ございますけれども、本市もかたっております。その中で、既に4一部事務組合については実施をしていないということでございます。柳川みやま土木組合というのは、構成団体はみやま市、柳川市、その構成団体でございますけれども、それぞれの親の中でも視察をされておりますし、このことにつきましては、今日のやりとりについては十分私、副組合長として、また、組合長の西原組合長にもお話をし、また、それぞれの議会の中でも議員さんいらっしゃいますので、そのことについても十分今後検討してみたいというふうに思っております。

藤木部長につきましては、なかなか答弁しにくいということで、私のほうから手を挙げさせていただきます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。それにあわせてね、市長、柳川市の議員定数もさきの選挙で2割減らされましたね。当然、花宗太田土木とか、そういうところも一部事務組合の議員を減らしておるんですよ。柳川みやま土木だけがそのままなんです。こんな金の無駄遣いをして、そして、みやま市は議員定数3人、柳川は7人と、そのままありますが、今度、みやま市議の選挙が7月にありますが、みやま市も3名ぐらい定数が減るそうありますから、当然、一部事務組合の議員定数も減らすべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

議長（古賀澄雄君）

暫時休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時52分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（金子健次君）

調査の時間がちょっと手間取りまして、申しわけございません。

柳川市は当初、平成18年10月21日、恐らく定数が53名から30名に変わった時点で、柳川市が所属する議員というのが10名から7名に変更しております。その当時、瀬高町、みやま市のほうが4名ということで、そのときにはまだ4名ということで、みやま市が合併いたしました19年1月29日に4名から3名に変更になっているということでございますので、現在の7人、3人というのは、一応その合併時に変更しておるということでございます。また、今後この議員定数等につきましては、また議会もございまして、それぞれの各自治体というのが定数が削減されておりますので、十分ここも検討する課題ではなかるうかというふうに思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

あと1分ということでございますので、私は2の項で人口減に歯どめをと、3の項で下水道事業の推進状況はということをお聞きしたつもりでございましたけれども、時間的な余裕がありません。繰り返しますが、先ほどの議員の行政視察ですね、先ほど市長が答弁されたように、その辺の、これは市民の切なる声であります。やっぱり貴重な税金を大事に使っていく、これは当たり前のことですよ。どう見てもね、今るる当局からも答弁がありましたけれども、今の時代に私はそぐわないと思います。7年間も同じ会社に随意契約しておる。そして、他の組合へは全く、経費節減のために議員研修を取りやめているのに、そこだけがやっておるち、どう見ても納得できません。その点をどうかひとつ改善されますことを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをおもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

何でしょうか。（「動議です。矢ヶ部議員に対して、ちょっと抗議を申し上げたいと思います。議長、動議です」と呼ぶ者あり）

動議ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）どういう内容の動議ですか。（「矢ヶ部議員の一般質問に対する抗議を申し上げたいと思います」と呼ぶ者あり）

動議でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

動議についての具体的なことをお知らせください。（「具体的には一部組合のことです。その内容です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「いや、倫理に違反してはいかなと、そういう質問の聞き方がありましたので抗議をしたいと思います」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後 3 時56分 休憩

午後 4 時29分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時30分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月7日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
柳	川	武	藤	正	純
観	光	古	賀	廣	介
選	挙	小	柳	敦	生
生	涯	田	中	利	光
ま	ち	大	淵	洋	祐
図	書	藤	丸		博

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16 番 緒方 寿 光	1. 市長のマニフェストについて (1) 成果？ (2) 優先順位？ (3) 変更の考え？ 2. 行財政改革 (1) 市長の戦略目標？ 3. 総合運動公園整備事業について (1) 具体的事業内容と今後の方針？ (2) 市民アンケート結果？ (3) 費用対効果？（財源と維持管理費を含む）	市 長 " "
2	23 番 梅 崎 和 弘	1. 国民健康保険について (1) 滞納世帯数の増減 (2) 資格証明書の発行・短期保険証の発行 (3) 国保への一般会計繰入（法定外）について (4) 国保の広域化のねらいは 2. 介護保険について (1) 黒字基金はどうなっているか (2) 単独運営の場合の保険料はいくらになるか 3. 市民要望について (1) 昭代地区の第2線堤防利用について (2) 小学校の制服について（指定か自由か） (3) 障害者（1級2級）の郵送投票の実態は	市 長 " "
3	4 番 白 谷 義 隆	1. コミュニティセンターについて 2. 市財政について 3. 学校給食における地産地消の取り組みについて	市長・教育長 市 長 教育長
4	22 番 伊 藤 法 博	1. 市政一般 (1) 今後の財政状況と市長のマニフェスト (2) 会計検査院会計実地検査の結果について (3) ピアス跡地問題について	市 長

5	3 番 熊 井 三千代	1 . 障害福祉相談室「きらり」の現状と今後の取り組みについて 2 . We b 図書館の導入について 3 . いじめ・自殺の根絶への取り組みについて 4 . 市営住宅の高齢者の現状と対策について	市 長 教育長 " 市 長
---	----------------	---	----------------------------

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆様おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆様おはようございます。緒方寿光です。

ようやく本日の質問の機会をいただきましたので、出戻りではございますが、新人のつもりでしっかり頑張っまいます。特に市民の皆様、執行部の皆さん、議会の皆さん、どうぞよろしく願います。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

それでは、早速質問します。

私は、柳川市が今やらなければならないことは、外部環境をしっかり見据えながら、まずもって何から手をつけるべきか。要は、はっきりとした優先順位をつけて事を運ぶべきではないか。もっとわかりやすく言いますと、柳川市が今どのような状況下であり、今後どのような見通しになるのか、冷静に把握し、そして政策を選択し、集中して進めていく時期ではないかと考えます。

なぜかといいますと、このままいけば、平成27年度以降の柳川市は八方ふさがりで、財政が行き詰まることが確実であるからです。今、高度成長期はとっくに終わりをまして、人口減少と高齢化はどんどん進んでいます。柳川市は、毎年約700人の人口の減少、高齢化率は26.7%で、平成27年度では30%を間違いなく超える予想です。さらに、市の財政は現時点でも赤信号で、具体的には、固定資産税は今年度から1.4%に統一され、その結果、税収は約170,000千円の減収となり、また、来年のNECの柳川工場の撤退によりまして、この税収は約80,000千円以上の減収が予想され、ただでさえ市の1年の予算の中で自主財源はわずか3

分の1程度しかなく、さらに先細りする上に、そこに人口減少、また高齢化が拍車をかけます。さらには、悪いことに、借金は400億円を超えておりまして、その上に、これまで柳川市がほぼ依存をしてきた地方交付税は、平成27年度以降は急激に減額されていきます。

簡単に一言で言いますと、収入は減り続け、支出はふえ続けるということです。結論を言えば、よほどのことをしなければ柳川市の財政が行き詰まるのは必至です。

そこで、具体的に何から始めるべきか。私は率直に、次のことが柳川市の重要課題ではないか、まずは最優先に必死になって取り組むべき柱ではないか、そういうふうに考えております。

わかりやすく3点にまとめますと、1つ目は、まず、あらゆる事業の費用対効果や緊急性を検証した上で事業の中止、そしてまた、縮小を早急に判断することではないか。

2つ目には、市役所の体質改善です。わかりやすく言いますと、人口減少と高齢化の時代に合わせた大幅な行財政改革です。

3つ目には、当たり前のことですが、自主財源を確保する、さらにふやす、そういう政策を最優先に取り組むことです。例えば、定住化対策、そして産業振興対策を、子育て支援、そして教育の充実を含めて同時に取り組むことです。

私は、限られた財源の中で、今この厳しい時代に、これまでのように、あれもやります、これもやりますという八方美人の運営では全くだめで、まずは政策の選択をして、そして、そこに集中して事業を展開していくことが最も大切なことではないか、そう強く考えております。

そこで、質問します。

金子市長は、マニフェストで47項目もの約束をされ、さらに、すぐ取り組みます、1年以内、2年以内、4年以内を実現しますと明言されております。私は、当たり前のことですが、このマニフェストを有効に機能させるためには、その内容、そして効果などを市民にわかりやすく判断できるようにすることが最も大事だと考えます。

そこで、1点目の質問です。今回は、市長就任後、およそ2年が経過しようとしていますので、現時点でのマニフェストの政策化と予算化の状況や任期の中間点での進捗状況、または成果あるものについてはその成果内容、さらには、市長の自己評価を率直にお尋ねいたします。特に、市長の最重要政策として総合運動公園整備事業、これはもちろんですが、道の駅の創設、川の駅の整備、しゅんせつヘドロの再利用システム、住基カードの多目的利用、このことについては特に目玉だと思しますので、具体的にお答えください。

2点目の質問です。私は、市長のマニフェストのこの47項目を市長任期中にすべてやり上げられるとするならば、はっきり言います、莫大な財源が必要となりまして、柳川市の財政はパンクすると考えます。冒頭に、柳川市の財政は赤信号の状況ということを申し上げましたが、さらには、現時点において柳川市は喫緊の行政課題が実は山積みになっています。例

えば、人口減少対策はもちろんのこと、火葬場の改築、クリーンセンターの改修、さらには市役所庁舎の一元化、そして市民会館の改修、雇用促進住宅の譲渡と運営、企業誘致対策など、山積みです。

そこで、市長に質問いたします。私は、改めてマニフェストに掲げてある事業を現時点で費用対効果を検証して、見直す、そして絞り込むべきときに来ていると率直に考えます。市長の見解と、現時点でのマニフェストの優先順位の変更、そして中止、修正がありましたら、理由を含めて明確にお答えください。

次に、行財政改革について質問をいたします。

私は、柳川市は、抜本的な行財政改革の取り組みとして、第2次行財政改革大綱案を出されまして、平成22年度から26年度までの5年間で実施するという事を明確に資料にありましたので、読みました。さらに、3つの目標として、質の高い行政サービスの実現、危機感を共有する組織運営の確立、健全な財政基盤の確立と、それは立派な目標を立てられて取り組むとされています。そして、私は、目標を立てる上で最も大切なことは、具体的な数字を掲げ、期限を切って目標を必ず達成するという意気込みが、当たり前のことですが、事業の改革を行う上では最も大切なことだと考えております。また、数字を掲げなければ、目標とはなり得ません。

そこで、市長への1点目の質問ですが、今回の行財政改革の大きな目的と、そして市長の戦略目標を具体的にお尋ねいたします。

2点目の質問です。市長が目標とされる平成26年度までの自主財源額、そして自主財源の率、さらには経常収支比率、また、目標とされる借金の累計残高、つまりはどこまで借金を減らすのか、数字をお尋ねいたします。

3点目の質問ですが、目標数字を必達するための市長の政策を具体的にお答えください。

最後の質問になります。市長のマニフェストの一丁目一番地とされている総合運動公園整備事業について質問をします。

まず、柳川市民の多くは、この事業計画についてはほとんど知らない、そう話をされます。また、この事業については必要ないという市民の生の声は多く、具体的な声として、既存の施設を修繕や改修すれば十分で、さらには筑後広域公園を利用すれば十分ではないか、そういう声が多多いのが現状です。さらに、厳しい意見をここに紹介しますと、柳川市の財政状況を考えれば、全く身の丈に合わない事業で、この大不況の時代に逆行しているのではないか、毎年数千万円かかる維持管理費用はだれが払うのか、まずは無駄な公共事業は中止して、もっと市民の税金を安くするべきではないか、そんな声もありました。

そこで、市長に率直にお尋ねをいたします。市長の総合運動公園整備事業の今後の方針について、具体的にお尋ねをいたします。特に、市長の方針の変更がある場合には、その理由を含めて具体的にお答えください。

まずは、これまで話しました質問についての答弁をお願いいたします。

また、これから後の質問は自席から行いますので、明確な答弁をお願いいたします。

以上です。

市長（金子健次君）

おはようございます。緒方議員とは初めての質問のやりとりでございます。また、御当選おめでとうございます。

3点、大きな項目がございました。1つは、現時点でのマニフェストの政策化と進捗状況、そして成果の内容、さらには市長自身の自己評価について、喫緊の課題が山積していると、そこで、マニフェストの優先順位、また変更、中止等は考えているのかという問いがありました。2点目が大きく、行財政改革の目的と市長の戦略、目標はという問いでした。3点目が、総合運動公園整備方針についてということでございます。

回答につきましては、私自身が基本的なことを回答いたしまして、事細かくにつきましては、十分担当部署と打ち合わせをしておりますので、部長なり課長がお答えすることにいたします。

緒方議員のマニフェストの御質問にお答えいたします。

私は、昨年の市長選挙でマニフェストを掲げまして、4年間で取り組んでいく政策をお約束いたしました。活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりをテーマに、6つに区分をした重点課題に47項目の具体的な取り組みを掲げたものでございます。

このマニフェストにつきましては、市長に就任をいたしまして、全職員に配付をし、部長、課長を通じまして取り組みの徹底を図ってまいりました。

私、就任して1年8カ月たちますが、これまでに小型合併処理浄化槽の設置補助金を新築で150千円、改築で200千円、既定の補助金に上乘せをして補助するよう制度を改めたところ です。このことによりまして、新築戸数が減少したにもかかわらず、設置基数は前年度よりも19基増加しており、水質浄化についての一定の効果があったものと考えております。

また、昨年の9月には、市民参加によります外部評価委員会を設置いたしまして、市民目線で事務事業の評価をしていただいております。

さらに、合併協定で、先ほど触れられました5年間の不均一課税をしてまいりました固定資産税の税率を、市民の皆さんの家計や暮らしへの影響を考慮して、1.4%に統一することいたしました。昨年の12月定例会におきまして、全会一致をもって議員さんに御承認を得ることができました。今年度から、4月1日から実施をいたしております。

このほかにも多くの項目に取り組んできましたが、まだまだ未着手の項目が幾つか残っており、今後取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

なお、議員の御質問の、進捗状況や成果などにつきましては、マニフェスト47項目を個別の事業に分けて59事業として、おのおの担当課で評価をしております。後ほど総務部長から

お答えさせます。

次に、これからの2年間の優先順位はということでございます。

マニフェストは、市民の皆さんとの約束であり、すべての項目について、私は重要と考えております。今後は、公開討論会のときに示した順位にとらわれず、市民の皆さんの要望が強いものとか、緊急度とか重要度が高いものから順次目標を達成してまいりたいと考えております。

本市の喫緊の行政課題として認識をしておりますのは、人口減少抑止策と定住化対策、産業の活性化、水問題、学校の改築、西鉄柳川駅東口開設と周辺の整備、クリーンセンターの整備、庁舎の統一化、ピアス問題の解決と跡地の利活用などでございます。

次に、自己評価でございますけれども、私は市長に立候補するに当たりまして、私が思いを描く理想のまちづくりのための施策として47項目にわたってマニフェストを発表いたしました。そして、市長に就任して1年8カ月を経過いたしました今、施策の進捗上の自己評価のことでございますが、各マニフェスト項目の達成度につきましては、一定の最低基準を定め、それぞれの担当課長によって、年度末時点で採点評価をしております。

したがって、あえて私がここで自己評価するよりは、マニフェスト施策の推進者である各課長の目が厳しく公正な評価をしておりますし、それが公式の評価だと思っております。

ちなみに、今の現在では、100点満点といたしまして52.6点ということでございます。

評価の内容を見ますと、達成されているものから、成果が十分上がっていない、あるいは取り組みができていないまで評価が5段階に分かれておりまして、適正な視点で行われていると信じております。

もちろん、この評価は私に対する市政執行者としての採点表として受けとめ、これが改善するように常に努力する所存でありますし、残された任期時の達成に邁進する覚悟であります。

なお、柳川青年会議所のほうからも、JCさんのほうから、来年には市長のマニフェストについての検証をしたいということで、先般、みやま市のほうで行われた内容についての検証をしたいということで、私自身もぜひお願いをしたいというふうに言っているところでございます。

次に、行政改革の市長の戦略目標はどうなっているかということでございます。

行政改革についての市長のということでございますけれども、平成17年に合併をいたしまして、現在まで第1次行政改革大綱に基づき実施計画を立てまして、各分野において行政改革を推進して、一定の成果を上げております。

今後は、昨年11月に諮問してございました柳川市行政改革推進委員会の、ことしの10月に答申をいただきました。その内容を十分尊重いたしまして、第2次柳川市行政改革大綱を策定

しているところでございます。

なお、具体的な取り組みにつきましては、その大綱に基づく実施計画を立てて行政改革を推進していくこととなりますが、財政的な数字も含めまして総務部長に後ほど答弁をさせます。

次に、3点目の、総合運動公園に関する今後の方針を申し上げたいと存じます。

私は、総合運動公園整備をマニフェストに掲げ、これまで準備を進めてまいりました。マニフェストは市民との約束であり、市政運営の基本となるものでありますので、私はその実現に努めなければならないのと同時に、遂行過程や結果に対しても責任があると思っております。

しかし、市政にはマニフェストに掲げた政策以外にも重要な政策課題がたくさんありますし、新たな課題も出てきております。例えば、市民会館の改修や庁舎統合の問題、学校校舎の改築、先ほど申し上げました西鉄駅周辺整備など、今後大きな事業費を必要とする事業が幾つもございます。また、このたびのアンケート結果や外部評価委員会の御意見、市民や市議会の御意見、御提案についても尊重し、施策に反映させていくことが必要ではなかろうかと思っております。

さらに、民主党政権でのコンクリートから人への転換など、社会情勢の変化に応じて、その時点における最も適切な対応をとることが求められております。

このようなことから、私はマニフェストを基本としながらも、これを発展させたり、あるいは目的達成のためにやり方を見直していくことが必要ではないかと考えております。

重要なことは、市民の皆様には御支持いただける市政運営を行うことであり、そのためには、当初掲げましたマニフェストに固執することなく、必要に応じて見直しをして、柔軟に対応していかなければならないと思っております。

このようなことから、総合運動公園の整備につきましては、将来の課題として残しながら、当面は既存のスポーツ施設や公園の改修、整備の方向にかじを切り直す、例えば、グラウンドやネットの改修、応援席の整備、施設中にウォーキングコースを整備することなどによって、市民の要望と期待にこたえていきたいと考えております。

以上、私の答弁といたします。

総務部長（大坪正明君）

市長のマニフェストの進捗状況と成果についてお答えをいたします。

まず、すぐ取り組みますとされておりました施策の進捗状況とその成果についてお答えします。

すぐ取り組みますとされていた項目が25項目で28事業ございます。そのうち、現在まで具体的な取り組みを実施し、ある程度以上の成果が上がった事業は19事業ございます。その主なものといいたしましては、結婚サポートセンターの開設、障害者福祉相談の充実、市職員の

人員削減の計画的達成などが挙げられます。

また、すぐ取り組みますとされていた項目については、すべての事業に既に取り組み済みであり、この中で取り組みができていない事業はございません。

評価を点数であらわしたら何点になるかということでございますけれども、点数のつけ方といたしまして、具体的に取り組みで成果が得られたものを100点、ある程度の成果が上がったものを75点、具体的な取り組みをしたが、まだ十分な成果が得られていないものを50点、施策は実施していないが、取り組みのための委員会等を立ち上げたものを25点、未着手のものは0点として、その平均を計算いたしております。その結果、すぐ取り組みますという施策は、平均で66点ということになります。

次に、1年以内に実現しますとされておりました施策の進捗状況とその成果については、3項目3事業ございますが、すべて現在までに具体的な取り組みを実施し、ある程度以上の成果が上がったと評価をしております。

具体的には、合併浄化槽の設置補助金の上乗せ、それから外部評価委員の設置、市長給与・退職金の20%カットでございます。点数であらわすと83点となります。

次に、2年以内に実現しますとされておりました施策の進捗状況とその成果については、2項目2事業ございます。現在までに具体的な取り組みを実施し、ある程度以上の成果が上がった事業は1項目で、ひとり暮らしの高齢者支援システムでございます。あと1つのファミリーサポートセンター事業についても、平成23年度中に実施できるよう取り組んでおるところでございます。点数であらわしますと50点となります。

次に、4年以内に実現しますとされておりました施策の進捗状況については、項目では15項目で24事業ございます。そのうち、現在までに具体的な取り組みをし、ある程度以上の成果が上がった事業が6事業で、主な取り組みとして、柳光園の民間移譲、防犯灯整備計画の策定による通学路防犯灯の整備、都市計画道路の見直しなどが挙げられます。また、取り組みができていないと評価した事業は4事業ございます。具体的には、少人数学級の実施、全小学校区への学童保育所設置、学童保育の6年生までの対象拡大、審議会・委員会等の兼務制限の4事業でございます。

少人数学級の実施については、県からの加配教員を活用して少人数指導を実施してきたもので、今後は国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

全小学校区への学童保育所設置は、まだ設置していない残りの6校区からの要望がございませんでしたので、今後要望があれば設置に向けて検討する考えでございます。

学童保育の6年生までの対象拡大については、施設面で受け入れスペースがないことが、おくれおる大きな要因でございます。

それから、審議会・委員会等の兼務制限については、委員の調査をした段階であるということでございます。

この区分の達成状況を点数であらわすと41点ということになります。

あと、緒方議員からの、特にということで御質問いただきました4項目については、後ほど各担当課から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

それから、次に、2番目の行政改革についての御質問にお答えをいたします。

平成26年度までの目標の自主財源額、それから自主財源比率はというようなことでございます。

本市の自主財源比率につきましては、県下26市の中でも低い順位にございまして、21年度決算における自主財源比率は30%ということで、県下26市の中でも24位ということになっております。これは、本市の産業構造などによりまして、主な自主財源である市税が少ないことが主な要因となっておりますのでございます。

また、市税が少ない分は、国から交付される普通交付税と臨時財政対策債ということで補われておりまして、自主財源が少ない自治体に多く交付をされております。その総額につきましては、平成21年度決算ベースで歳入総額の31%に当たります8,980,000千円となっております。これにつきましては、市税と同じように、何にでも使うことができる一般財源でございます。

財政状況を示す指標といたしましては、議員も御承知のとおり、一般的にはこの自主財源比率だけではなくて、財政構造の弾力性を示します経常収支比率や単年度における公債費などの実質的な負担を示す実質公債費比率、それから、後年度における実質的な負担を示す将来負担比率などがありまして、これらの財政指標を見ながら、総合的に財政状況を判断することが必要でございます。

本市の平成21年度の普通会計決算ベースでの県下26市における財政指標の数値と順位を申し上げますと、まず、経常収支比率につきましては、県下平均で93.7%となっております。本市につきましては90.9%ということで、26市中、よいほうから5番目となっております。つまり、他市と比べると投資的経費に回す余裕があるほうだということになります。また、実質公債費比率については、県下平均で12.4%ということになっておりますが、本市は13.6%と、これは26市中、高いほうから10番目となっております。将来負担比率については、県下平均で63.9%ということで、本市は75.7%でございますので、26市中、高いほうから12番目ということで、平均より少し高い状況でございます。

このようなことから、地方債に関する実質公債費比率などが幾分、平均より高い数値となっておりますけれども、国が定めました早期健全化判断基準、この早期健全化判断基準というのは、これを超えますと黄色信号という数値でございます。これが実質公債費比率で25%、本市は13.6%ということで、半分よりちょっと高いぐらいでございます。それから、将来負担比率が基準は350%、本市は75.7%ということで、黄色信号からはかなり低い状況でございます。

緒方議員からは、現時点でも柳川市の財政は赤信号だということで御心配をいただいておりますけれども、本市の財政状況について、こういう指標で見ますと、総合的に判断した場合には、そう悪い状態ではないということは御理解いただけると思います。

ただ、今後は地方債残高の推移とか、平成27年度からの普通交付税の一本算定への移行、こういったことに留意をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、中期財政計画における平成26年度の数値につきましては、自主財源額が8,069,000千円、自主財源比率は28.1%ということで推計をいたしております。

自主財源確保のための施策といたしましては、まず、人口減少、定住化対策についてでございますが、住んでいたい、住んでみたいと言われるような施策を総合的に有効性を見きわめながら推進していく必要がございます。今年度新たに子育て支援策として養育支援訪問事業、それから少子化対策として結婚サポートセンターの設置などを行っております。

今後の取り組みとしては、まだ検討段階ではございますが、本市の定住・移住に関する支援窓口の一元化を進め、民間の活力も活用した空き家バンク制度の創設や、ホームページ等を活用した積極的な情報を発信していきたいと考えております。

企業誘致につきましては、人口の流出をとめるためにも、地元で働ける施策の実現は最重要課題の一つでございます。長期的視点に立って進めなければなりません。短期的には、企業誘致と同じ効果を持つ仕事の誘致を進め、具体的には、商工団体と連携して、意欲のある事業者による情報交換や交流ができる場を設けたり、新たな取引先を求めている企業同士による取引の促進を図り、市外、県外へと商談を進めていけるビジネスの支援を考えているところでございます。

また、自主財源の安定確保や負担の公平性を図るために適切な課税を行うとともに、市税だけでなく、保育料や各種使用料も含めた市債権の収納率の維持、向上に努めてまいります。さらに、有料広告掲載の推進、それから市有財産の売却、処分、貸し付けなどによる有効活用を図っていきたいと考えております。

次に、26年度までの目標の経常収支比率でございますけれども、中期財政計画での目標経常収支比率は、26年度において92%を超えない水準と設定しているところでございます。

ちなみに、本年9月28日に総務省から公表された平成21年度普通会計決算における全国市町村の経常収支比率の平均値は91.8%となっております。この全国平均的なレベルを維持したいと考えております。

次に、経常収支比率を上げないための主要施策ということでございますが、第1次行革におきまして、平成17年度を基準年として、18年度から21年度までの4年間で、人件費削減や民間移譲の推進、補助金削減など経常的な経費の削減を重要事項として取り組みを進めてきた結果、4年間の累積の削減効果額が約2,430,000千円に及ぶなど、一定の効果が上がっております。こういう効果があったものを引き続き推進するとともに、さらに行政評価システム

を活用いたしまして、成果に基づく事業の優先順位づけや統廃合など、事業のビルド・アンド・スクラップを絶えず行い、これまで以上に不要不急な事業を洗い出すとともに、従来の積み上げ方式、査定方式の予算編成ではなくて、歳入の範囲内で施策や組織ごとに予算を配分する枠配分方式など新たな手法による予算編成を行うことにいたしております。

次に、26年度までの目標の市債の累計残高はということでございます。

中期財政計画におきましては、26年度末の市債残高は341億円と見込んでおります。この地方債が多くなればなるほど、将来的な財政負担が増大いたしまして、財政悪化の一因となるものでございます。このため、いかにして地方債残高を減らすかということは、財政運営を図る上での命題となるものでございます。

本市におきますこの取り組みといたしましては、平成19年度から21年度までの3カ年で、財政融資資金などの公的資金約9億円の繰り上げ償還を実施いたしました。また、今年度におきましても、市中銀行から借り入れております年利2%以上の市債530,000千円の繰り上げ償還を来年3月に実施するための補正予算を、ことしの9月議会で御承認いただいたところでございます。

今後とも、地方債残高を注視しながら財政運営を図っていく考えでございます。

なお、21年度普通会計における地方債残高は約320億円となっておりますが、そのうち後年度に普通交付税に算入されず金額は全体の68%に当たります216億円となっております。残りの104億円が実質的な市の負担であることを申し添えます。

それから、市債残高をふやさないための主要施策ということでございます。

具体的には、第1次行革大綱で効果がありました人件費の削減や民間委託の推進、補助金削減など経常的な経費の削減を引き続き推進してまいります。さらには、先ほど申し上げましたが、行政評価システムと連動した枠配分方式などによる予算の編成、自主財源の安定確保、有料広告や市有財産の有効活用に加え、そのほかにも公共施設の適切な配置、住基カードの多目的活用などを考えておりますけれども、現在、第2期の行財政改革大綱、それとその実施計画を策定中でありまして、具体的には実施計画の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございますが、この後、マニフェストの進捗状況について、緒方議員のほうから特にということで御質問いただいております4項目につきましては、各担当課長からお答えをいたします。

以上でございます。

柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

柳川ブランド推進室の武藤でございます。

道の駅についての御質問でございますけれども、この道の駅は、活力ある地場産業の振興の1つの方策として、これを掲げてあるところでございます。しかし、この議会の中でも、こ

れまでお話をしてきたところでございますけど、本市の道の駅建設につきましては、近隣市、町の大木町、みやま市で建設計画が具体的に進んでいるという状況の変化によって、国の補助事業採択、あるいは登録要件の問題、さらに近隣の道の駅商圈による運営の厳しさ、そういったものが当然予測されるということから、道の駅にかわる地域振興策を見直さざるを得ないという状況になったところでございます。

それにつきまして、これまで地域振興を図る方策を模索して、ことしの3月議会においては、道の駅にかわる方策として地域ブランド事業に取り組んでいくという考え方を申し上げたところでございます。

この地域ブランド事業とは、その地域が持っている特性に着目して、それを全国に広くアピールして、観光客、つまり人を呼び込んで、同時に、そこに新しい特産品を開発し、売出す、金を呼び込むと。そして、それを拡大、再生産しながら、新しい産業の育成をし、雇用を創出する。つまり、人、物、金を呼び込むためのトータル的な仕掛けをつくって、まち全体を活性化しようという取り組みでございます。

本市の場合は、もう既に川下り、北原白秋、ウナギ、これを目当てに年間100万人を超える観光客が訪れ、観光の強みがございます。それ以外にも、有明海でとれる珍しい魚介類、あるいは広大な平地で生産されます農産物の産地でございます。また、歴史文化にあふれたまちでもございます。

それで、こうした地域の魅力を活用して、地域のイメージに合った商品やサービスをつくり出し、そして、もっと対外的に本市の魅力を情報発信し、もっと本市の観光を盛んにすることで、その売上げをふやし、新たな企業や雇用を創出し、市民の所得向上を実現しようとするものでございます。

この事業を推進していくためには、ことし、行政、議会、それと各産業団体等で柳川ブランド推進協議会を立ち上げて、事業の推進を行っておるところでございます。

現在、取り組みについては、その一端を紹介しますと、柳川市新たな商品づくりということで、本市の特産品である米粉、ノリを使った商品開発を行ったところでございます。この開発については、市内12業者の協力を得て、19品の新たな商品が開発をされたところでございます。このことを市内はもちろんのこと、市外にもPRして、現在、この商品の販売キャンペーンを実施しておるところでございます。

それとあと、本市のそういった農産物、水産物等の地域イメージや産地名アップを図る目的に、現在、毎月1回、市民を対象にして柳川の魅力を紹介するよかばんも～体験、あるいは福岡都市圏在住者を対象にしたよかばんも～ツアーということで、収穫体験等を通して、参加者に柳川の農水産物等の産地イメージや新たな魅力の発信ということを行って、柳川の農水産物の消費拡大、あるいは観光客の増加につなげる取り組みを行っておるところでございます。

今後も、こうした事業を継続していくとともに、ブランド戦略構想のスキームにのっとり、積極的な事業を行っていくというふうに考えております。

以上です。

観光課長（古賀廣介君）

観光課の古賀と申します。

マニフェストのまちの駅、川の駅関係について御説明を申し上げます。

まず、まちの駅についてでございますけれども、現在も市内の、または近隣のコンビニエンスストアなどを中心に、アクセスマップやパンフレット等を置いていただいている状況でございます。しかし、観光客へのPRや、または店舗数が限られていることなどが課題であるというふうに考えておまして、現在、交通ルートやまち歩きルート、また、地域バランスなどを考慮いたしまして、主要道路沿線のコンビニやお店、また、イベントの際の商店街の店舗など、駅の候補を絞り込みまして、どのような機能を持たせられるのか検討をしているところでございます。

また、全国のさまざまな地域に、まちの駅というものがございまして、それらの組織、いわゆる全国組織でありますまちの駅連絡協議会という組織がございますけれども、負担金等の問題もございまして、本市では基本的な方針として、まちの駅連絡協議会には加入せずに、柳川独自路線で行くということとしております。

既存のコンビニなどをお願いをしているところから、まちの駅として今年度内に設置できるように、今現在作業を進めているところでございます。

次に、川の駅のことでございますけれども、駅の設置に当たりまして、まず第1にやらなければならないことが、川下りコース沿いに、おりたところでお客様にまち歩きをしていただくわけですが、その魅力ある資源をつくり出すことがまず第1番だというふうに考えておまして、また、駅は既存施設の有効活用を第一に考えているところであります。第1段階としては、まず、ひな祭りなどの季節のイベントの折に合わせて、例えば、武家屋敷等を有効に活用いたしまして、川下り沿線に見どころを創出していくと、そういったことの実績を積み重ねながら、この川の駅の設置に向けて事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

もう少しわかりやすく、短く言っていただけませんか。もうあと残り12分じゃないですか。本当、明確に言ってください。

あとの、しゅんせつのヘドロ再利用システムは、多分、伊藤議員が質問されると思いますので、そのときにじっくり話をされてください。

まず、わかりにくい答弁がありましたので、一つ一つ市長にお尋ねをいたします。

まず、総合運動公園整備事業については、これは事業中止ということで理解してよろしいんですか。

市長（金子健次君）

事業中止ということでございますけれども、事業につきましては見直しをするという考えでおります。

と申しますのも、一丁目一番地という形で、私自身も最大の一番大きな公約でもありました。しかしながら、アンケート、いろんな市民の意見、また議会の意見、外部評価委員会の意見等をかながみますと、どうしても、かじを切り直していかなければならないということで、見直しをしていこうということで、1つは将来的には、その一丁目一番地は課題として残しながらも、今時点では見直しをして、いろんな施設の改修をやっていくということでございます。

16番（緒方寿光君）

その見直しというのは、先ほど市長が言われた既存の運動施設をできるだけ安上がりで修繕、改修をするということの見直しですか。

市長（金子健次君）

そういう施設の改修もあると思うし、その施設を利用し、活用しながら、例えば、ウォーキングコースをその施設の周りにつくるとか、そういうことを含めて、今後、ちょっと時間をかけて検討してやっていきたいということでございます。

16番（緒方寿光君）

ということは、今御提案されているA案とB案がありますよね、総合運動公園、13億円、20億円ですか、それはまず白紙撤回するということですね。

市長（金子健次君）

はい。A案、B案という形で構想を練りましたが、その分については一応白紙といたしません。

16番（緒方寿光君）

そしたら、再度、市長に御質問しますが、ことしの10月上旬から2,000人のアンケートをとられたわけですが、私は、これは市長就任直後に、すぐに、これは建設の是非も含めて、A案、B案、わかりませんよ、建設の是非も含めて市民アンケートを広くとって、その結果をもって判断して、仮に調査などが必要であれば、そこで初めて予算をつけるということが私は順序だと考えますけどね。市長、ぜひ、この見解をお答えください。

市長（金子健次君）

市長選挙によりまして、ローカルマニフェスト討論会もございました。私の公約の中の一丁目一番地という形で最大の公約でもありました。そのことについては、市民の賛同を得たということで、私はその時点では必要はないというふうに思っておりました。

しかしながら、いろんな御意見、市民の意見、議会の意見、いろんな意見の中で、アンケートについてはとったほうが良いという判断で、今回、2,000名の方にアンケートをとったということでございます。

緒方議員のほうは、最初からとるべきじゃなかったのかということについては、私は、公約の中で選挙戦を戦ってきたので、その必要はないと、直ちに必要はないという考え方でございます。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。

そうしますと、私は、次、質問しますけれども、市長就任後、この総合運動公園事業に、これまでいろいろ税金を使われたと思いますけれども、この総額は幾らになっておるのか。そして、その詳細を教えてくださいませんか。（「担当者でもいいですか」と呼ぶ者あり）はい。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

まちづくり課長です。

この事業計画を進めるに当たって、これまで使われた税金の総額は幾らになるかという御質問でございますが、平成21年度第2号補正予算に総合運動公園調査費といたしまして2,300千円計上いたした中、執行額は総合運動公園基本構想策定委託料1,480,500円を含む1,648,940円、平成22年度予算におきましては、当初予算に総合運動公園整備事業費として基本計画策定委託料2,000千円を含む20,267千円を計上いたしておりましたが、執行額は11月末現在で旅費及び消耗品の合計58,121円となっております。これにアンケートの郵送料も合わせた金額を含んだ予算執行額は、平成21年度、22年度合計いたしますと1,964,281円となっております。それに加えて、平成21年度10月より総合運動公園整備室を建設部まちづくり課内に置き、職員2名を配属いたしておりますので、先ほど申しました金額に職員2名分の1年余りの人件費が加わるということになります。

以上です。

市長（金子健次君）

課長の答弁に、ちょっと補足をさせていただきます。

この額につきましては、私の見解といたしましては、総合運動公園整備に取りかかるまでの調査としては適切な金額で、適切に処理してきたというふうな見解を持っております。

総合運動公園整備方針を見直すことになった今日、第1次柳川市総合計画や都市計画マスタープランにもありますように、あくまでも総合運動公園整備事業は将来への課題としていく所存でございます。

したがって、この基本構想は、時が来れば生かされることがあるかということに考えております。また、この基本構想策定のときに調査した項目、例えば、スポーツ施設の利

用状況やスポーツ団体の意向などは、今後つくる施設改修計画にも十分生かされるものであります。また、先日行ったアンケート調査結果につきましても同様でございます。こういったものを積極的に活用し、将来への布石にしていくことが必要であります。今置かれた状況でできる最善の方法であると考えております。

この1,707,061円が今後、最大の効果を生み出せるよう、努めてまいりたいと考えております。

それとあわせて、総合運動公園の整備室、職員を2人配置しておりますけれども、これについても今後どのようにするかについて見直したいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は、率直に質問させてもらいますけれども、将来、この計画が生かされるんじゃないかというお話なんですけれども、市長御自身が公約に掲げて、4年間でこれを着工、着手するという方針を掲げられておきながら延期をすると。やっぱり、最初からこの事業に見通しの甘さがあったんじゃないですか。これまでに、今、予算の話もありましたけれども、多くの労力と金と時間と使われたわけですので、私は見通しの甘さ、つくづくあるんじゃないかなと思います。ぜひもう一度、このことに対しての市長の見解を、わかりやすく言っていただけませんか。

市長（金子健次君）

就任当初、また公約につきましては、総合運動公園について、いろんな市民の意見の中に、陸上競技場、スタジアム、また野球場というのが、将来の子供たちへのという形で公約を上げてきました。と申しますのも、久留米市や大牟田市、小郡市、それぞれの、このくらいの人口の7万5,000の規模では、どこにもスタジアムや、また野球場があるということで掲げさせていただきました。また、その財源的にも、私は、特別交付税と申しますよりも、合併特例債、それとあわせて、一番最初に国土交通省本省に行きまして、この分についての補助金が見通しが一定つきましたので、それとあわせて合併特例債を活用すればできるんだと、仮に十五、六億円ぐらいで2億数千万円の単費でできるということでございましたし、また、説明をしましてまいりました。しかしながら、今回のアンケートの結果を見ますと、状況はかなり厳しい状況になっております。経済的な状況も、ここ2年間の間に、政権も交代し、変わってきたような感じがいたします。

そういう面では、当時の考え方については、私は誤っていないというふうに思っております。

16番（緒方寿光君）

いや、私が言っておりますのは、要は、総合運動公園があれば一番うれしいですよ。私だって子供がおりますし、それはあるほうが利用できるわけですから、うれしいんですけれど

も、柳川市の財政を真剣に考えたときに、中期計画も私は見ましたけれども、もっと公園よりもやることがいっぱいあるんじゃないかと。要は、庁舎を3つありますけど、一元化したり、そこで金を生み出して行財政改革をやったり、そして、ごみ焼却場も建てかえせないかんような時期になって、そして火葬場もですか、新しくしなくちゃいけない。まだ、やることはいっぱいある。そういう優先順位を間違っておるんじゃないか。それを私は言っておりますので、全体を見て、この総合運動公園がどうのこうのということじゃなくて、柳川市の今の予算を考えたときに、何を優先的にやる必要があるのかをもう少しじっくり検討されるべきではなかったのかということをお質問しておりますので、最後になりますが、御答弁をお願いいたします。

議長（古賀澄雄君）

市長、簡潔にお願いします。

市長（金子健次君）

簡潔にお答えいたします。

余り時間がありませんけれども、1年7カ月前のことでもございました。そういうことで、第1番目に、一丁目一番地に掲げさせていただきました。確かに、その時点の経済状況は若干よかったというふうに思っております。また、そういう考え方を持っておりまして、市民の皆さんにお約束をしたところでもございます。しかしながら、今日のこの経済状況、また、いろんな庁舎問題。火葬場については、今のところ10年間は大丈夫だということで、ちょっと御意見が違いますけれども、有明葬斎の火葬場で大丈夫ということでもございます。

それから、もう1つの人口減につきましても、1,000人減るということでしたけれども、実際、国勢調査の中間速報では大体平均600人ということでもございますので、ぜひ7万人にはとどめたいということでもございます。

しかし、もとに話は戻りますけれども、この公約について、できなかったことについては市民の皆さんにおわびを申し上げたいという気持ちも持っております。しかしながら、今日の状況を踏まえて、選択をやっぱりしていかなければならないという考えもですね、かたくなに私は公約に固執する考えはございませんので、そのことをあわせて、今後、議会の皆さんの意見や、市民の意見や、いろんな意見を聞いて、今後やっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。また、インターネットをごらんの皆さん、おはようございます。23番、日本共産党の梅崎和弘でございます。通算70回目の一般質問ができるようになり、うれしく思っております。また、厚く御礼申し上げます。

今回の市議会議員選挙に際しまして、私たちは8,000名近くの方に対して、柳川市政に対するアンケートをお願いしました。その結果が、市政に望むことの1位が介護保険料の値下げ、2位が国民健康保険料の値下げになっております。このことにつきましては、何回も一般質問を行ってきております。今までの質問と繰り返しもあるかと思えますけれども、どうかよろしく御答弁をお願いいたします。

なお、このアンケートの第3位は暴力団追放ということでございました。また、総合運動公園につきましては、なぜ今ごろつくる必要があるのかという厳しい御意見も多くあったということを申し添えておきます。

それでは、一般質問を発言通告に従って行います。

まず第1点目、国民健康保険料の値下げについてであります。

まず第1点目ですけれども、国民健康保険料、6月議会にも一般質問しましたけれども、その後、国保への加入者状況、それと滞納世帯数の増減、資格証明書の発行はどうなっていますか、お尋ねします。

2点目が、高過ぎる国保料の引き下げ、これを図るために、私は今までも一般会計から法定外繰り入れをすべきではないかと、こういうことを質問してまいりました。この質問に対しまして、やはり国保以外の市民の方から二重の負担になると、こういうことで理解が得られないということでしたけれども、ほかにどういうふうな理由があるのか、お尋ねいたします。

3点目が、政府は通常国会で成立しました国民健康保険法改正によりまして、都道府県に広域化等の支援方針の策定を求めるとともに、後期高齢者医療制度の中で国保の広域化をねらっていると、このようにお聞きしておりますけれども、現在、どのような方針が提示されていますのか、お尋ねいたします。

次に、介護保険の引き下げについてですけれども、福岡県介護保険広域連合は、制度開始時には72自治体でスタートしましたけれども、その後、市町村の合併などを繰り返す中で、今では半分以下の33の自治体となっておりますことは、もう議員の皆さん方御存じのことと思います。

介護保険料も、当初は2,908円という基準額でスタートしましたけれども、今では3グルー

プに分けられまして、最高額のAグループでは2.2倍の6,275円となり、これは日本での最高額となっております。それから、一番低いCグループでも1.3倍の3,780円にもなっております。

この高過ぎる保険料に加えまして、介護サービスの受給が抑制されてきたために、毎年のように、今度は黒字が発生し、借入金の返済も全額終わる見通しであると、このようにお聞きしております。この基金が大分ため込んであるとお聞きしておりますけれども、この黒字額とか基金額、これはどうなっているのか、また、その使い道はどうされようとしているのか、お尋ねいたします。

また、いつも言っておりますけれども、柳川市単独で運営した場合、保険料は幾らになるかということをお尋ねいたします。

3点目が、市民要望についてでありますけれども、今、昭代地区の崩道集落と昭代干拓地の中ほどに第2線堤防と言われます旧堤防があります。この堤防は、草が伸び放題でありまして、年1回草刈りが行われていると、このようにお聞きしておりますし、この費用が幾らぐらいかかっているのか、また、将来どのように活用される計画があるのかどうか、お尋ねいたします。

2点目が、小学校におきまして、制服着用の学校と、私服ですね、いわゆる自由な服装の学校があると聞いておりますけれども、制服にするのか、私服にするのかということはどこで決めておられるのか、お尋ねいたします。

3点目は、障害者の1級、2級の方たちは郵送で投票ができると、このように聞いておりますけれども、この実態はどうなっておりますか。

以上ですけれども、先ほどみたいに答弁が余り長くないように、わかりやすく御答弁をお願いしまして、私の1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

健康づくり課長（山田明寛君）

健康づくり課長です。

先ほど、梅崎議員のほうから3点について御質問いただきましたので、それぞれに答弁をさせていただきますと思います。

最初の御質問の、国民健康保険の加入状況のことでありますけれども、国民健康保険の加入者は、平成22年、本年の11月1日現在で2万2,093人でございます。6月末時点の加入者が2万2,168人と比較しますと75人減少しております。

次に、滞納世帯数につきましては、6月議会で平成21年度滞納繰越決算期の滞納世帯数について1,994世帯と御報告いたしておりました。11月末日現在の滞納世帯数は1,726世帯で、268世帯減少いたしております。

また、資格証明書の発行につきましては、6月議会で発行件数74件と御報告いたしておりましたが、11月末現在の資格証明書発行件数は64件で、10件減少いたしております。

次に、2点目の御質問の、一般会計からの法定外の繰り入れについてでございますが、9月議会でも御回答いたしましたとおり、その繰り返しになるかと思えます。受益者負担の原則に立つと、国保以外の市民の方々にとっては二重の負担になると、そういうことで住民の方の理解が得られないということが一番の理由でございます。

また、国におきまして、国保の財政的には公費で埋めると保険料が安くなる、しかしながら、法定外繰り入れの場合は税金による穴埋めとなる、国保加入者以外の方の負担が生じるということで、法定外の繰り入れについては好ましくないという見解も出ております。

次に、3点目の、国民健康保険広域化等の支援方針についてでございます。

議員御承知のとおり、現在国において平成24年度で後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度の創設について検討がなされております。その中で、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に、これら以外の方は市町村国保に加入し、その財政運営を都道府県単位とすること、また、将来的には国民健康保険の全年齢で都道府県単位化を図るとした方針等が打ち出されております。

ちなみに、先日の新聞報道によりますと、この全年齢の都道府県単位化については、平成30年、2018年度に制度化をするという、高齢者医療制度改革会議の中でも、そういった方針が出されている、その報道がなされておりました。

議員御指摘のとおり、平成22年5月に国民健康保険法が改正され、国民健康保険法第68条の2第1項により、都道府県は、市町村国保の事業運営の広域化や財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援の方針を策定することができることになりました。

現在、福岡県におきまして、福岡県市町村国保広域化等支援方針を12月までに策定するとして取り組まれており、今般、事務局案が提示されました。その中で、支援方針の策定目的として、医療保険制度をめぐる現状、課題を踏まえて、福岡県においては県単位の広域化を推進するための環境整備のために、平成24年度までに取り組む広域化等支援方針を策定することとされております。

内容としては、広域化において県が果たすべき役割について、県内市町村相互間の連絡調整、高額医療費市町村における医療費に要する費用の適正化に向けた支援を行うこと、また、市町村国保の広域化推進のための具体的な取り組みとして、事業運営の広域化を進めるために、医療費通知、高額医療費支給通知等に関する事務の共同実施や被保険者証交付事務の共通化等について検証及び検討していくこと、さらに、財政運営の広域化を進めるために、保険財政共同安定化事業を見直し、保険料の平準化を図ること、また、県内の標準設定として、保険者規模別の目的収納値を設定するなどの方針が示されております。

なお、この支援方針案は、今後の医療制度改革等に合わせ、段階的な見直しがされるというふうになっております。

以上です。

福祉課長（高田淳治君）

福祉課長でございます。

それでは、2番目の御質問の、介護保険についてお答えをいたします。

まず1点目の、介護保険広域連合基金の黒字額、基金額の使い道についての御質問でございます。

福岡県介護保険広域連合の平成21年度決算におきましては、介護給付費準備基金といたしまして2,681,795千円計上をされております。この基金につきましては、介護保険事業の円滑な運営を図るために設置されている基金でございます。保険給付費の財源に不足が生じたときに支払いに充てるというふうになっております。

この使途につきまして、福岡県介護保険広域連合本部にお聞きをいたしましたところ、内訳といたしまして、まず250,000千円につきましては、平成16年度広域化等保険者市町村支援金として国から受けたものでございますので、構成市町村の連合負担金の減額のために使用する予定とされております。次に、460,000千円につきましては、第4期の平成22年度保険料の軽減のために充てる予定でございます。次に、760,000千円につきましては、第4期の平成23年度の保険料の軽減に充てる予定とされております。残りの1,211,795千円についてでございますが、第5期の平成24年度から26年度までの保険料へ充当する予定であるといったこととございまして、ただし、第4期の平成22年度と23年度の介護給付費が当初の見込みよりふえた場合は、そちらのほうに優先的に充てることになります。

次に、2点目の、単独運営した場合の保険料は幾らになるかといった御質問でございますが、介護保険料を試算するためには、65歳以上の第1号被保険者本人と世帯員の所得、そしてまた課税状況、あるいは調整交付金の率、また、介護給付費の推移などが関係してまいります。現在、これらの詳細な情報を持ち合わせておりませんので、柳川市が単独運営した場合の保険料の試算は難しい状況でございます。どうか御理解をお願いいたします。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

建設課長でございます。

議員御質問の、昭代地区の第2線堤防についてお答えいたします。

最初に、年1回行われております草刈りの費用でございますが、全延長2.6キロメートルのうち、住宅と隣接している部分の約0.9キロメートルの草刈りを毎年、2,000千円の予算で行っているところでございます。

今回、国の緊急雇用対策事業の対象となり、国の予算で残りの約1.7キロメートルの草刈りができますので、今議会の補正予算に5款・労働費、1項・労働諸費、3目・雇用対策基金事業費として3,627千円の予算を計上をお願いしているところでございます。

次に、将来どのように活用されるのか計画はありますかとの御質問でございますけれども、

昭和59年1月に陸上自衛隊が部外土木工事の受託によりまして工事着手いたしまして、昭和59年3月までの3カ月間で、当時、ジャングル状態の旧堤防の整備を行いました。その後、国において行政財産から普通財産に移管され、平成14年8月に国の承諾を受け、平成15年4月2日に柳川市に登記されたものでございます。

将来の利用ということでございますけれども、現在の海岸堤防の予備的堤防の役割もあり、現在の形状での保存が必要ではないかと思われるところでございます。

以上です。

学校教育課長（高崎祐二君）

小学校の制服についての質問にお答えします。

小学校の制服につきましては、学校と保護者との話し合いにおいて決定がなされておりますので、教育委員会として指導を行うというようなことはございません。

それから、小学校の現状を少しお知らせいたしますと、旧柳川市8校と中山小学校の9校については制服がありません。中山小学校を除く旧三橋校区、それから旧大和校区については制服となっているところでございます。

以上です。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

選管事務局長です。

障害者の郵送投票の実態についてのお尋ねでございますが、郵便投票の制度は、両下肢や移動機能障害といった身体に重度の障害のある方で、本人が投票所に行くことができない場合に、今住んでいる場所で投票の記載をし、これを郵送する方法により選挙権を行使するという制度でございます。

郵便投票のできる人は、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付を受けている方、または介護保険法の要介護者であります。その中でも、障害認定程度が1、2級及び3級、介護保険の要介護5などの重度の障害のある方が対象となっております。現在の登録者は21名でありまして、今回の市議選では8名の方が投票をされております。また、7月の参議院選挙でも8名の方が投票されております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず第1点目ですね、先ほど加入者の減少とか滞納世帯数の減少が御答弁ありましたけれども、この減りました主な要因というものはつかんでありますか。どうか、わかりませんか。

健康づくり課長（山田明寛君）

健康づくり課長です。

加入者の増減等については、特に、比較対照すると減少いたしております。その要因としては、1つは、通常は社保加入者が脱退をされまして国保加入者がふえると、現状の不況のことを考えれば、そういった状況であります。それともう1つは、マイナス要因としては、後期高齢のほうに移行されてある方が逆に今回多かったということで、入ってくる加入者よりも出ていった方が多いということでマイナスの人数が出ているという状況であります。

それと、滞納世帯数の減少につきましては、これは収税対策のほうでの努力もあると思いますけれども、収納による減少が1つの原因であるというふうに思っています。

23番（梅崎和弘君）

滞納世帯数が収税対策課のほうで大分努力してあるという御答弁でございますので、やはりこの姿勢は今後も持っていつてもらいたいと思います。

滞納される人がまだまだ1,726世帯ほどありますけれども、いわゆるこの滞納される人は、保険料を払えない人が悪いわけではないと思いますけれども、こちら辺どのようにお考えでしょうか。

また、資格証明書の発行はどのような基準で発行されておるのかということでございます。悪質な滞納者であることを自治体当局が証明しない限り、資格証明書の発行はできないと、このようなことになっているとお聞きしておりますけれども、本市の場合、この資格証明書の発行、これはどういうふうな基準でされているのか、これの御説明をお願いします。

それから、第3点目ですけれども、資格証明書云々ですけれども、これが病院にかかる場合は全額、一応払ってこにゃいかんわけですよ。やはり、こういうことを考えますと、短期の交付を行うということもありますけれども、病気になった場合はだれでもが安心してお医者にかかれるような、これが本当の社会保障制度であります国民健康保険のあり方ではないかと思っております。このことにつきまして、今後どのような対策をとっていかれますのかということですが、先ほど言いました約4点ほどについて御答弁をお願いいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

先ほどの質問について御回答申し上げます。

議員も御承知のとおり、国民健康保険制度は相互扶助の制度でありますので、病気や事故で保険給付が必要なときに安心して医療機関等を受診できるように、加入者が保険税を負担し合って成立している制度です。本市の場合も、保険税につきましては、市国保の現状、医療費の動向等も勘案しながら、それに即した税率によって保険税を算出いたしているところであります。また、低所得者の保険税については、7割、5割、2割の保険税の軽減措置も設けられておりますし、これらの軽減分は公費より負担をしているところであります。ほかに、国保財政の安定化のための財政安定化支援事業等による公費負担もされているとこ

るです。また、今年度より非自発的失業者に対しては、保険税を算定するとき、前年所得の給与所得を100分の30として算定する軽減措置を設けております。

議員御指摘のように、いろんな事情を抱えて税の納付ができない人がいる状況もあります。一概に、払えない人が悪いということではないというふうに考えています。支払える状況にありながら納付をしない、納税の約束をしておきながら納付を守らないなどというのが問題ではないかなというふうに考えております。

現在、市国保では、事情によりまして保険税を納めることが困難な被保険者の方には、納付相談により、個々の事情に合わせて分納等の納付にも応じているところであります。

次に、資格証明書の発行については、これも6月議会でも申し上げましたが、過去1年間に保険税の納付が全くない世帯に対する資格証明書の発行を、健康づくり課と収税対策課により資格証明書交付決定委員会で検討いたしております。委員会の中では、健康づくり課で実施している新規に資格証明書の交付対象となる方について把握した特別事情や、資格証明書の年度ごとの更新の折に実施している納付相談及び収税対策課で把握している滞納者の生活実態等の情報交換をしながら、資格証明書の発行を決定いたしているところであります。

また、資格証明書の発行は、資格証明書を発行することがその制度の目的ではなく、税の納付相談の機会を確保することに本来の目的があります。このため、従来より支払いが困難な世帯の場合は、随時それぞれの事情をお尋ねしながら、必要に応じて短期証の交付を行っております。今後も、それぞれの事情に応じて短期証の交付をしまいたいというふうに考えております。

国からも、機械的な対応をしないようにという通知等もあっておりますので、今後も関係課との連携を深めながら対応してまいりたいというふうに思っています。

それと、だれでも医療機関に受けられるようなことを、そういった体制をとるべきではないかなと言われました。窓口の軽減の問題もありますので、これについては今後、市としても検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

23番（梅崎和弘君）

滞納者につきましては、払えない人の事情も十分考慮しながら、今後も対策をとっていただきたいと思っております。

次に、法定外繰り入れの件です。これも前回ちょっと質問をしております。

厚生労働省の調べ、これは国保新聞の4月20日付ですけれども、これによりますと、一般会計からの繰り入れ、あくまでもこれは法定外ですね。は、各市町村の全国平均でも1人当たり10千円を超えていることがわかっております。1人当たりの一般会計からの繰入額は、平成19年度は8,048円、20年度は10,134円と約26%増加をしております。

なお、保険者数1,788のうち、法定外の繰り入れを行っております保険者ですね、市町村は1,227、約7割もこうなっているわけでありまして。

このことについては、前日も発言をしておりますけれども、全国的にはこのようにやはり法定外繰り入れをする市町村が多くなっておりますし、先ほどの答弁にありましたように、国保以外の市民の方は二重負担になるので、理解が得られないということですが、柳川市だけがなぜ理解を得られないかということが私はちょっと不思議でならないわけですが、これについての、どうか市長のお考えをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

前回の一般質問の中でも、このことについて、法定外の繰り入れについてはしたらどうだろうかということで御意見をいただきました。近隣では、大牟田市、大川市、また、みやま市、それぞれ繰り入れについてはやっていないようでございます。全国的には、先ほど、7割方は繰り入れているというようなことでございますけれども、法定外の繰り入れにつきましては、各保険者にそれぞれの理由があるというふうに考えています。本市のように、基金積み立てがない保険者の場合は、医療費の当初予定外の急増や単年度の決算補てんのための法定外の繰り入れ、繰り上げ充用実施が考えられます。また、保険者の財政状況に合わせまして、保険料軽減のための繰り入れを行う保険者もあると考える。

しかし、先ほど課長が申し上げましたように、国保以外の方の二重負担ということもありますし、受益者負担の原則から、また、法定外繰り入れをした場合の他事業への影響などを考えねばならないと、現時点ではそういうふうに思っているところでございます。

23番（梅崎和弘君）

今の世帯の所得、2,000千円で現役、それから、40歳代の夫婦と未成年の子供2人の4人世帯をモデルとした場合の保険料、これは柳川市で381,300円、県内で13位になるという資料を私は見ておりますけれども、金額はこれで合っているでしょうか。違っていたら、また御指摘をお願いします。

この保険料が一番高い久留米市で432,800円、一番安い東峰村ですか、285,100円でありまして、県内における保険料格差が1.52倍です。このような保険料額について、高いなと思われるのかどうか、市長はどのように思われますか。

健康づくり課長（山田明寛君）

市長のほうにお尋ねですが、事務部局としてお答えを申し上げたいと思います。

議員がお話しされました柳川市のモデル保険税、2,000千円を想定したところの保険税につきましては、それと、県内における保険税の格差につきましては、おおむね議員の示された金額だというふうに理解をいたしております。

また、議員御指摘のように、以上、その分、2点だけでよろしいですかね。保険税と格差の分については、議員のお尋ねの内容にほぼ、そのように理解をいたしております。（「理解じゃない、高いと思われるかどうかを聞いたわけです。それぐらい当たり前くさんと思われるのか」と呼ぶ者あり）

先ほども御答弁申し上げましたけれども、市の保険税の算定につきましては、市国保の医療費の給付状況等も勘案して、それに即した税率によって算定をいたしておりますので、それがこの算定の基礎になりますので、それが高いかどうかと言われることについては、妥当な税額であろうというふうに考えています。

23番（梅崎和弘君）

じゃあ、この問題をちょっと、あれしまして、皆さん御存じのように、国民健康保険は日本に住む人の義務として、だれもが加入しなければならないものであります。この国保加入世帯は、高齢退職者は健康保険から国民健康保険に加入することになるわけでありまして。しかし、それだけではなくて、リストラや倒産などによる失業者、また、パートやアルバイトなどの非常勤社員の国保加入がふえていることも1つの要因になっていると、このように思うわけです。

また、事業者の違法な保険料逃れなどのために、正社員であっても国保というところもふえていると聞いておりますけれども、柳川市の場合、加入世帯の構成比率はどのようになっていますか、お尋ねします。

健康づくり課長（山田明寛君）

健康づくり課長です。

議員の御指摘のように、不況によりリストラや倒産による失業者などの国保加入が増加していることは予想しているところです。

過去のデータ等の比較資料を持ち合わせておりませんが、現在の柳川市国保の加入世帯の構成比率を申し上げますと、まず年齢構成で申し上げますと、18歳以下が12.9%、19歳以上60歳以下が44.9%、61歳以上が42.2%となっております。

また、被保険者の主な所得の種類による構成で見ますと、給与所得の人が29.9%、営業所得の人が10.7%、農業所得の人が2.7%、年金所得の人が25.4%、その他の所得の人が2.6%、子供などを扶養されている方も含めて所得のない人が28.7%となっております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

加入世帯の構成比、やはり年金所得の人が25.4%、所得のない人が28.7%ということですが、やはりその半数以上の方たちが国保料を払うことが厳しい状態ではないかと思っております。

先ほど申しておりましたように、一般会計からの繰り入れ、これも1つの方法だと思えますけれども、国保料を下げるための施策、これについてはどのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

保険税を引き下げる、どんな手だてがあるかと、保険税の維持なり下げるという方策につ

いては、行き着くところ、健康づくり事業の展開により医療費の給付を下げるということに尽きるというふうに思います。

今現在、いろんな健康づくりについて講座等も開催をしながらやっておりますけれども、以前も申し上げましたけれども、その事業をやったから、すぐ効果が1カ月、2カ月後に出るかという問題でもありません。これを地道に着実に続行していくことが、ひいては医療費の低下につながっていくと。それは、ひいてはまた保険税の増加を防ぐことになりまして、保険税の税率を下げるということにつながるのではないかなというふうに思っています。

全協の中でも御紹介申し上げましたように、今回、ご当地体操を創作いたしまして、現在、今普及に努めているところであります。これを全市的に取り組めるように持っていきたいと、そして、医療費の低下につなげていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それでは、今回の国保の広域化のねらいについてですけれども、私は、一般財源からの繰り入れによる赤字補てん分については保険料の引き上げをなさいと、収納率の向上に努めなさいと、こういうことにねらいがあるんじゃないかなと思っております。広域化について、市長としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

議員御指摘の通知は、広域化等支援方針の策定に当たり参考とするように定められました広域化等支援方針策定要領ではないかと考えます。御指摘の点は、その要領の中で、将来は県単位の統一した保険料率等を設置するためには必要とされている項目でございます。

先ほど課長が申しましたように、現在、新たな高齢者医療制度を創設するとして検討されている中で、都道府県単位の国保の運営についても検討されているところでございます。その中で、少し具体的に申しますと、市町村国保は、被用者保険に比べまして被保険者全体に占める高齢者や低所得者の割合が高いこと、市町村単位となっているため、財政運営が不安定になりやすい小規模保険者が多いこと及び市町村間における被保険者の年齢構成や所得分布に差異が生じることなど構造的な問題を抱えていること、また、市町村間の保険料格差が生じていることから、保険財政の安定化、保険料負担の公平性等の観点から、広域化を図ることが不可欠であるとされています。

広域化等の支援方針に基づき都道府県単位の財政運営に向けた環境整備を進め、全年齢を対象とした都道府県単位化を図っていくとの方針が打ち出されているところです。今後、国保都道府県単位化、広域化の具体的な方向性や内容が明らかにされていくと考えますが、その中で国民健康保険制度は、市民が安心して医療保険、健康を守ることのできる制度であるよう、あらゆる機会に要望してまいりたいと考えます。

23番（梅崎和弘君）

国保の広域化については、現在のところ、まだまだ先の見通しがわからない、こういう面も多くあると思いますけれども、やはり市民の健康を守るという立場で今後も対応してもらいたいと思います。

次に、介護保険の問題ですけれども、グループ別の保険料では、以前は柳川市はCグループで3,862円、現在はBグループで4,700円になっております。毎月838円、年間にしますと10,056円高くなっているわけですけれども、このことにつきまして、BからCグループへ移行できるように、いろんな施策をやっていきたいという答弁がございましたけれども、このことにつきまして、具体的にどうなっているのか、お尋ねいたします。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、柳川市が属しておりますBグループ保険料からCグループへ移行するための施策についてお答えをいたします。

介護保険料を引き下げる方法といたしましては、介護給付費を抑制することが最も有効な手段でありますことから、1人でも多くの高齢者の皆様に健康で生きがいを持ってもらいまして、元気で自立した生活を送っていただくこと、これが何よりの対策であるというふうに考えているところでございます。

このため、本市では、生活機能評価事業によりまして、特定高齢者に該当されました方を対象に、昨年度からでございますが、介護予防教室を実施いたしております、参加者の方から大変好評を得ているところでございます。

今後とも、期間の延長、そしてまた、音楽や楽器などを取り入れた講師派遣など、講座内容にさまざまな検討を加えながら、介護予防事業の拡充を図っていきたいというふうに考えております。

また、そのほかでございますが、地域デイサービス事業実施や高齢者の社会参加、健康づくり推進のため、老人クラブへの支援等も引き続き行ってまいりまして、介護給付費の抑制、並びに高齢者の健康保持に努めながら、Cグループ保険料へ戻れるように努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

介護予防教室がえらい人気があるということでございますので、このような施策を今後大いにとっていただきたいと思うわけです。

平成21年度の介護保険特別会計決算で介護給付費準備基金に1,207,190千円を積み増ししまして、同基金の平成21年度末の現在高が2,681,790千円となっており、この金は、先ほどの答弁では保険料の値下げなどに使いたいということでしたけれども、私はこのお金は、65歳以上の方から取り過ぎた分であるので、これは返還すべきだと思いますけれども、こら辺の考え方はどうでしょうか。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、まず、梅崎議員からの要望もございまして、お答えをしたいと思います。

介護給付費準備基金の内容につきましては、介護給付費が不足した際に、その財源に充てるために介護保険事業特別会計の決算上、生じた余剰金を積み立てるといったものでございます。

この基金の財源につきましては、65歳以上の方からの介護保険料の取り過ぎたことによるために、返還すべきではないかといった議員の御指摘もございまして、これは介護予防事業、あるいは要介護ケアマネジメント適正化事業実施によりまして介護給付費の適正化が図られた結果、余剰金が生じたというふうに考えております。

平成21年度から平成23年度の第4期保険料の場合でございますが、この3カ年の介護保険料の上昇を抑制するため、先ほどの介護給付費の準備基金を取り崩しながら対応をするということになっておりまして、月額約400円の保険料軽減につなげていると、そういった報告を受けているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

次に行きますけれども、柳川市は今、Bグループであるということは、先ほど言ったとおりですけれども、このBグループ内の高齢者1人当たりの給付費が一番高い市町村で322,647円であり、柳川市は240,754円です。その差が81,893円でありまして、柳川市民が他の市町村に対して金銭的な援助をしょっとやなかかと、このように思いますけれども、この件につきまして市長はどのように思われますのか、お尋ねいたします。

また、単独で運営した場合の保険料の算出が難しいということでありましたけれども、ある市では、福祉部の保健課というところで計算をしてありまして、単独実施した場合、月額1千円安くなると、このように資料があるわけです。やはり柳川市としても、計算方法を研究してみる必要が私はあると思いますけれども、この辺どうでしょうか。

市長（金子健次君）

気合いを入れていっているわけではございませんけれども、時間がないので、私からお答えしたいと思います。

介護保険広域連合につきましては、山本連合長が引退をいたしました。その中におきまして、現在、うきは市長の怡土さんという方が今度連合長になられました。33団体の中で、私も大木支部、また広川支部を統合いたしまして、その3支部の中でも一応、支部長としてなさせていただいております。と申しますのも、運営委員会の中で発言が支部長じゃないとできませんので、そういうことでぜひ私を支部長にさせてくださいということをお願いをしたところでございます。

A、B、Cのランクで、辛うじて柳川市はBランクということで、当初Cランクでござい

ましたけれども、そういういろんな事業をやって、介護予防事業をやって、それはできるかと思えます。ただ、今日、柳川市におきまして、グループホームの施設を拡充しております。また、次年度からは特別養護老人ホームを開設しております。これはただ単に施設からの要望じゃなくて、不足をしたために、そういうことが必要であるということをかんがみますと、今後、保険料の給付額の増も考えておりますので、そういう健康の介護予防をやりながら、極力抑えて、なるべくCランクに入るように頑張りたいと思っております。

脱退については、私の私見を述べておりますが、ぜひ脱退したいということでございますけれども、連合長がかわっても、なかなか難しい問題があるようでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

広域連合からの脱退が難しいというのであれば、各市町村も、これは広域連合におったっちゃメリットなかばいというふうなことは、もう明快じゃないかと思っております。そこで、広域連合自体を解散するという事は考えられないわけでしょうか。

それと同時に、広域連合議会の様子が今はわからないですけれども、以前は広域連合だよりとか、出されていたと私は思っております。やはり、広域連合というのは何ぼしよっとかわらんじゃっかいという意見もありますので、このような広報紙を発行することについて、どのようにお考えでしょうか。

また、介護予防の教室の充実などをいたしまして、介護保険を市民の皆さんが安心して利用できるように、ぜひ頑張っていたきたいと思ひまして、市長の答弁をお願いしまして、この問題は終わりたいと思ひます。

市長（金子健次君）

御質問、御要望、何点かあったと思ひます。

広報紙等につきましては、最近出ていないということでございますが、ちょっと確認をさせていただきますと思ひます。

それと、解散につきましては、私自身も、そういう解散の考え方、ぜひ解散してもらいたいというふうに思っておりますけれども、連合の議会の中に入りますと、非常にAランクの方の議員さんは介護保険料の一本化、とんでもないようなことを言われますもんでですね。要するに、一本化をなさいということで、そういうことは絶対まかりならぬということで、辛うじて、A、B、Cランクのそれぞれの自治体が、そういうことになれば、恐らく解散の問題も出てくると思ひますけれども、当面、今のところは、Cランクに入るような形を今後も努力してみたいというふうに思っております。

チラシ等については、要望しておきます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ぜひ、支部長として、やはり柳川市の皆さんが介護保険制度を利用できるように、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、市民要望についてですけれども、私はこの前の日曜日、第2線堤防を見てきましたけれども、草が伸び放題になっておりまして、不燃物の不法投棄場所になっております。年間2,000千円以上をかけての除草費、維持費はもったいないので、遊歩道とかサイクリングロードとして利用できないかと、こういう相談が大分来ておるわけでございます。

先ほどの答弁では、現在の堤防が決壊した場合の予備的役割であるということですが、年間2,000千円の予算では、やはり予備的役割なら、堤防の上をせめて車が通るような状態にしておく必要があると私は思います。やはり、草ぼうぼうで、車も通らなごた状態なら、いざというとき、予備的役割もできないと思いますけれども、こちら辺どのようにお考えでしょうか。再度お尋ねしますけれども、あくまでも予備的役割を果たすというならば、常に車が堤防の上を行かれるという状態にしておくべきだと思いますけれども、この辺どのようにお考えでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

今、2,000千円ぐらい毎年かかっているということでございますけれども、今御提案のあつておりますジョギングロードとか、堤防の上を車が走れるようにということになると幾らぐらい投資費用が必要なのかという問題も出てくるわけでございます。

それともう一つ、干拓の歴史を示します文化財というふうな分もございまして、どれだけいじれるかという分も考慮に入れなければいけないという分もございまして。

そういった分で、ちょっと今のところはまだ、そういった計画を持ち合わせておりませんが、今申されたように、そういった議員の御指摘のような機能を果たすためにはどれぐらいの費用が要るか、こういった分については検討してみたいというふうに思いますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

23番（梅崎和弘君）

それでは、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

それから、制服と私服、この着用については、あくまでも子供たちや保護者の意見を十分に聞いて決めていってほしいと思いますけれども、こちらにつきまして教育長、何か、私服がいいか、制服がいいか、私はわかりませんが、こちら辺、御見解がありましたらお尋ねいたします。

教育長（北川 満君）

教育長です。

ただいま御質問ありましたが、現状につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

小学校の制服につきましては、それぞれの学校の伝統、あるいは地域の思いや実情に応じ

て、思いが詰まったものというふうに解しております。そして、現在に至ったのではないかと。それから、受益者負担、あるいは使用者の負担になりますので、その点、制服、私服それぞれに長所と、あるいは短所等があるかと思えます。そこで、保護者の方々のお考え方もさまざまであるということは間違いないことだと思います。

そういったことで、今後も制服検討の窓口としましては、教育委員会ではなく学校ということで窓口を設定しております。と申しますのも、学校には校務分掌の中に、校長を中心として制服検討委員会を設けております。そういった中でお尋ねをいただき、さらによりよい検討をいただければというふうに考えておりますので、よろしく御了解いただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

教育長、御答弁ありがとうございました。

次に、郵便による投票についてですけれども、先ほどの御答弁では、えらい数が少ないんじゃないかなと思いますけれども、もっと該当者の方はおられるんじゃないかと思えますけれども、ここら辺どうなっていますか、お尋ねします。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

この登録につきましては申請主義ですので、該当者の実態は把握しておりませんが、該当される人の中には病院等に入院されている人もおられまして、指定施設等において不在者投票ができますので、そこでされているのではないかと思います。

また、家族の方が直接連れてこられまして投票される場合も多々あります。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それでは、この制度の説明ですね、周知徹底はどうしておられるのか、お尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

選挙ごとに市の広報に投票のお知らせをしておりますが、その中に郵便投票についての資格や請求方法を掲載しております。

今のこういう御質問をお受けいたしましたので、また機会をとらえまして、周知方法も考えていきたいと思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それでは、やはり市民だれでもが選挙権を行使できるようにお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。白谷でございます。改選後初めての議会であります。また心を新たに
して市勢の発展に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

今回通告しております事項は、1点目がコミュニティセンターについて、2点目が市財政
について、そして、3点目が学校給食における地産地消の取り組みについてであります。

以上3点、順次項目に従い自席より一問一答で行いますので、議長におかれましては、よ
ろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

4番（白谷義隆君）続

それでは、最初にコミュニティセンターについてお尋ねをいたします。

まず、センター整備について、今までの経過等についてお尋ねをいたします。

生涯学習課長（田中利光君）

ただいまの白谷議員のセンター整備についての現在の取り組みについてということでお答
えをいたします。

市では、小学校区を単位としたまちづくりということで、校区単位のコミュニティーを創
造するための組織づくりと、それから、活動拠点としての施設整備の2つの柱により進めて
いることとしております。

これに基づき、活動拠点としてのコミュニティセンターを大和、三橋地域の11校区に整備
していくために平成21年度基本計画を策定いたしました。本年5月24日に校区区長会長、各
校区公民館長を対象に全体説明会を開催し、その後、6月から7月にかけて校区ごとの説明
会を開催いたしております。

この説明会では、基本計画に基づく市の方針や校区単位のまちづくりへの理解をお願いし
た上でコミュニティセンター整備に向けた各校区の準備委員会設立をお願いいたしたところ
でございます。その結果、各校区では8月末までにすべての校区において準備委員会を設置
していただきました。このことから、市の方針を一定理解いただいたものと考えております。

そして、設置していただいた準備委員会では、現在、コミュニティセンター整備に向けて
新設か既存施設の活用かを検討いただいております。現段階では新設として候補地を選定し、
要望書を市に提出いただいている校区は、大和地域が3校区、三橋地域が5校区、計8校区

となっております。この要望書に基づき校区準備委員会と市で協議を重ね、2校区については候補地を決定したところです。

なお、候補地の決定していない校区及び要望書の提出に至っていない校区につきましても、現在、市と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。経過についてはよくわかりました。

ただ、そうした校区説明会等でさっき課長は十分な理解を得られたというふうにお答えがありました。ただ、私が聞く限りでは、ある地域ではとても十分な説明があったとは思われない、そういう声が数人から聞かれました。

例えば、説明の中でコミュニティセンターの必要性や、あるいはほかのところでのセンターの利用状況、あるいは活動状況を聞いても、全くそれには答えられなかったと。とにかく準備委員会を立ち上げてくださいと、その一点張りだったと。そして、十分な説明もせず市計画だけを押しつけてくるというような、不満というより怒りの声を私は数人から聞いております。そういう状況を市は認識してあるのかどうか、お尋ねします。

生涯学習課長（田中利光君）

議員御指摘のように、11校区の説明会に私どもも参りまして、その中で多様な御意見、御質問が確かにあります。私どもも御指摘のように、利用状況とか活動状況、柳川7館の具体的な数字を挙げまして、御説明できない部分も確かにあったというふうに思います。

私どもとしましては、そういう説明会の中ですべてを御納得いただけたというふうには思っておりません。しかしながら、この基本計画が目指します新しいコミュニティの創造と、それに基づく拠点施設の整備については御説明をしながら、そしてまた、準備委員会ということをごひ立ち上げてくださいと、そういうお願いもいたしております。

先ほど十分な理解というふうなことでありましたけれども、私どもとしましては、そういう方向性に向かって準備委員会を立ち上げていただいたというふうなことで、一定の理解は得たのではないかというふうなことを申し上げたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

この場で余り言ってもどうかと思いますけど、ただ、課長は理解が得られたから準備委員会が立ち上げられたと、そういう認識であるようですが、現場の中では質問をしても答えられないと。それで、どうしましょうかと、これ以上進めるかどうかというのを会議の場で話したところ、よかやっかんち、もう市が準備委員会ばつくれと言いはるけん、どうすっかんち、もうつくるならよかるうもんというようなやりとりが事実あっているわけですよ。

そこら辺については、本当に認識があるのかどうかわかりませんが、ただ、そこら辺に

についてはもう少し住民の意向というか、考えとか思いをどうしても無視して市の計画だけを押しつけてきたというのを、現実に地域の皆さんがそう感じているわけです。

私も4人の方に聞いたんですよ。その中で聞いた 大体皆さん同じような意見というか、思いなんです。ある人は、私たちは今まで一回もコミュニティセンターを建ててくれとかお願いしたことはない。なのに、自分たちの思いとかには全く耳をかさなくて、さあ準備委員会を立ち上げる、さあ要望書を出せとか、一方的に計画を押しつけてくると。こんなばかな話があるかということを実際に私聞いているわけです。ほとんどの方がそういう意見だったんですよ、聞いたときに。そこについて、課長は理解が得られたから準備委員会が立ち上がったということは、ちょっと短絡的だなと。課長は事実、会議の中に入ってあるわけですから、その空気は十分わかってあるはずでしょう。そこについてもう一度。

生涯学習課長（田中利光君）

準備委員会の中では11校区、ちょっと役割分担をしたところもございますけれども、ほとんど私も出席をいたしております。その中で、議員がおっしゃるように質問とか、意見とか、それは厳しい内容も、お一人お一人が感じていらっしゃるコミュニティセンターについての意見とかが出ております。

私どもといたしましては、先ほども申しましたように、これから準備委員会とか、要望書を提出してくださいますと一方的にお願いをしたというふうなことではなく、あくまでもコミュニティー整備につまましての基本計画を御説明申し上げて、理解をしていただきたいということで御説明をいたしております。

しかしながら、説明会場の中では議員が御指摘のようなそういう空気と申しますか、感じるものは当然私どももあります。それに的確に御理解を得られるようなお答えをできなかった部分につきましては、申しわけないというふうに思います。

しかしながら、これから柳川が進みます、合併して6年目を迎え、そして、それぞれに地域の特色ある公民館とか、それから大和、三橋地域にはこれまでも公民館とか、そういう拠点施設がございません。それを改めてコミュニティセンターということで、新市の中で一体的に発展をさせていきたいと、そういう思いでの基本計画でありますので、これからも御理解をいただくようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

4番（白谷義隆君）

このコミュニティセンターについては、当然、教育委員会のほうもわかっておられると思うけど、三橋と大和が今対象になっておるわけですけど、実際三橋と大和では温度差は全く違うわけですね。

先ほど拠点となる校区公民館がないというような話をされましたけど、大和町では極端に言えば、そこまでは私はないと思うんですよ。拠点施設がないとは言えない。ただ、三橋については、確かにクラブハウスが狭かったり、そういうことで要望はあるでしょう。もち

ろん、大和町についても地域で考え方なり必要性というのはやっぱり違うんですよ、大和町の中でも。そういうところをそこそこで判断をして、ですから、会議に出られればそういうことは十分わかるわけですから、そこそこの意見をちゃんと聞きながらしていただかないと。いずれにしても、市民の皆さんたちの税金を使うわけですからね。さっきのようにこがなかばかな話はなかということだけは絶対ならないようにしていただかないと、このことについてはぜひお願いをしたいと思います。

市長の見解をちょっとお尋ねします。

市長（金子健次君）

コミュニティセンターの整備については、私自身のマニフェストの中にも上げておりました。その中で、当初から白谷議員におかれましては、今言われましたような三橋での整備と大和町での整備というのは、今、温度差という言葉があったんですけども、要望の違いは、要望の温度差はあるというふうに言われていました。

それで、若干私自身が平成26年度、合併特例債の関係、それと地域振興基金の10年間の分、それで26年度を伏せたということで質問通告にあっていましたが、そういうことじゃなくて、26年度までに財源をうまく使わないとできないと。また、一般財源でやることは難しいだろうということで、三橋分については、合併当初からその分についての約束でもあったし、区長会も協議会の中の約束でもあったし、合併当初から4年間、なぜされなかったかということについては、非常に疑問が当時の首長に対してあったわけでごさいます、そのことが私にとっては、それは三橋だけつくるような問題でもないと。柳川は既にそういうふうな施設があると。それでも、やっぱり大和町と一緒にやってつくらなければならないということで11施設の基本計画ができて、ただ若干、白谷議員が市民の声として今言われましたけれども、そういう部分があるかもしれませんが、あくまでも十分理解を得ながら、26年度までに施設整備を図っていきたいという考えは変わっておりません。

4番（白谷義隆君）

大体市長の答弁で終わろうと思っていたんですけど、ただ、そこで財源の問題については、いつか3月議会でしたかね、そのとき言っておりますので、同じようなことを言っても仕方ありませんけど、ただ、私はこうした住民の疑問とか思いを無視してこられたと。一部ですよ。必ずしもそうでないかもしれませんが。私が思うにはですよ。

そうした中で、市長がくしくも言われたように、頭の26年度まで、それでやりたいと。要するに私は3月のときも言ったと思いますけど、必ずしも先に建物ありきではだめじゃないんですかと言ったはずなんです。ですから、市長が今26年度までにやりたいということで後ろの設定をされれば、どうしても担当としてはそこに無理をしながらでも計画に合わせていくという部分があるだろうと思いますよ。

ですから、もう答えはいいですけど、そういったところもやはり踏まえながらじっくりい

ってもらわないと、財源については、財源ばかり言えば話が長くなりますのでいいですけど、ただそこら辺も十分考えていただかないと、そこら辺はよろしく願いをしておきます。

どうぞどうぞ、あれば。

市長（金子健次君）

財源の問題でいきますと、26年度までになります。逆に言えば、十分コンセンサスを得て、十分理解を得て設備方針をしていける、一番ベストだと思いますけれども、その分、例えば28年、29年に大和町の部分で一般財源から継ぎ足さなければならぬという時期に、非常に財源をうまく活用しなければならぬと。

ということで、若干トップダウン的になった部分は否めないと思いますが、今後、教育委員会のほうで十分きょうの意見を拝聴しながら、十分説得をして合意形成ができるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

よろしく願いをしておきます。

それでは、次にランニングコストについてお尋ねをいたします。

先ほどの校区説明会等の話がありましたが、その中でランニングコストについてもお話がされているようであります。そのことについてお聞かせください。

生涯学習課長（田中利光君）

ランニングコストにつきましては、校区説明会の席上では具体的な積算とかではなく、現在、柳川地域で7館の公民館施設がございます。その公民館では、修繕費とか管理人の経費とかを除きますと、大体平均的に2,100千円程度がかかっておるようでございます。私どもとしましては、その程度はランニングコストとしてかかるというふうなことで御説明を申し上げております。

その説明会の席上では、ランニングコストについてはだれが負担をするのかというふうなお尋ねもそこではあっております。それにつきましては、ランニングコストの必要な部分については市の財源で負担をまいりますというお話をいたしておるところでございます。

4番（白谷義隆君）

今、その修繕費を除いた施設の管理だけが2,100千円という話をされておりますが、私が聞いたところでは、校区の中でランニングコストについて1施設6,570千円かかると。施設の管理費として2,000千円、人件費として4,570千円、11施設で、ちょっと具体的な数字は覚えておりませんが、たしか七千数百万円という説明がなされたというふうに聞いておりますが、それは間違いなんですか。

生涯学習課長（田中利光君）

今、御説明をいたしましたところは、例えば、具体的にその説明会場で柳川の人員費はど

れぐらいかというふうなお尋ねとか、また、維持管理費にはどれぐらいの経費がかかっているかというふうなお尋ねがあった場合について、それをお答えしているのがそういう額になっているのではないかなというふうに思っております。

私が11館の説明をいたしておりますときに、そのような総額で70,000千円もかかっておりますよというお話はちょっとしたことはございません。大体維持管理費につきましては、平均的に2,000千円程度というお話をいたしておるところでございます。

具体的に柳川校区の柳川7館の人件費につきましては、手持ちの資料では32,000千円ほどかかっております。それから、維持管理費につきましては14,000千円ほどかかっているように手持ちの資料ではなっておりますけれども、それを平均しますと、大体議員がおっしゃるように7,000千円程度ですかね、それぐらいはかかると。それをそのまま11館にした場合は77,000千円ぐらいかかるのではないかというふうなお話はあったかもしれませんが、大体私どもとしましては、その根底に柳川の公民館の人件費をそのまま11館に当てはめるというふうな考えは当初から持っておりませんので、もしそういう御説明をしたということであれば、そのまま11館で柳川の分がふえますというふうなことにはならないだろうと。間違いとまでは言い切れませんが、そういうことで考えております。

4番（白谷義隆君）

それでは、柳川の例を言っただけで、それを新しくできる11館の部分に当てはめるつもりはないと。だとすれば、今、課長少し触れられましたけど、3月の議会でも私も聞きましたが、そのときは施設の管理費として2,000千円ぐらいは要るだろうと、確かにそういう話だったと思います。ただ、人員については、柳川7館のようなことは考えていないと。市長は管理人を置くかどうかというぐらいのそのことについては今後考えていかなければならないというような、たしか答弁だったと思うんですね。そしたら、11館の維持管理費についてはそういうことでよろしいんですかね。3月の議会の答弁と今も同じということで理解してよろしいんですか。

市長（金子健次君）

11施設について人的な配置なんですけれども、管理人を置くということは、私は置くつもりは全然なかったから言っていないというふうに思っております。そういう管理人を置くような施設の内容には図面上配置を考えていませんので、今の柳川みたいな形の管理人を置くつもりはございません。

4番（白谷義隆君）

いやいや、管理人を置くかどうかをですね、それぐらいだろうと。ただ、広さの関係もあるから、管理人室というか、そういったところで、そこについても考えてはいかやんだらうというような話があったということですよ。ですから、そのことはまた後で議事録を見ていただければいいですからね。そこはいいですけど、私が聞きたいのは、先ほど柳川の例を言

ったということで、市民の皆さんの中にはこげん管理費の要っとかんち、維持管理費が。少なくともさっき言いましたように6,570千円、約7,000千円の話があっておるわけですから、こげん要っとかねという声があるわけですよ。ですから、それはもう課長が、それはただ柳川の例を言っただけだからと言われたから、それについてはわかりました。

ただ、それで3月議会で施設は2,000千円くらい要るだろうと。基本的に人件費は考えておらんけど、ただ置くとしても1名くらいだろうというような答弁があっておるわけですよ。そいけん、現在もその考え方は変わっていませんかという話を聞いているわけですよ。

生涯学習課長（田中利光君）

議員おっしゃいますように、3月議会の時点でも1名ぐらいの人的配置は管理運営上やはり必要ではないかということは考えておりますというふうなことは申し上げております。その考え方は現在も変わっておりません。

しかし、この人員配置をいたしますと、御心配いただきますように、また維持管理費、人件費としての維持管理費がかかると。どのような形での人的配置を行うのか、また、具体的にどのような報酬で行うのか、こちら辺についてはもう少し時間をいただいて、十分検討をしていきたいというふうに思っております。

4番（白谷義隆君）

わかりました。

それでは、次に市財政についてお尋ねをしたいと思います。

市では本年5月、平成22年度から26年度までを計画期間とする中期財政計画を策定されております。その背景は、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼った本市の脆弱な財政体質にあるとしています。特に、平成27年度から段階的に始まる地方交付税の一本化算定でますます厳しくなる財政状況に対応するためとしてあります。

そうした中で、この中期財政計画には平成26年度までの主な事業として15事業、合計事業費159億円が計上されております。そのうち、合併特例債の活用を見込んでいる事業とその事業費、それと特例債の活用額を教えてください。

総務部長（大坪正明君）

中期財政計画の中で平成26年までの主な事業として15事業、159億円を上げております。

このうちの合併特例債の活用を予定している事業ということですがけれども、15事業のうち10事業ございます。

事業名と事業費、合併特例債の活用額を概算で申し上げますと、まず、市町村道整備事業の高田町永松開線整備事業、これは事業費が3億円で合併特例債が1億円です。高橋中牟田線道路整備事業は、事業費が9億円で合併特例債が3億円。大和枝光線道路整備事業が事業費3億円で合併特例債1億円。塩塚川高潮対策番所橋かけかえ事業が事業費7億円で合併特例債2億円。柳川駅東部土地区画整理事業が事業費40億円で合併特例債が11億円。柳川駅周

辺地区事業が事業費17億円で合併特例債7億円。総合運動公園整備事業、これは先ほどの市長の答弁の中で見直すということになりましたけれども、この計画の中では事業費13億円で合併特例債7億円を予定しておりました。

あと密集住宅整備事業が事業費4億円で合併特例債2億円。学校改築事業が事業費27億円で合併特例債が15億円。コミュニティー施設の整備事業は事業費11億円で合併特例債が4億円となっております。

これらを合計しますと、事業費で134億円、合併特例債の活用額で53億円となっております。以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、今、中期財政計画の部分について詳しく御説明をいただきましたが、26年度までの中でこの中期財政計画に上がっていない事業、そういったやつがあれば、その事業と事業費、それと合併特例債の活用の予定があるのか、それをお聞かせください。

総務部長（大坪正明君）

中期財政計画以外でそういう合併特例債の活用を予定している事業があるかということでございますけれども、今後想定される主な事業といたしましては、庁舎の改築改修事業や市民会館の改修事業などが出てくるかと思っておりますけれども、この2つの事業につきましては、合併特例債の活用が可能とは考えますが、これについては関連する事業として、これからどうするかを検討に入る段階でございますので、中期財政計画に計上しておりませんし、事業費の積算までは行っていないところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

庁舎と市民会館、いつも話になりますけど、柳川駅の東口の開設の話がいつも出てきますけど、それにもいつか、前回か前々回の一般質問の中で10億円を超えるような話がたしかあったと思いますが、そのことについてはどうなっておりますか。

総務部長（大坪正明君）

西鉄の柳川駅の東口の開設事業につきましては、今後の西鉄側との協議結果によって、どういうふうなやり方でそういう整備をするのか、形態とか事業費が変動する可能性があります。現時点では先ほど申し上げました中期財政計画の中に柳川駅周辺整備事業費の17億円の中でやるように検討していきたいと考えておるところでございます。

4番（白谷義隆君）

駅の東口については、まだなかなか相手のあることで、今の段階でははっきりはわからないということで、それはまた別にしまして、後から触れられればその中でお聞きをしたいと思いますが、さっき庁舎、市民会館についてもはっきりした事業費の積算はないということ

でしたが、庁舎、市民会館をどうするのか、庁舎問題のときに当然市民会館の話も出てくるわけでしょうから、私はその事業費についても10億円を超える、10億単位での事業費が当然必要になるだろうと考えますけどね。

そうした中で、庁舎については補助制度がなく、全額単費だという話を聞いております。そうであれば、市にとってはかなりの財政負担になるわけですけどね。もちろん市としては、前回ですかね、まさに庁舎など、これが本来の合併特例債の活用だろうというようなことも部長からありましたね。それはもちろんそうだろうと思いますけどね。

ただ、さっきの中期財政計画の中で合併特例債の活用額が申し上げられましたけど、そうすると、庁舎や市民会館を含めて合併特例債を使う枠はもうないんじゃないかと思えますけど、そうでしょう。ちょっと部長。

総務部長（大坪正明君）

庁舎とか市民会館の改修に合併特例債の枠がないんじゃないかということですけども、確かに現時点では計画しております137億円の範囲内で庁舎とか市民会館の改築、改修に合併特例債を活用することは厳しいものがあるかというふうに考えております。

しかし、この137億円という借り入れ限度額については、あくまでも合併協議で決められたものでありまして、尊重すべきものであると考えております。このため、既存の計画事業の充当状況とか、計画事業、それから事業費の見直し等によりまして、可能な限り137億円の枠内で実施できるように努めていく考えでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かに事業の見直し等も必要でしょう。ただ、さっき部長は駅東口についても駅周辺事業で対応していきたいというような話がありましたね。

ただ、駅東口をあけるとした場合、周辺事業で足りないかもしれない。そうしたときに、その手当てもまだ実は必要なわけですね。そして、合併特例債を使っていかなければならないということも実は一方ではあるわけですね。ですから、そういう厳しい財政状況の中で合併特例債をどういうふうに活用していくのか、さっき事業の見直し等も言われましたけど、今、中期財政計画に上がっている中で外すというのなかなか厳しい。私は、個人的には総合運動公園とかは当然一番最初に削るべきものだろうとは思っていましたが、先ほど市長はそのことについては見直しをされたということですけど、それでもやはり特例債を運動公園だけぐらいではとても間に合わない話でありまして、そうした中で、私は今ある事業ですね、その事業の選択を、今、中期財政計画に上がっているやつ、あるいは庁舎の問題、市民会館の問題、あるいは駅東の問題、そうした中でやはり事業の選択をもうここでしていないと、それと優先順位も考えていかないとできないというふうに思っておりますが、そこについてはどういうふうに考えてありますか。

総務部長（大坪正明君）

中期財政計画におきましては、策定時点において今後見込まれる事業について積み上げを行いまして、また、合併特例債については、137億円の枠内で借り入れることで活用計画を策定したところでございます。

しかしながら、ただいま議員のほうからお話がありましたように、庁舎の改築の問題、それから市民会館の改修、それから、東口は一応17億円の中には入れておりますけれども、これも膨らむ可能性もあるということで、この中期財政計画で計画している中に入っていない部分があるんじゃないかということでございます。

議員がおっしゃいますように、健全な財政運営を図ることを基本として、やはり緊急性と必要性などの観点から優先順位をつけながら、事業を取捨選択していく必要があるというふうに私どもも考えているところでございます。

このような考えの中から、先ほど市長が言われました総合運動公園の整備についても見直しを行うということで発言をされたところでございます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ただ、これは早急な検討が必要だろうと。そして、事業もどれにするのか、今言われた事業で中期財政計画、あるいは先ほども何回も言いますように庁舎の問題、駅東の問題、それらを全部するにはとても財政的に無理だということは、私がここで言うまでもないと思うんですよ。ですから、合併特例債をどう活用していくのか、それとあわせて事業の選択、優先順位をつけて、そして実施をしていかなければならないと。

ただ、合併特例債を抜きには考えられないわけですからね。そうしたときに、もう26年度までなんですよね。先ほど市長も言われたけどね。26年度までしか活用できないわけですから、そうすると、あと6年しかないんですよ。そうすると、庁舎問題にしても、具体的に話を進めていっても、どんなに早くても24年度からしか着手できないわけですから、そしたらもうあと3年しかないわけですよ。駅の問題についてもそうなんですよ。

ですから、もう残された時間はないわけですから、余り悠長な話じゃなくて、早急にそういったところも事業のえり分け、そういうことも早急にやっていただきたい、そのように思いますけど、市長、何かありましたら。

市長（金子健次君）

137億円という額がございまして、その分について、超えて云々ということに今の段階ではならないというふうに思っております。

今、部長が申しあげましたように、緊急性、必要性の観点から優先順位を、どこを削るのかという形になるかと思えます。先ほど午前中の緒方議員の質問の中で総合運動公園については見直しを図っていくということで、その財源は確保できたが、それぐらいじゃまだ済

まないような感じでございますし、私自身は庁舎の統一化、また、市民会館の改修についても今を置いてないという考え方も、26年度までにはやりたいというふうに思っておりますし、ラストチャンスじゃないかなというふうに思っております。

ただ、そういうふうな事情がございますので、今後十分そのことを含めて、何を優先するかということを十分理解、また、するなら相談せんといかんかなというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございます。ひとつ危機感を持って、そして早急に取り組んでもらいたいと思います。

それでは、次に学校給食における地産地消の取り組みについてお尋ねいたします。

まず最初に、学校給食への地元産品の活用状況についてお聞かせください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校給食におけます地産地消の現状ということでお答えしたいと思います。

柳川産食材の導入につきましては、まず、米の地元産ヒノヒカリ100%を筆頭に大豆の柳川産ふくゆたかを使用した納豆、それから水産物の練り製品、ノリのつくだ煮も地元産を100%使用しております。重量ベースで申し上げますと、柳川産食材の使用につきましては、21年度実績で34%となっております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございます。米は100%ということではわかりましたが、ほかの農産物について、大豆については、加工品についてですけど、先ほど説明がありましたけど、ほかの野菜、これは例えば根菜類も含めてですが、現在は市場から仕入れたものを活用してあると思いますけど、ほかの市町村では地元農産物を直接取り入れているというか、利用している、そういったところはあるですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず1点目の野菜の購入につきましては、先ほど議員言われましたように、共同調理場につきましては地元の市場から、それから、自校方式の学校が地元の八百屋から購入をしております。しかしながら、そのようにして購入をしておりますが、柳川産野菜の占める割合といたしますのが全体の2%程度になっておるところでございます。

それから、よその状況でということですので、柳川市と大川市が農業の生産品目が似ているということで、大川市の例をひとつお示ししたいと思います。

大川市の田口小学校区では、農家5名程度で構成されている田口地区の食の安全を守る会、そこが田口小学校の学校給食に平成21年度からジャガイモ、タマネギ、ニンジン栽培いた

しまして、収穫されるしゅんの期間だけ供給をされておるといふうに聞いております。現在は、さらに青ネギ、サツマイモ、大根も供給してあるといふうにお聞きしております。

それから、こちらの田口地区の食の安全を守る会のほうで生産もしていただいておりますが、すべて学校への配送というものでこちらの会がしてあるといふうに聞いております。そういう組織体制が整ったことによって可能になったといふうにお聞きしておるところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

大川の田口小学校の例を今お聞きしたわけですが、それでもしゅんのものという限定的なようではありますけど、ただ、柳川市でももう少し地元の農産物の活用を試みるというか、そういうことも実はやってみたらどうかといふうに思います。

前回、一般質問の打ち合わせの中で白谷さんが一番知ってあるでしょうというような言葉も出しましたが、実際余りよくは知らないんですけどね。ただ、それでも学校給食に地元農産物を実際利用するということの難しさは、実は私もよくそのことは知っております。いつもこの話になれば、安定供給ができるかとか、あるいは価格が折り合うかとか、そういった話はいつも出てきます。私も当然そうだろうといふうには思っておりますけど、ただ、全くそれで取り組まないかという、私はやはりしゅんのものでできれば、一回、本格的に取り組んでみたらどうかと思うんですよ。

柳川にはいろんな農産物があるじゃないですか。ナス、トマト、アスパラガスもありますよね。特に私が聞く限りでは、両開のジャガイモはおいしいと。私は一回も食べたことはありませんけど、そういう話も聞くわけですよ。ですから、そういったやつをできるやつから、そして、市内には給食センターもあれば単独校もあるわけですから、全部の小学校に一括でさあ最初から始めろという話にはできないかもしれませんが、それこそできるものから、そして、できるところから取り組んでみたらどうかと。ぜひその取り組みをしていただきたいと。

実は私も選挙期間中いろんな方とお会いをしたんですけど、専門農家の人と話をしたときに、学校給食で地元産をもう少し使うような努力をしてもらえないかという話を聞いて、話を聞いているうちに、やはり地元産の農産物を子供たちに食べさせる。要するに消費者が見えるやつ、そして、生産者にとっても地元で培っていく子供たちに食べさせると、そういう取り組みはやっぱり必要だろうと思うんですよ。ですから、余りできない理由ばかり述べてもいつまでもできませんので、できる理由を見つけながら取り組んでいただきたいと思っておりますけど、教育長、どうでしょう。

教育長（北川 満君）

ただいま地産地消ということで、さらに奨励せよという御意見だと思いますけれども、意

外と法規にも学校給食法、それから、いわゆる食育基本法、そういった中でも地産地消という言葉が出てきまして、それを奨励しなさいということで、今、国の基本計画でも入っているわけでございます。

そういった中で、地産地消を行う意義ということで私ども十分に認識はしているところでございます。地元でとれた産物をきちっと地元で消費していくと。そういった活動を通す中で生産者と消費者がある程度感謝の念を持ってみたりとか、ありがたさを味わってみたりとか、そういったことが一つはあると思います。それから、生産者のお顔が見えて非常にいいなというような、実感された報告も聞いております。

そういった中で、どのように活性化を今後図っていくかでございますけれども、農政課の方々やJA柳川の方とも学校給食への柳川産野菜の導入については検討してまいっております。しかしながら、なかなか先ほどお答え申しましたように、生産供給体制がなかなか確立されていないという現状があるようでございます。

そういった中で、供給体制の確立といったことになると、いわゆる学校教育課だけではなかなかできないんじゃないかという思いであります。そういった対応ができませんので、少しでも柳川産野菜の導入が進むように、農政課と、それから関係部署や機関と今後も協議して、できるだけ頑張ってもらいたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ぜひそのように取り組んでもらいたいと思います。同じこととなりますけど、できない理由じゃなくて、できる理由を見つけながら進んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時5分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんこんにちは。22番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、発言をさせていただきます。

私は、3つの項目についてお尋ねしたいと思っております。

1つは今後の柳川市財政状況と市長のマニフェストについて、2つ目が会計検査院実地検

査の結果について、3つ目がピアス跡地問題について質問をしたいと思います。

まず最初に、今後の柳川市の財政状況と市長のマニフェストについてお尋ねをしたいと思います。

平成22年10月28日の有明新報の社説に、柳川市は平成23年度の予算編成を定めました。それによると、歳入は景気低迷による市民税の減収などで市税は現時点の試算で22年度当初予算に比べ230,000千円の減収が見込まれている。歳出は職員数の減で人件費は減少しているが、23年度予算要求に係る普通建設事業の事前調査によると、柳川東部土地区画整理事業などで事業費は22年度比990,000千円増の5,020,000千円、さらに子ども手当に伴う地方負担分や介護保険の後期高齢者医療に係る繰出金などがふえ、一般財源は大幅に不足し、市は来年度予算編成は非常に厳しいと予想している。市の財政構造は自主財源の割合が少なく、地方交付税などの依存財源に頼っている。21年度決算による自主財源比率は30.0%、福岡県内26市のうち低いほうから3番目、県平均を10ポイントも下回っている。脆弱な財政構造から簡単に脱却することは難しく、このような状況を見据えながら財政運営に努めなければならない。

今後計画されている大型普通建設事業には、柳川東部地区区画整理、柳川駅西口整備、学校校舎改築、コミュニティセンター整備、総合運動公園、庁舎整備改修などがあり、多額の財源が必要だ。自主財源の割合が低いため、大型普通建設事業の財源は多額の地方債の借入れを余儀なくされることが見込まれている。21年度決算に基づく普通建設事業費約4,550,000千円のうち22%は市債で賄っている。普通建設事業は国民生活の基盤となる社会資本の整備を進めるが、新しい財政状況の中で緊急性や費用対効果などを十分考慮する必要がある。施策や事務事業に優先順位をつけ、選択と集中で事務事業の見直しを徹底的に図っていかなければならないと論じています。

金子市長の47項目のマニフェストは、市長自身が私のマニフェストすべてを総花的に実施すれば財政が破綻することは間違いのないと言われているわけですから、緊急性や費用対効果などを考慮して徹底的な見直しが必要であります。

私は、その中で3つの主な事業についてお尋ねしたいと思います。

1つは総合運動公園建設についてであり、1つはコミュニティセンターであり、もう1つはしゅんせつヘドロを堆肥や埋め立て用の土としての再利用システムの確立であります。

個別の質問につきましては自席で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

22番（伊藤法博君）続

まず最初に、柳川市総合運動公園についてでありますけれども、これは先ほど緒方議員の質問で市長が答えられましたけれども、一応アンケート結果についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

柳川市におけるスポーツ施設づくり方針については、新たに整備する必要はないと回答した人が32.4%と最も多く、次に、既存の施設を改修して充実してほしいが21.5%で、2つを

合わせると53.9%になります。このような調査結果についてどのように対応されますかという質問でございましたけれども、市長は見直すということで答弁をいただいておりますので、もう答弁を求めても仕方がないと思いますので、この項目については答弁は要りませんが、以前の私の質問でつくるつくりたくないのアンケートを実施すべきだと申し上げましたが、市長はつくるつくりたくないのアンケートではなく、つくる内容についてのアンケートをとるとして、その実施をされましたが、その結果、つくるつくりたくないのアンケートが必要であったという結果じゃなかったかと思っております。

やはり認識が少し甘かったじゃないかと、私はそういうふうに指摘せざるを得ません。市長はやはり一丁目一番地で掲げていた総合運動公園建設は、その莫大な建設費用、年間数千万円もかかる維持管理費、それに伴う費用対効果、柳川の隣接地に立派な代替施設が完成している状況を考慮すると、やはり総合運動公園建設は中止すべきではないかと思っております。市長の方針変換はよかったのではないかと私は思っております。

その中で、市長は散歩コースの整備等の計画を予定されているようですが、私は既存の運動場の拡張整備、400メートルのトラック整備に係る必要性はあるのではないかと思いますけれども、この件について市長の考えをお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

朝の緒方議員の質問に対しまして、総合運動公園についての考え方、方針なりは述べてきたところでございます。

この問題につきましては、伊藤議員、1年7カ月の間にずうっと何回ともなくやりとりをし、また、考え方を私自身も聞いてまいったところでございます。今後の改修と、また施設をどういう形で生かしていくのか、施設の整備をやっていくことについては、いろんな体協のほうからの話もあってありますし、グラウンドの周辺にウォーキングコースをつくってもらいたいとか、トイレの改修をしてもらいたい、ネットの改修をしてもらいたい、応援席をつくってもらいたい、いろんな形が寄せてあります。

その中で、伊藤議員のほうから今質問がありまして、400メートルのトラックはどうだろうかという話を初めて伺ったところでございますけれども、当初からそういう考えをお持ちでございましたんですね。ちょっと私、逆に質問したいんですけども、私はこういうふうに聞いておったんですよ。400メートルのトラックのやつはつくりなくとも、そういうグレードの高いやつをつくりなくとも、筑後市とか、久留米とか、大牟田に行ってもいいじゃないかとずうっと頭にあったんですよ。400メートルといったら広大なスペースをとらなければなりませんので、伊藤議員が今ぼつと言われて、400メートル必要だよと言われると、ちょっと今戸惑いも感じながら、どう返事をしていいのか、私が戸惑っているところでもございます。ちょっと済みませんけど。

22番（伊藤法博君）

400メートルトラックで、高規格のトラックということではなく、中学生とか小学生たちが市内で、400メートルのトラックで練習ができるような、そういった運動場整備は必要じゃないかなと思っておりますので、ちょっとお尋ねしたところでございます。

市長（金子健次君）

伊藤議員がそういうお考えをお持ちだということは大変うれしく思いますけれども、十分そのことを踏まえて、今後、改修についてはどういうことをやっていった方がいいか、十分市民の意見、議会の意見、体協の意見とかを聞いた上で計画を立てていきたいというふうに思っています。

以上です。

22番（伊藤法博君）

一応総合運動公園については、これ以上聞いても市長が方針を変換されるということでございますので、それをよしとしてこれで終わりたいと思います。

次に、コミュニティセンター建設についてお尋ねいたします。

コミュニティセンター建設については、9月議会で菅原議員、先ほど白谷議員が質問されております。先ほどの白谷議員の答弁の中でいろいろ述べてありましたけれども、コミュニティセンター建設について、現在のところ、地元との協議についてはどうなっているのか。このことについては管理委託業務料とか、水道光熱費、人件費として館長、主事、主事補、そういったやつが旧柳川市の校区公民館の中では必要になっておりますけれども、その辺のお考え、先ほど答弁が少しありましたけれども、改めてお願いしたいと思います。

生涯学習課長（田中利光君）

コミュニティセンターの建設については、現在のところどのようになっているかというふうなことでございます。

これにつきましては、先ほどの答弁でも申しましたけれども、ちょっと要約して申し上げますと、大和、三橋地域11校区において、6月から7月にかけて全部説明会を開催いたしております。そして、各校区において準備委員会を設立するための会合を重ねていただいた結果、11校区すべてにその設立がなされておるところでございます。

現在、地元とはコミュニティセンターの整備候補地の検討を行い、今日まで2校区の候補地を決定いたしておるところでございます。他の校区においても引き続き協議を進めているところでございます。

先ほどございました維持管理費の件につきましても、大体平均的に柳川7館で水道光熱費などの維持管理費につきましては、先ほども申しましたけれども、大体2,100千円ぐらいかかっておるようでございます。多少、三橋、大和地域に建設します施設につきましては、大体2,000千円程度を想定いたしておるところでございます。

館長、主事、主事補の人件費などにつきましては、平成20年の4月1日に柳川地区と、そ

れから三橋、大和地区におきましては、報酬額の改定がなされております。それを直ちに先行するという考えは持っておりません。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

先ほどの白谷議員の質問の中で、人員配置は1人というような答弁があったようでございますけれども、旧柳川市のほうではそういった主事、主事補、3名から4名ぐらいの人員を配置しておりますけれども、その辺の違いはどのようにとらえてあるのか、お尋ねをしたいと思います。

生涯学習課長（田中利光君）

現在、柳川7館につきましては、議員御指摘のように主事さんがいらっしゃる。そして、主事補がいらっしゃる。そして、館長につきましても在館といいますが、でやっています。それは歴史的な背景でございますし、今日でも公民館業務としてたくさんの事業を展開いただき、地域の拠点として御活躍いただいているというふうに思っております。

しかし、一方、大和、三橋地域につきましては、現在、館長、主事がいらっしゃいます。報酬額は異なっておりますけれども、在宅にあって地域のクラブハウス等を利用して、公民館活動を中心に行っていただいているところでございます。新設されます施設につきましては、大体管理運営上1名ぐらいの職員を配置しなければならないんじゃないかというふうなことで考えております。当面は柳川地区、それから三橋、大和地区、まだまだ条件が異なっていると思っておりますけれども、そういう方向でしばらく進ませていただきながら、将来においてはこういうコミュニティー審議会等で具体的に検討をいただきながら、18館の方向性というものを探っていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

当面は1人というような発言でございますけれども、やはりこれは二、三名の職員を置かないことには、休暇をとったり、いろいろ休みをとったり、病気をしたり、いろんなことで館が運営できないような場面が起きてはこないかという懸念を持っております。

そこで、柳川市では柳川市立学校適正規模適正配置化検討委員会が立ち上げられていますが、委員会の答申や結論を踏まえてのコミュニティーセンター建設に変更があるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

現在、柳川市立学校適正規模適正配置化検討委員会が設置されておりますが、その内容は子供たちの教育環境にとってどのような規模、配置が適正かということの検討をいただいているところでございます。

この答申につきましては、こちらの予定としましては、平成23年の12月をめどとして御検討いただいておりますが、この答申でもってコミュニティセンターの整備に変更があるということは考えておりません。

22番（伊藤法博君）

そういった小学校の合併等について、コミュニティセンターの変更はないと、今のところ考えていないというようなことでございますけれども、旧柳川でも昭代地区には2校区、昭一校区と昭二校区、人口にしても1万人以上の地区に1つの校区公民館として活用されております。これからつくられる三橋、大和でのそういう校区公民館では、2校区に1つとか、3校区に1つとか、そういった形態をとる必要があるんじゃないかなと。これは財政的な面からもそういう検討をなされるべきじゃないかと私は思います。

そうして、そういった2校区、3校区にしたところには、やはり面積等も人員配置とか、そういった優遇をするような、そういった検討はなされるべきじゃないかなと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

2校区、3校区を一緒にすべきではないかというふうな御意見でございますが、今のコミュニティの基本でありますところの各小学校区、これにつきましては、長い年月をかけてそういったところが形成されてきておまして、それぞれに特性といいますか、風土といいますか、そういったものも形成されてきております。その基盤を変えるということになりますと、逆に今形成されておりますコミュニティの形を変えるというふうなことにまなりかねませんので、こちらとしては今のところそういうことは考えておりません。

以上です。

22番（伊藤法博君）

先ほどの白谷議員の発言の中にも、そういったような雰囲気があるというようなニュアンスの発言もあっておったような感じを受けております。そういった意味で、やはり必ずしも11校区すべてをつくるんじゃないかと、やはりその地域の合意を得て、統合できるところは統合してより充実した施設をつくるというような考え方で地域の皆様の協力も得られたらいいんじゃないかなと、そのように私は思っております。それはぜひ、そのような面からの検討も今後つけ加えていってもらいたいというように思います。

次に、しゅんせつしたヘドロ再利用システムについてでございますが、しゅんせつした再利用システムについては、以前、私も一般質問したことがあります。このことは900キ口を超えるクリークを擁する柳川市にとっては喫緊の課題であると思います。その後、何らかの進展があったのかどうか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

確かに伊藤議員の質問は21年の6月議会において同じような質問を受けております。その

ときにもお答えしておりましたように、しゅんせつヘドロの再利用化につきましては、今、産学官において堆肥化や建設資材、そういうものへの再利用の技術研究がなされておるということを答弁しておったというふうに思います。

ただ、この技術開発が今日においても非常におくれておまして、市が導入できるような簡易かつ低コストの技術開発にはまだ至っておりません。そういうこともありますので、現状としては農地還元や公共事業への再利用を行っていきたいというふうに考えておとこです。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ところで、しゅんせつヘドロを再利用するためのいろいろな問題点があると思いますけれども、どのような問題点があるのか、わかったらお答えを願いたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

しゅんせつヘドロの問題点ということでございますけれども、これも先ほど言いましたように、技術開発がおくれていると、まだ確立までに至っていないということでございまして、非常に大型の装置や高コストであるということでございます。一番問題については、その技術開発のおくれ、それに高コストだというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これは、水路課あたりでしゅんせつをしてくれという要望がかなり上がっていると思えますし、そして、しゅんせつしたヘドロをどうにか処理せにゃいかんということで、その処理費用は大体年間どれくらいかかっているのか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

処理費用は年間いかほどかかっているかということでございますけれども、ただいま市が直営で行っているしゅんせつ工事については、ヘドロの処理までは行っていません。しゅんせつ工事で出たしゅんせつヘドロについては、しゅんせつ土の置き場に仮置きし、乾かした後において公共事業等の土として再利用を図っております。

そういうことですから、処分費用というものは発生しておりませんが、しゅんせつ土置き場の賃料及び管理費が年間3,800千円程度かかっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういったしゅんせつヘドロの置き場等に3,800千円ほどかかっていると、借り賃がですね。大体ヘドロ置き場の面積は合計幾らであるのか、そして、一番広い面積はどれくらいあるのか、お尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

しゅんせつ置き場の総面積ですけれども、市内合計で約5万平米ございます。5ヘクタールございます。そのうちで一番大きいのが昭南町にあります2万4,000平米程度だと思っております。2.4ヘクタールございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

昭南町の2万4,000平方メートルも、これは借地ですか。

水路課長（安藤和彦君）

昭南町のしゅんせつ置き場は市有地でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

しゅんせつヘドロの処理システムを考えた場合、どのような装置、施設が必要になるのか、おわかりであれば、その金額は別にして一連の流れとしてどのような装置等が必要なのかをお答え願えればと思います。

水路課長（安藤和彦君）

しゅんせつヘドロの処理システムの一連の流れということでございますけれども、これにつきましては、先ほど申しているように、技術的には確立したわけではございませんけれども、我々が知り得ている一つの例として聞いていただきたいというふうに思いますけれども、まずはしゅんせつ土に混入しました鉄くず、ガラスくず、ビニールくず等を取り除く必要があるというふうに聞いております。その後、乾燥させて殺菌をし、目的に応じた栄養分等を添加して、堆肥化するとか、そういうふうな研究がなされているというふうに聞いております。

装置等のことですけれども、先ほども言いましたように、やはりプラント的な、工場的な大変大がかりな施設を要するというふうなことで聞いております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川市として、そういったやつの大がかりなやつとは言いませんけれども、実証試験的なことをやられるような考えはないかどうか、お尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

柳川市として、試験的にこういうしゅんせつ土の再利用システムの実証試験をする考えはないかということでございますけれども、先ほどから何回も申しているように、まだ技術的に確立されていません。いろんな方法が研究されているようでございますけれども、そういうこともございまして、やはり実証試験のためには機材等の準備をする必要があるかと思っています。そういうことを考えますと、現実的には難しいことかなというふうに感じておるところでございます。

やはり堆肥化等のシステムにつきましては、市が導入可能な簡易かつ低コストの技術開発を待ちたいと思っておるところでございます。

しかしながら、しゅんせつヘドロの処分は本市にとって喫緊の課題でもありますので、当面は今までどおり、農地への還元、市が行う公共事業の際の造成土としての利用、さらには国、県事業への利用、そういうものの拡大を図っていきたいというふうに考えております。

公共事業への再利用の具体的な例でございますけれども、本市のしゅんせつヘドロを福岡県の公共事業で使っていただいた事例がございます。

なお、このしゅんせつヘドロの処理に関することにつきましては、筑後南部地方、柳川市、大川市、大木町のクリーク地帯特有の課題であるということから、財政的な措置の要望として平成22年7月16日に3市町の首長が県庁に出向きまして、福岡県の牛尾副知事に対して県独自の補助制度の創設を要望しております。

また、平成22年11月25日には福岡県、佐賀県の筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会及び福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会におきまして、農林水産省と地元国会議員に対して、クリークの維持管理費用につきましても地方交付税の算入対象にしていただきたいという要望を行ってきたところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

900キロに及ぶ柳川市の歴史的な遺産でもありますクリークが、資産でもありますけれども、いろいろ経費を食う代物でもあるというようなことでございますし、また、これが交付税措置の算定に入っていないというのも非常に柳川市にとってはつらい状況じゃないかと思ますので、やはり筑後地区一円、一丸となってそういった交付税算定に加算をしていただけるような措置をまたお願いしていただきたいと思ます。

柳川には農地・水環境対策事業ですか、これが二十数カ所実施されておりますけれども、この農地・水の予算もかなりの部分、こういった汚泥の処理等に費やされているように聞き及んでおります。そういった意味で、できれば独自で再利用システムを 独自でできるかどうかはわかりませんが、やはり早急にそういった再利用システムが確立できるような研究を国、県にもお願いをしながら進めていっていただきたいと思ます。

これは、市長のマニフェストの大きな一つの柱にもなっておりますので、そういった意味で前向きな取り組みをお願いしたいと思ます。

今後の財政状況は、経済の低迷により税収が落ち込む中、人口構造の変化等により財政支出が向上していきます。こうした中、中期財政計画を含め、合併特例、すなわち合併特例債、交付税特例がなくなっていく時点での柳川市の財政の実態はどのようになっていくのか。従来の行財政改革で乗り切れるのか、合併算定がえと一本算定の差が1,330,000千円とすると、一般財源の投資的経費とほぼ同額となり、差し引くと投資的財源は限りなくゼロに近づくこ

とになります。投資的一般財源を10億円以上確保するとしたら、今の経常経費から10億円近くを数年のうちに削減しなければなりません。また、赤字転落はあるのか、もしあるとしたら赤字転落を防ぐためにはどのような方策がとられるべきか、経常経費削減とあわせてお示しを願いたいと思います。

市長（金子健次君）

財政問題につきましては、午前中、緒方議員、また白谷議員のほうに総務部長がお答えをいたしました。私のほうに指名ということでございますので、お答えしたいと思います。

赤字転落を防ぐにはどのような方策をとるべきか、行政改革の視点から申し上げますと、本市の合併後の喫緊の課題というのは、新たなまちづくりに向けた行財政運営の環境整備にありました。

第1次の行政改革におきまして、平成17年を基礎年として、平成18年度から21年度までの4年間で人件費削減や民間委託の推進、補助金削減など経常的な経費の削減を重要事項といたしまして取り組みを進めてきた結果、累積削減効果額が約2,430,000千円に及ぶなどの一定の成果が上がってきております。

これは人件費の分が主ですけれども、しかしながら、自主財源に乏しい本市が大きく依存している地方交付税は、今後、合併特例措置の期限が切れれば大幅に削減されます。先ほど伊藤議員のほうからお話があったとおりでございます。厳しい財政状況とはいえ、単なるコスト削減ではなく、限られた財源を可能な限り有効活用し、最少の経費で最大の効果を上げる仕組みづくりに取り組む必要があります。そのため、次の3つを改革の基本目標として設定をまいります。

質の高い行政サービスの実現、2点目が危機感を共有する組織運営の確立、3番目が健全な財政基盤の確立、この3つの基本目標を実現するためには、これまでの行政改革にありがちな量的削減の発想ではなく、質的向上発想に転換を図る必要があります。

具体的には、第1次行政改革大綱で効果があった人件費削減や民間委託の推進、補助金の削減など経常的な経費の削減を引き続き推進してまいります。

さらに行政評価システムを活用いたしまして、成果に基づく事業の優先順位づけや統廃合など事業のビルド・アンド・スクラップを絶えず行い、これまで以上に不要不急の事業の洗い出しとともに、従来の積み上げ査定方式の予算編成ではなくて、歳入の範囲内での施策や組織ごとに予算を配分いたします枠配分方式などの新たな手法による予算編成を考えております。

また、自主財源の安定確保や負担の公平性を図るため、適切な課税を行うとともに、市税だけではなく、保育料や各種使用料等も含めた市債権の収納率の維持向上に努めてまいります。

さらに有料広告掲載の推進や市有財産の売却処分、貸し付け等によります有効活用を図っ

ていきたいと考えております。

そのほかに公共施設の適切な配置、住基カードの多目的活用などを考えておりますが、現在、第2期の行財政改革大綱及び実施計画を策定中でありまして、具体的には実施計画の中で明らかにしていきたいと考えております。

先ほど安藤水路課長が申しあげましたけれども、先般、農林水産省、また地元の代議士等にも、水路が本市におきましては930キロメートルありますが、その分のしゅんせつ問題もありますけれども、いろんな地表が、他の地域と違った特有の地域であります。大木町の町長、また大川市長と一緒に、先日、牛尾副知事にもぜひ柳川に入っていて、この地域に入っていて、ぜひ特別の枠の補助並びに国においては特別交付税をぜひつけていただきたいということ強く要望してきたところでもございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

先ほどの白谷議員の質問の中でも、17年度から4年間で2,430,000千円の経常経費を削減したと。主に人件費ということでございますけれども、これは1回絞ったタオルから、またここ数年間で10億円以上の削減をしなければならない状況でありますから、これは非常に厳しいものがあると思います。ありますけれども、やはり厳しい中ではあります。きのう矢ヶ部議員の質問の中であつたように、まだ無駄と思われるような支出も一部組合も含めてあるようでございますので、その辺の見直しを徹底的にして、経常経費の削減を図っていただきたいと思います。

柳川市は、昭和27年に市制をしいてから半世紀余りになりますが、過去2回、財政再建計画を実施しています。そのときは議員報酬や職員の給与も削減されております。最初の財政再建は昭和34年で高度成長経済で、2回目は昭和62年でバブル経済によって救われたところがあるように思います。

しかし、今後、現在のような経済情勢、社会情勢の中で財政が破綻するような状況になれば、過去2回の財政再建とは比べようもなく厳しいものになると思います。そのため、財政規律を維持するためにはより深く掘り下げた意識改革と行財政改革が求められます。金子市長のマニフェストについても、やはり選択と集中で見直してもらいたいと思います。

次に、会計検査院の件についてお尋ねをいたします。

会計検査院会計実地検査が平成22年2月22日から26日の5日間、国土交通省及び農林水産省所管の国庫補助事業に係る事務費等について会計検査院の会計実地検査が実施されています。平成15年から平成20年度における国土交通省及び農林水産省所管の国庫補助事業に係る事務事業等の経理処理等について、市の支出負担行為、支出命令書などの支払い伝票、旅費に係る関係書類、賃金に係る関係書類、さらには取引業者の関係書類に基づき検査が行われています。

その結果、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に人件費、旅費、賃金及び需用費を支払っていたものとして指摘を受け、国土交通省所管の補助事業で464件、17,141,026円、うち国庫補助金相当額9,000,968円及び農林水産省所管の補助事業で231件、12,001,533円、うち補助金相当額7,326,350円の指摘を受けています。

柳川市は国などと協議の上、国庫補助金分の16,327,318円を国へ返還する方針となっています。その中で、合併前の15、16年の旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の不適正及び補助対象外の経理は2年間で、旧柳川市は9,524千円、旧大和町は418千円、旧三橋町は326千円とのことです。

合併前の旧柳川市の平成15年から16年度の不正及び補助対象外の経理処理が旧大和町、三橋町に比べてけた違いに多い理由は何か、お尋ねをいたします。

総務部長（大坪正明君）

今回の会計検査院の実地検査におきまして、こういった不適正経理が指摘されたことについては、大変申しわけなく思っておりますし、今後、こうしたことが二度と起きないように職員の意識改革を徹底いたしますとともに、購入時のチェック体制の強化等の再発防止策を確実に実施することなどによりまして、市民の信頼回復に現在努めておるところでございます。

そこで、御質問の合併前の旧柳川市の不適正経理が多いという御指摘でございます。この理由につきましては、当時、平成15年、16年度におきまして、旧柳川市では住宅の建設とか、災害復旧事業などのそういった補助事業が非常に多く行われておりまして、それに伴う事務費も多かったということが原因というふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

事業費が多かったということでございますけれども、事業費がけた違いに多かったということではないんじゃないかなと思っております。

合併前の2年間の旧柳川市、旧三橋町、旧大和町の補助事業額はそれぞれ幾らか、国交省関係の工事費が幾らで、うち事務費が幾ら、農水省関係の工事費が幾らで事務費が幾らかというようなことをお示し願いたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

合併前の平成15年度、16年度の事業費でございますけれども、財政課のほうで把握しております農林水産業費、それから、土木費の普通建設事業の補助事業費と災害復旧費を合計して申し上げますと、事業費でございますけれども、平成15年で旧柳川市で約1,156,000千円、旧大和町で575,000千円、旧三橋町で165,000千円でございます。

16年度は3月の合併前までに支払った分で申し上げますと、旧柳川市で約1,172,000千円、旧大和町で536,000千円、旧三橋町で259,000千円となっております。このうちの事務費については、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、申しわけございません。

22番（伊藤法博君）

今お示しを願ひ、出していただいた金額をちょっと計算しましても、けた違いに多いというようなことではないように思います。16,327千円の補助金はどのようになるのか、また、ペナルティーや利息はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

副市長（刈茅初支君）

こういった会計検査院の指摘につきまして、この補助金はどうなるのかということですが、できるだけ早い時期に返還させていただけたらというふうに思います。

しかしながら、この返還事務を進めていくに当たっては、農林水産省、それから国土交通省、福岡県と協議しながら進めていくこととなりますので、現時点においては、返還時期については決まっておりません。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

返還時期は決まっていないということですが、ペナルティーや利息はないんですか。

副市長（刈茅初支君）

済みません。返還が命じられた場合には、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の加算金をつけて返還するということとなります。

22番（伊藤法博君）

これは、国土交通省関係のやつは建設課、そうすると農水省関係は農政課とかいろいろ、水路課、そういったものにわたると思いますけれども、その決裁責任者というのは大体課長なんですか、こういった方々なんですか。

副市長（刈茅初支君）

事業遂行において、そういった物品を購入するといったようなときのそれぞれ決裁権者がどこにあるのかというような趣旨ということで、それについては金額によって決裁が課長である場合、部長まで行く場合、市長まで行く場合というような場合がございますけれども、ちょっと今、資料がございませんが、ほとんどの場合において課長の決裁で、いわゆる消耗品等については終わっているということでございます。

22番（伊藤法博君）

合併前の柳川市では部長制度を廃止しておりましたので、課長決裁になっておるんじゃないかと思います。合併前の柳川市では、以前、予算計上されない案件が議会に説明もなく動いていたというような情報を耳にしたことがありますし、当時の柳川市では不可解な事案が幾つかあったような思いです。このことは、旧柳川市の国庫補助事業の事務費不適正使用が旧三橋、大和に比べてけた違いが多かったという事実と関係があるんじゃないかと私自身が思ったからちょっと質問したところでございます。

次に、ピアス問題についてお尋ねをいたします。

金子市長は、昨年9月議会では年内解決を目指すと言われてきましたが、現在に至っております。ピアス跡地に係るアスベスト除去及び建物ほか解体工事設計委託業務契約がなされ、来年の2月の中旬までにはアスベスト除去及び建物等解体に関する仕様書、図面及び設計書ができ上がるようになっております。今後、アスベスト除去はどのような方針で行われるのか、お尋ねをいたします。

副市長（刈茅初支君）

今、議員のほうからありましたように、現在、解体費用についてその積算を委託しておるところでございます、その結果は契約期間、来年の2月15日までということで、その結果をまず待ってみたいというふうに思っております。

その上でアスベストの除去につきましては、この解体経費を議会に補正予算として提案申し上げたときに申し上げましたように、和解、あるいは裁判といったようなことを抜きに、まずはそういった積算を知ることが重要であろうというふうに申し上げてきたわけでございます。

この解体経費等の結果が判明をいたしまして、議会の皆様方にその内容を御報告申し上げるとともに、議会の皆様方からの御意見を拝聴しながら、今後の方針を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

今、副市長のほうから除去費用の金額が出てきた時点で判断するというような発言がっておりますけれども、これは金額が多い少ないにかかわらず、どのような方針で柳川市はピアスに対峙していくかというようなことをやはり腹の底で持つておかないと、金額によって違いますよというようなことでは相手に見透かされたような状況じゃないかと思えます。

また、議会のほうでは議会議決をして、そういったアスベスト除去には一切市の金は使ってはいけないというような議決もしておりますし、また今回市議会が改選をされまして、新たな議員さんたちも出てきておられますので、やはり早急にその辺の方向性を議会と協議して、どうするのかというようなことを煮詰めていっていただきたいと思えます。この辺、御答弁をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

伊藤議員につきましては、常々、今回のピアス問題については訴訟に持ち込んだほうがいいという意見でございました。私なりにいろんな意見を今日まで申し述べてまいりました。

今回、調査費用を委託いたしまして、2月の中旬には具体的にアスベストの除去、また、解体費用については具体的に積算した数字が出てきます。いろんな専門家の意見等もありますけれども、それを見た上で最終的に腹決めをしなければならないと。そして、そのことは私自身だけではなくて、議会、またいろんな意見を交換しながら、柳川市として一番ベスト

な状態でピアスに臨まなければならないというふうに思っております。そのときにはよろしく願いをしておきます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、金子市長から言われましたように、執行部と議会が一丸となって対外的には対処していく心構えを持っていかなければならないだろうと思っておりますので、よろしく市長の指導性を発揮していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず質問に入ります前に、このたび子宮頸がん予防ワクチン接種に関する費用を全額公費負担するための補正予算が本12月議会柳川市一般会計補正予算の中に盛り込まれ、提出されております。私は6月議会の一般質問で、女性の命と健康を守るため、また少子化対策の一端からもワクチン接種費用の助成を強く要望しておりました。県内見回しましても早い時期での公費助成でのワクチン接種を決断いただいた金子市長初め、尽力いただいた関係各課の皆様に対し、ここに敬意を表するところであります。早々に市民の皆様より喜びの声も聞かれています。また、きょうの新聞にも新たに開始となる市町村の紹介もありました。柳川市が先陣を切った結果だとうれしく思っております。どうか本補正予算がスムーズに成立し、予定どおり来年1月1日より子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成が開始されますよう切に願っております。

では、質問に入らせていただきます。

1点目、障害福祉相談室「きらり」の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、障害者に関する施策は2003年4月に身体障害者、知的障害者、障害児に対する支援費制度の導入が決まり、従来の措置制度から大きく転換いたしました。しかし、課題も多く、サービス提供に関しては、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者という障害種

別ごとに縦割りで整備が進められてきたことから格差が生じ、事業体系がわかりにくく、何より精神障害は支援費制度にすら行っていない状況で改善が指摘されておりました。さらに各自治体のサービス提供体制と整備状況が異なり、全国共通のルールもないため、大きな地域格差も生まれてきました。

こうした制度上の問題を解決し、障害の種類に関係なく障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために障害者自立支援法が2005年10月31日に成立し、2006年4月1日から随時施行されております。本市におきましても第2期障害福祉計画に基づき、サービス利用ニーズ等も把握しながら、障害のある人もない人もともに支え合うまち柳川を進めていくため、さまざまな障害福祉事業に取り組まれております。

その中で、日常生活の悩みや心配事など相談に応じ、必要な情報及び助言などを行い、また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な助成を行う目的で相談支援室「きらり」を開設されております。利用者も大変多いと聞いておりますが、そこでお伺いいたします。

現在の相談者数、相談件数、相談内容、そして1回の対応に要する時間をお聞かせください。

次に2点目、Web図書館の導入についてお伺いいたします。

近年、国民の生涯学習意識の高まり、若者の活字離れ、ライフスタイルの変化などに対応するための電子書籍の普及が注目されております。

電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようになったもので、今話題のiPadやKindleの登場を受けて、今後国民のニーズが飛躍的に高まると予測されております。そうした中で、東京都千代田区の区立図書館はいち早く電子書籍の存在に着目して、平成19年11月よりインターネットを使って電子図書を貸し出すWeb図書館をスタートさせております。開始以来、広く注目を集めております。

Web図書館とは、電子書籍をインターネットで貸し出し返却を行うもので、インターネットが利用できる環境ならどこからでも24時間365日電子書籍を借りてパソコン上で読むことができます。つまり、貸し出し、返却のため、わざわざ図書館へ出向く必要がありません。利用するには、利用登録と利用者ログインのパスワードの設定さえ行えば、区の在住者、在勤者、在学者、だれでも利用ができます。利便性だけではなく、書籍を収納するはずの箱物やスペースも確保する必要はなくなります。パソコンのサーバースペースがあればよくなり、大変コンパクトです。

また、ほかに導入効果を申し上げますと、利用者側からの利点といたしまして、1つに外出困難な高齢者、来館時間がなく多忙な方でも気軽に利用できます。

2つに、電子図書は文字拡大・縮小機能や自動読み上げ機能、自動めくり機能、音声、動画再生機能を搭載しているために、視覚障害をお持ちの方でも読書を楽しめます。

3つ目に、区や図書館が発行の行政資料文書も電子図書として貸し出し可能になります。

4つ目に、従来は公共図書館として提供が難しかった学習参考書や問題集も貸し出し可能になります。さらに工夫もされており、重要箇所にもマーカーで色つけしたり、自分で回答もできます。これは返納時に書き込まれた文字やラインなど自動的に消去されるようになっていくからです。

次に、図書館側の利点としては、収納のための本箱スペースを大幅に節約できます。図書の貸し出し、返納、催促に人手が不要になります。

2つ目に、図書の盗難、破損、未返納等の損失がゼロに抑えられます。

以上の効果があれば、十分電子図書の導入価値はあると考えられます。本年は国民読書年です。読書に対する国民意識を高めるため、さまざまな場所以で行事や取り組みが推進されております。本市でも朝の10分間読書運動、読み聞かせ運動やブックスタート運動などを通し、日ごろより読書活動の推進に取り組まれておりますので、この機会に図書館の利用改善、推進を図る観点からも従来の図書館と併設し、電子図書館の導入に取り組まれてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。また、ここ数年の図書貸し出しの動向についてもお聞かせください。

3点目といたしまして、いじめ、自殺の根絶への取り組みについてお伺いいたします。

10月23日、「やっぱり友達っていいな」と題した漫画をノートに残し、群馬県桐生市の小学6年生の女子児童が命を絶ちました。それから2週間たって、彼女が通っていた学校による調査結果が明らかになりました。学校を初め、いじめの存在は認めていませんでした。報告では、複数の子供から心ない言葉が投げかけられたり、1人だけで給食を食べていたことからいじめはあったと判断、ただ、自殺との関連は明らかでないとしております。小さな心の叫びをどこかでだれかが受けとめられなかったかと思うと心が痛みます。

その後も痛ましい出来事が続き、11月14日、千葉県市川市の中学2年の男子生徒が自殺しております。学校側は、原因がいじめとは特定できないが、要因の一つであるという認識は持っていると言明をされております。また、11月22日、札幌市教育委員会は同22日に同市中央区の市立伏見中学校2年生の女子生徒が朝いじめをうかがわせる遺書を残し飛び降り自殺したと発表しております。6月には川崎市の中学3年の男子生徒が友人のいじめを救えなかったなどと書いた遺書を残し自殺した事件も記憶に新しいと思います。

9月に発表された文科省の問題行動調査では、全国の小・中学校が2009年度に把握した児童・生徒の暴力行為は前年度比2%増の6万913件、初めて6万件を超えることが明らかになりました。自殺した児童・生徒は前年度より29人ふえ、中高生は165人となっております。また、群馬県の小学校6年生の女子児童の自殺の背景には、クラスが学級崩壊に陥っていた問題が浮き彫りになり、毎日新聞が全国の都道府県教育委員会に学級崩壊について取材したところ、継続的な調査をしているのは全国の4分の1に当たる13府県、マニュアルで明確な指

針を示していると回答したのは16都府県にとどまっております。

未来ある子供たちが何をもって、訴えようとしたのは何だったのか。大人はその声に必死で耳を澄まし、探す必要があると思います。本市の子供たちのかけがえのない未来を守るためにお尋ねいたします。

1点目、本市のいじめの実態についてお伺いいたします。

2点目、子供たちの発するSOSにどのように対応し、いじめとどのように向き合っておりますか。

3点目、本市の小・中学校における学級崩壊の実態とその対策についてお伺いいたします。

最後に4点目といたしまして、市営住宅の高齢者の現状と対策についてお伺いいたします。

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成20年9月末では1万9,020人、高齢化率は25.8%となっており、平成26年には30%近くになることが見込まれております。また、高齢者世帯も増加しております。高齢者世帯、単身世帯と高齢夫婦世帯が占める割合が高くなっております。高齢者単身世帯の割合は、昭和55年は5.8%でしたが、平成20年には20.7%に上がっております。夫婦のみの世帯も7.1%から19.8%に上がっております。このような傾向は本市だけではなく、全国的に問題となっております。特に、公営住宅入居者の高齢化が進んでいるため、単身高齢者の孤立化、ひきこもり防止、安全な住環境の整備など、地域で安心して暮らしていくにはどのような地域づくりが必要なのか、さまざまなモデル事業を行い、各地で検証されております。

そこで、お伺いいたします。

本市の市営住宅入居者の実態をお聞かせください。特に、高齢者単身世帯の現状をお聞かせください。

長くなりましたけど、以上、1回目の質問を終わります。2回目からは自席で行いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

保健福祉部長（武藤義治君）

障害者福祉相談室「きらり」の現状について4点ほどお尋ねでございますので、お答えいたします。

まず、1点目の相談者件数でございますけれども、平成21年度の相談者数は実人員が370人で、平成22年度、これは4月から10月末現在までの集計でございますけれども、実人員数が260人となっております。

また、2点目の相談件数でございますけれども、平成21年度相談件数は延べで3,006件で、これを一月当たりの相談件数に直しますと250件となります。また、平成22年度につきましては、10月末までの件数で1,989件、一月当たり平均284人となっております。昨年度と比べまして月平均で13.6%の増加となっております。

次に、3点目の相談内容につきましては、主なものとしたしまして、まず一番多いのが社

会への参加、余暇活動に関する相談で401件、全体の17.8%となっております。

次に、不安の解消、情緒安定に関する相談が362件で16.1%、就労に関する相談が357件、15.9%、次に福祉サービスの利用などに関する相談が327件、14.5%となっております。

最後に、4点目の1回の相談に要する時間、これにつきましては、その内容によっても異なってまいりますが、これまで行ってきました来所相談、電話相談、訪問相談などにつきましては、おおよそ30分から1時間程度となっております。ただ、案件によりましては、長い場合は2時間程度となることもあると聞いております。

以上でございます。

図書館長（藤丸 博君）

Web図書館の導入についてお答えいたします。

柳川市立図書館におきましては、平成20年8月1日から従来カウンターで受け付けしてありました貸し出し中資料の予約をパソコンや携帯電話から柳川市立図書館のホームページを利用してできるようにしておりますが、議員が言われる東京都の千代田区立図書館のようなウェブサイトの図書館機能ではございません。

しかしながら、近年、市民の生涯学習の意識の高まりやライフスタイルの変化、インターネット等の普及により図書館のあり方も変化していくものと考えておまして、従来の冊子体図書から電子書籍へのニーズが今後高まるものと考えております。

電子図書館が整備されますと、利用者はパソコンがあれば図書館に来館することなく自宅や職場などでサービスを受けることができます。また、自動音声読み上げ機能等により視覚障害をお持ちの方も読書を楽しめますし、24時間サービスを受けられます。また、サービスを行う側の図書館としても資料が破損、紛失しないだけでなく、データとしての永久保存が可能となりますし、紛失や盗難、延滞の心配がないという利点もあります。しかし、反面、現状では著作権法の壁や管理できる技術者の確保等の問題、課題もありますし、現在はまだ全国で運用しているのは千代田区立図書館のみという状況でもあります。

以上のことから、先進地図書館の利用実態や運営コスト面などについて、いましばらく状況を見ながら、慎重に調査、研究したいと考えているところでございます。

次に、ここ数年の図書貸し出しの動向でございますが、平成19年度が57万2,000冊、20年度が54万2,000冊、21年度も54万2,000冊となっております。

また、貸し出し利用者につきましては、平成19年度が14万4,000人、20年度が13万5,000人、21年度が13万4,000人で、貸し出し冊数、貸し出し利用者ともに減少傾向であります。

以上でございます。

教育部長（高田 厚君）

いじめ、自殺の根絶への取り組みについてお答えをいたします。

まず、1点目の本市のいじめの実態でございますが、平成21年度の実績で申し上げますと、

小学校で14件、中学校で3件の報告が上がってきておりますが、そのほとんどが現在解消されていると聞いております。また、本年度につきましては、10月までの報告によりますと、小学校で1件、中学校では4件の報告が上がってきておりますが、これも1件の見守りを除きまして、すべて解消されているということでございます。

次、2点目にいじめに対する対応につきましては、平成18年に起きました筑前町の中学生の自殺事件を教訓といたしまして、平成19年4月に柳川市いじめ問題総合対策を策定いたしまして、その中でいじめ対応、いじめ防止対策の基本方針や学校における取り組みなど具体的な対応策を示し、早期発見、早期対応によるいじめ問題への対応の徹底や豊かな人間性を育てる教育活動の推進を図っているところでございます。

また、年に2回、学校長のほか、臨床心理士等が入っております柳川市いじめ防止対策委員会を開催いたしまして、いじめの要因や背景の分析並びにいじめの防止及びその解消に向けて取り組むべき方策を協議しているところでございます。

3点目でございますが、学級崩壊の実態ということでございます。

今のところ、その実態はございませんが、仮にそのような事態になった場合は、全教職員が共通理解のもとに指導の徹底ができるよう、組織一丸となった対応と学校、保護者、地域が一体となった取り組みが必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の市営住宅の入居状況、特に高齢者単身世帯の状況についてお答えいたします。

柳川市営住宅は16団地、559戸ございますけれども、建設課が管理する市営住宅は14団地、527戸ございます。このうち、公営住宅でいう60歳以上の高齢者世帯は186戸ございます。約35.3%でございます。そのうち、高齢者の単身世帯は115世帯でございます。約21.8%になっております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

まず1点目、「きらり」についてお伺いいたしますけれども、21年度、22年度の相談者数、相談件数を教えていただきました。想像以上に非常に多い相談者、相談件数だなと思えました。

それで、この多い相談件数をどのような職員体制でされているのか、職員体制についてお伺いいたします。

保健福祉部長（武藤義治君）

相談室「きらり」につきましては、これは社会福祉法人柳川市社会福祉協議会へ事業委託をしております。現在の「きらり」の体制、これは施設管理者のほかに社会福祉士、精神保

健衛生士、看護師の3人の相談体制で対応しておりまして、それぞれの専門知識を生かして相談に当たられているところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。相談を受ける側の職員体制というのは職員も大変だろうなと一瞬思いましたけれども、職員の体制もしっかりした有資格者を配置していただいているようで安心いたしましたけれども、やはりこれだけ多いと相談の内容もさまざまであるし、また、一人一人に相談されて説明し、納得していただくのにも時間がかかりますし、継続的な相談も多いんじゃないかなと思います。

この有資格者の方で体制を整えてくださっておりますけれども、この職員体制で相談者が心置きなく十分に相談できる体制が整っていると執行部は思っておられるのか、よかったら根拠をお示しいただいてお答えいただきたいと思います。

保健福祉部長（武藤義治君）

現人員で相談者が心置きなく相談できている体制かということでございますけれども、これにつきましては、市長マニフェストの障害福祉相談室の充実を図り、支援体制を強化しますということにもありましたように、当初、19年5月に開設した当時は2名の相談員でございましたけれども、平成21年11月1日に精神保健福祉士1名を増員いたしまして、相談支援体制の充実に努めてきたところでございます。

現時点におきまして、先ほど申し上げましたように月平均284件の相談件数がありまして、障害のある方、その家族についての悩み、相談に応じる窓口として利用していただいております。人員的にこれで完全に満足かということになると若干問題もあるかと思いますが、現時点におきましては、その相談体制については整備をされているものと考えておるところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一応、増員 相談者が多くなっていることに対しては、昨年職員を1名増員されて相談者の対応に当たっている、月に284件の相談者があるということは、相談者が減っていない、逆にふえているということは、一応職員体制としては整っているんじゃないかな、これを根拠として整っているんじゃないかなという見解だと思うんですけど、根拠として数字を示していただいているんですけども、ちょっと職員さんとか相談に来られる対象者の方のメッセージとかがあったら、もっと根拠としてよかったかなと思いますけれども、これだけの数があるということはやっぱりすごいことだな、一生懸命職員さんもやってくさっているんだなという一応の理解はできます。

こういうふうにして職員体制は一応体制が整っているようなんですけれども、施設面の整備でお伺いしたいんですけども、今現在、大和に「きらり」という窓口はあるんですけども、市民の方から三橋地域、柳川地域に週1回でも出張サービスとか相談事業体制を整えていた

だけないか、また、交通の利便性からして、障害を持って相談に行くんだから、交通の利便性が高い柳川への移設は考えていないのかという声も聞かれますけれども、それに対してのお答えをお願いいたします。

保健福祉部長（武藤義治君）

三橋地域、柳川地域で週1回でも相談事ができないかということでございます。

これにつきましては、現在、相談室への来庁相談が困難な方、この方については御家庭を直接訪問いたしまして相談業務に当たっております。また、要請がございますと、三橋庁舎、柳川庁舎へ出向いて相談を受けておるところでございますので、週1回設けなくてもこういった形の出張、また要請があれば出向いての相談を受けるということで、今後もこの体制で対応していきたいと考えておるところでございます。

次に、相談室を柳川地域へ移設する考えはないかとの御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、家庭訪問、各庁舎への出張相談も実施しておりますし、現在の大和の施設は相談しやすい体制、環境が整っているのではないかと考えております。したがって、柳川市への移設については、現時点では考えておりません。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。利用者の方から全員が柳川、三橋に来てほしいとか、柳川に移設してほしいというお考えの方ばかりではないんですけれども、そういう希望もあるということもしっかり御理解をいただきたいと思います。

さっき部長がおっしゃいましたように、相談窓口のスペースだけを整えればいいというんじゃない相談事業だと思います。とにかくフリースペースも要りますし、また人の出入りが多いというところであってもいけないし、また寂しいところでもいけないし、非常に施設を整備するにはいろいろ課題もあるし、問題もあると思います。

今、大和で行われているのも本当にいいと思うんですけれども、いろんなニーズがあるということ、また、このニーズを素直に発信できない方たちの相談も多いということをしっかりわかっていただいて、今後、この相談事業がもっともっと皆さんに利用していただけるような施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、いろんな相談が今から社会的にも多様化してくると思うんですけれども、障害者別に相談支援事業を専門の利用機関に委託されるというお考えがあるのかどうか、ちょっと市長のお考えをお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

答弁の前に、最初冒頭、熊井議員のほうから壇上で子宮頸がんの問題についてお話がありました。翌日の新聞に、記者会見後、私のほうにまた福岡県内の市町村からの問い合わせもあっております。そういうことで広がっていくことを今後も期待いたすところでございます。

また、この場所の問題についても、聞こえない部分としての意見として熊井議員が言われたと思っておりますので、当初、私もここにかかわっておりましたので、十分に御意見としてきょうは伺っておきたいというふうに思うところでございます。

それで、今後、障害別に相談支援事業専門の医療機関に委託されたらということの問いでございますけれども、現在、近隣の市町の医療、福祉、行政等の関係機関におきましては、障害のある方やその家族に支援を行うことで、障害のある方が地域で安心して生活できるように情報の交換を行っているところでございます。このため、関係機関との連携強化に努めながら、障害福祉相談室「きらり」の相談業務の充実を図っていきたいと考えているところです。

今後、さらなる専門的な支援が必要となる場合には、議員御指摘のように専門の医療機関への委託も視野に入れながら、相談支援事業を進めていく必要があると認識をいたしているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。さきに述べましたように、本当にこの「きらり」を利用されている方は多くございます。そしてまた、本当に「きらり」があつて助かったというお声も聞いております。また、逆にもっと相談体制を充実してほしいとか、いろんな意見も聞かれますので、その利用者の方々の思いにこたえる事業にしていってほしいと思います。

とにかくにもこの「きらり」を利用されている方は大変大きなよりどころとされているのも確かですので、今後、利用者の方、また、職員がともによい方向を向いてこの事業が進められますように検証を続けていっていただきたいと思います。

「きらり」についての質問は終わらせていただきます。

次に、Web図書館についての質問に入らせていただきます。

今、図書館の利用者数、また利用貸し出し本の数も少しずつ減少してきているという回答をいただいております。また、このWeb図書館についても、電子図書館を導入されているところはまだまだ少ないというふうなことも発表していただきました。本当にまだまだ少ないのも確かでございますけれども、導入に向けての検討をされる地域も年々ふえてきて、視察も多くなってきているようです。

実際に実施になると、まだまだ検討課題がいっぱいありますので、なかなか実施までには至っておりませんが、非常に注目度も高く、視察も多くなっているようでございます。このシステムは図書館のサービスの向上とか、また経費の節減が期待できると思います。今すぐの導入でなくても検討する価値は十分にあると思っております。

そこで、再度お伺いいたしますけれども、現在、柳川市で書籍購入をするお金、また、破損等修復にかかるお金、また、不明資料代のお金、未返納品代としてのお金を合算するとど

れくらい年間かかっているのか、支出部分をお聞かせください。

図書館長（藤丸 博君）

お答えいたします。

平成21年度の書籍購入代は11,998千円でございます。また、破損の修理代50千円、不明資料代684冊、1,129千円、未返納品代307冊、859千円、合計の2,038千円でございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。書籍購入代が11,000千円ちょっと、それと思ったより多かったのが破損の修復代と不明資料代、未返納代を合わせると2,030千円あるということで、こういうふうに数的に金額をお聞きしますと、Web図書館を導入するに当たっては、初期費用はかなりかかりますけれども、管理面とか運営コスト面でも将来的に見れば十分導入予算の捻出は可能だと思いますけど、もう一度、この導入に関しての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

先ほど図書館長が答弁申し上げましたように、この電子図書につきましては著作権の関係で資料の購入に制約があることや、作品数が少ない、一般図書よりも割高であることなどの課題がございます。また、電子図書の情報につきましては、数年ごとに最新のメディアに移行しなければならないことが予想されるなど費用面でも多額になる可能性がございますし、まだまだ不透明な部分がございます。県内の状況といたしましても、県立図書館でもまだ電子書籍の導入につきましては予定されていないというのが現状でございます。

こういったことから、電子図書館が今後こういった形で発展をしていくのか、先進地であります千代田の例や実証実験中のところもあるようでございますので、そういった図書館の状況を見ながら、これは慎重に調査、研究させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。おっしゃるとおりでございますけれども、一応、平成22年度10月現在でWeb図書館で政治経済、文学、語学などさまざまなジャンルの電子図書が提供されておりますけど、その数は4,745タイトルに及んでいるということです。

一例でございますけれども、千代田区の図書館に関しては、初期設定費用として5,000千円、システム関連費として年間1,900千円、コンテンツ料、資料費として一応最初5,000千円近く要るんですけど、毎年減ってくるので3年ぐらいしたら半分ぐらいに抑えられるという報告もあっております。

先ほど御答弁いただいたとおりでございますけれども、現在の図書館にも大変いい面がたくさんあります。また、提案いたしましたWeb図書館導入によっても改善される部分も多いと思いますので、ぜひ今後、図書館のあり方とかサービス向上を考えられて、現在の図書館と併設して導入される方向で検討を続けていただきますように要望して、この図書館導入についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、いじめ根絶についての質問に入らせていただきます。

一応、平成21年度、22年度のいじめの数、また解消された数を発表いただきました。柳川市としては平成19年に柳川市の総合対策をまとめていると、また、年に2回いじめ対策委員会を開いて対策に乗り出している、また、学級崩壊実態は現在はありませんよと、もしあったならば組織一丸となってそういう学級崩壊対策に取り組んでいきますという御報告がなされておりました。

今までは、いじめの実態の報告はあっておりましたけど、解消についての報告はなかったんですけど、今後、解消についての報告をするように文科省がこのごろ何か発表されたと聞いておりますので、うちがいい報告ができるなと思っております。

この自殺報道が最初に述べましたように、たくさん1件自殺事件が起きますと関連性のようにだだっとならば事件の報道がなされますけれども、今回、この自殺報道があってから非常にやっぱり親も動揺されると思いますけれども、こういう自殺報道が今回あってから何らかの方法で生徒の思いとか声を聞かれたのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

この自殺報道があったからということで、特段アンケートとか、そういったことをとったことはございませんが、具体的に申し上げますと、毎月、全小・中学校に対しまして児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査というのを行っております、そういった形で実態調査に努めているところでございます。

また、毎年5月を柳川市教育相談強調月間と位置づけまして、アンケートによる実態把握を実施しまして、教育相談につなげているところでございます。さらに、柳川市独自の取り組みといたしまして、6月に生活アンケートを実施することで児童・生徒の生活実態の把握に努め、さらに10月にはいじめに関するアンケートも行いまして、いじめの実態把握と早期対応の手だてをとっているところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。毎月、問題行動調査を行っているということによろしいんでしょうか。ちょっと再度、聞き漏らして……。

教育部長（高田 厚君）

調査の報告書をこちらに上げていただいているということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

では、今、回答していただきましたのを整理いたしますと、年4回ぐらい現場の報告、またアンケート調査で現場の実態を知ることができているということでございますでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

生徒指導上の諸問題に関する調査につきましては、毎月行っているところでございます。そのほかにアンケートを年3回は行っているということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。こんなにしっかりやられているとは思っておりませんでしたので、安心いたしました。

とにかく、以前よりいじめと悩みと心配の相談電話の取り組みがなされておりまして、私も議員になってからそのカードをいただいたことがありますけれども、その相談電話の現状についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、今後、子供たちの自殺予防にどのように取り組んでいかれるのか、再度またお伺いしておきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

教育部長（高田 厚君）

相談電話の取り組みと自殺予防の取り組みということでございます。

柳川市におきましては、教育研究所内に相談電話を設置いたしまして、いじめ、悩み、心配事につきまして相談を受け付けております。

21年度の実績では27件、今年度も11月までに18件の相談を受け付けているところでございます。

そのほかにもさまざまな機関でいじめ相談ダイヤルがございまして、福岡県が実施しております24時間対応の「子どもホットライン24」、それに法務局が行っております「子どもの人権110番」、それに警察が行っております「ヤングテレホン」といったさまざまな機関で親や先生にも話せない悩みの相談事を受け付けているところでございます。

また、柳川市としましては、臨床心理士のスクールカウンセラーを週8時間、市内の6中学校に配置をいたしまして、子供や保護者に対しまして個別のカウンセリングができるようにしております。

さらに、ことからは議会の御理解によりまして予算化をしていただきました社会福祉士

のスクールソーシャルワーカーを週4時間、市内6中学校に配置をしまして、子供たちの問題行動の背景にあります家庭問題等に焦点を当てまして、子供のフォローをしているところでございます。

以上でございます。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

いじめなどの問題行動予防、早期発見への取り組みは、今お聞きしたところでは本当に近隣地域の取り組みに劣ることなく積極的な姿勢で取り組まれていると本当に安心いたしました。しかし、どんなにしっかりした体制を整えたと思っても事件は起きてしまいます。どうか、これからもいじめ、自殺等起こらない、起こさないという気構えで臨んでいただきたいと思うし、また、いろんな事件があったときは、諸問題等あったときはとにかく隠さないで、早く地域、また親ともに報告いただいて、みんなで一丸となって、とにかく安全・安心な学校教育の推進ができるようにやっていただきたいと思いますので、とにかくこういう自殺という言葉が出ますとすぐに学校でいじめというふうな報道がなされてしまいますので、とにかく問題行動があって、いろんなことを考えながら、最後に自殺という行動が出てくると思いますので、問題行動があって、そして考え、最後に自殺にならないような方法を今後もとっていただきたいとお願いして、この問題に対する質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問に入らせていただきます。

かなり市営住宅の高齢化率が高いなと改めて感じました。単身世帯が115世帯の21.8%ということでございますけれども、夫婦世帯はわかりますでしょうか。老人夫婦世帯。

建設課長(中村敬二郎君)

高齢者の単身者世帯でございますけれども、115世帯でございます。(「夫婦」「夫婦世帯」と呼ぶ者あり)夫婦世帯についてはちょっと把握しておりませんので、済みません。

3番(熊井三千代君)

ありがとうございました。余計なこと……。

ここで115世帯、すごく多い21.8%ということですが、きょうのお昼も何か市営住宅、公団住宅から火事があったとかいうふうな報道もなされております。とにかく高齢者の孤立化とか、ひきこもり防止とかで、やっぱり各地でいろんな取り組みがなされているようです。見守りや買い物支援とか、あと人感センサーで安否確認をしたり、各棟を担当する見守り担当員さんと民生委員さんが連携して定期的に見守りを実施したり、また、集会所とか空き家を使って触れ合いの場として交流の場所づくりが広がっております。また、状況によっては部屋を移動していただいたりという工夫もなされているようですが、本市はどのような地域づくりをなさろうとしているのか、お聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

高齢者に対する市営住宅の地域づくり、環境づくりと思いますけれども についてお答えいたします。

柳川市営住宅におきましても少子高齢化が進んでおるところでございますし、高齢単身者の増加傾向があると思います。

ソフト面でございますけれども、議員御紹介の事例のように見守り員や民生委員によります定期的な個別訪問などは福祉部門と連携して実施しているところでございます。ハード面でございますけれども、老朽化した市営住宅を建てかえるときにはエレベーターやスロープ等を設置しているところです。特に、室内の仕切りなどの段差解消を図るとともに、玄関、ふる場、トイレには手すりを設置しております。また、トイレ、洗面所、台所には緊急通報装置として外部にも聞こえるようなブザーを設置することによりまして、緊急時に対応しているところでございます。

団地敷地内にも集会所や広場を整備しているところもありますし、子供から老人までの交流の場として、さまざまな触れ合い活動の拠点として活用していただければと考えているところでございます。

そして、さまざまな活動を通じて、そこに住んでいる人たちが安全で安心な、そして快適に生活できる住みよい地域づくりができればと考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ソフト面、ハード面に分けて御回答いただきましてありがとうございます。

今、お聞きしましたところでは、建てかえるときにこういうふうにやろうというのが非常に多く目立ったんですけれども、現在、いつ建てかえるかわからない建物もありますし、こういうふうな状態、今の状態で何か考えられることはないのでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

入居者からの要望によりまして、特に高齢者の方から和式のトイレが非常にきついという要望が多々ございます。そういうところに対しましては、入居者の状況とか要望の内容とか聞いておきまして、洋式のトイレに改造ということを対応いたしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今回、お尋ねしたのはかなり広く、一つについてじゃなく広くお伺いいたしましたけれども、今、回答いただきましたように、問題は山積みしておりますし、また状況把握もかなりできておるようでございますので、とにかく問題解決は容易でないことも承知しております

けど、高齢者の安全・安心な住居環境を守るのも行政の大切な責務だと思いますので、問題解決、軽減への改善の一步をどうか開始していただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時9分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月8日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	眞
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
収	税	乘	富	祐	治
ま	ち	大	淵	洋	祐
商	工	江	崎	尚	美

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	12番 太田武文	1 . 一般行政 (1) 柳川市の基幹産業である農業への対策について 2 . 財政について (1) 中期財政計画について (2) 財政健全化の取り組みについて	市長 "
2	6番 近藤末治	1 . 公共事業について (1) 高橋・中牟田線について (2) 有明海沿岸道路について (3) 花宗川改修について (4) 三橋筑紫橋線について	市長
3	2番 荒巻英樹	1 . ルネサス (旧NEC) 社閉鎖問題について 2 . クリークの再生について 3 . 行政区の活動について (1) 規模の適正化に向けての考えは? (2) 活動助成金について	市長 " "

追加日程 (2) 矢ヶ部広巳議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議について

午前10時 開議

議長 (古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長 (古賀澄雄君)

日程1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、12番太田武文議員の発言を許します。

12番（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。12番太田武文でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告順に質問させていただきます。

1つ目の質問は、柳川市の基幹産業である農業の対策についてであります。

先月行われたアジア太平洋経済協力会議、つまりAPECにおいてTPPの話題が沸騰し、全国各地で反対運動や抗議運動が起こっております。21世紀は世界的な食料不足の時代になるのではないかと予測や警告が出されております。また、国連食糧農業機関によりますと、日本以外の先進国では穀物の自給は当たり前のこととなっております。さらに、現在の世界人口は約60億人ですが、今後さらに増加することが見込まれ、食料不足は逃れられないと思われまます。特に中国などでは人口増により需要が増加し、供給の増加は見込めず、日本の食料は中国などに依存しているために、食料の輸入が困難となり、食料需要はさらに悪化し、食料自給の向上が大切になってきます。したがって、今後自給率を向上させる政策が必要になると思われます。

本日の質問は、柳川市の基幹産業である農業の対策についてと柳川市の財政についての2点であります。内容については自席で質問させていただきますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

12番（太田武文君）続

先ほどに続き質問いたします。

現在、我が国の食料自給率は40%で、先進国の中で最低の水準であります。日本人の体の中は60%以上が外国産の食料となっているとも言えます。しかし、中国のギョーザ事件や米国のBSE問題もあり、外国産の食料安全には不安を抱いている方が多くあります。よって、外国の食料に頼らず、日本の食料自給率を上げる必要があります。国では、食料自給率を50%にして政策を行っていると思いますが、ここで先進国の自給率がどうなっているか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

議員御質問の先進国の食料自給率についてですけれども、2007年のデータで主な先進国の自給率を申し上げますと、オーストラリアで173%、カナダで168%、アメリカで124%、フランスで111%、ドイツで80%、イギリスで65%というふうになっております。

以上です。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

先進国の自給率は、先ほどの回答のように高い自給率であります。いかに先進国が食料の自給率を重視しているか、おわかりのことと思います。我が国も自給率の向上こそが大事だと思います。

次に、T P Pに参加した場合、農林水産省の試算によりますと、国内農業生産が4兆1,000億円程度の減少になると予想されていますが、このような内容についてどうなっているか、また、自給率がどのように変化するのか、あわせてお尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

農林水産省の試算によりますと、農業生産物の影響については4兆1,000億円の減少になると言われています。その品目別に減少の主なものにつきまして、米については90%の減少率、1兆9,700億円、それと小麦が99%の減少となると800億円、そのほか砂糖などの甘味資源1,500億円、また乳製品や牛肉、豚肉、鶏肉など畜産関係など、ほとんどの農産物で影響を受けると予想されております。

また、国内の食料自給率につきましては、現在の40%から14%になろうというふうに落ち込むと予想をされている状況でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

現在も自給率が40%で、先進国中最低であるにもかかわらず、このT P Pに参加した場合、自給率が14%まで低下することは食料の安全性が脅かされます。先ほど品目別に減少率、減少額を上げていただきましたが、特に米、麦の影響が大きいと考えられます。

そこで、柳川市にも甚大な影響が及ぶと思いますが、柳川市の農家数、農業生産額はどのくらいあるのか、また、T P Pに参加した場合、農家の減少や農業生産額の減少の試算についてお尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

まず、柳川市の農家数についてでございますけれども、平成17年度の農業センサスの販売農家数で申し上げますと、これにつきまして経営耕地面積が3反以上、それから農産物の販売額が500千円以上の農家を言いますけれども、2,967戸となっております。また、農業生産額でございますけれども、21年度のJ Aの農産物の販売高で申し上げますと、およそ47億円というふうになっております。

T P Pの関連の柳川市に影響ということですが、なかなか影響をはかるのは難しいんですけども、本市においては、米、麦、大豆が土地利用型の農業が中心になっております。特に米、麦、大豆の影響ははかり知れないものがあると思いますけれども、J Aのデータで米の生産額が年間約11億円ということになっております。農林水産省の試算を当てはめてみますと、90%の減少というふうになりますので、これが11億円が1億1,000万円まで落ち込むというふうな見込みにもなります。また、農業の品目によって違いますけれども、どれだけの影響が出るかはかり知れませんが、しかしながら、農林水産省の試算におきまして、農業生産額が8兆円から4兆円程度になるというふうになりますので、本市の47億円が半減するのか、それ以上の影響になるのか、難しいところでございます。このように影響が大きい

ものですから、将来農業を続けていけるのか、また、後継者が育っていくのかもなかなか見当もつきませんが、今後の国のかじ取りが重要になってくると思います。国におきまして生産者の声を聞かれ、農業が継続、発展するように対応していただきたいというふうに思っております。

以上です。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

このＴＰＰ問題については、柳川市においても大きな影響が予想されますが、昨日、福岡県議会でも麻生知事がＴＰＰの参加は国内農業の保護、育成を達してから参加すべきであると言っております。

最後に、本市の農業の振興をどのようにされていくのか、部長にお尋ねいたします。

産業経済部長（藤木 均君）

今先ほど太田議員からもＴＰＰの話が盛んに出ております。今課長からも答弁いたしましたように、非常に大きな影響が出てくるということは予想されます。しかしながら、参加する参加しないにかかわらず、柳川市の農業を発展させていかなければならないというふうな立場でお答えをしたいというふうに思います。

柳川市の農業をどうするのかと、そういうふうな大きなテーマでございますけれども、一口に言えば、柳川市の農業を、やはり農業だけで生計が立てられる、また、若者が農業に対して夢を持てる、そして希望の持てる職業にすべきだろうというふうに思っているところでございます。そのためには、やはりマスタープランを着実に実行していく、そういうことであろうと思いますけれども、具体的に３つの方法を今考えているわけでございます。

まず１つ目といたしましては、やっぱり生産コストを下げるということでございます。先ほどのＴＰＰの問題に関係いたしましても、やはり農業コストをいかに下げていくかということが大きなテーマになってくるだろうというふうに思うわけです。そこで、農業コストを下げるということは、逆に言えば農業生産者の所得をアップするということにもつながりますし、また一方では、生産販売価格を下げるというふうなこともつながっていきますので、この問題というのは重要なことだろうというふうに思います。その具体的なやり方といたしましては、やはり今柳川市も進めておりますけれども、農地を集積し、集積することによって中核農家、担い手農家、そういうものを育成していく、また一方では、今集落営農組織というのが市内で32カ所、33団体組織されておりますけれども、その組織率を上げるということがもう１つの目標でございます。ただし、今集落営農組織の本来の目的である機械の共同利用、それから農業経営の集団化、そういうものがまだまだ進んでおりませんので、その辺をもう少し積極的に進めて、農業の経営の効率化を進めてコストを下げていく、そういうことが一つの大きな目標になっていくんだらうというふうに思うわけです。

それから、2点目といたしましては、やっぱり農産物の品質を高めていく努力を今後も続けていくべきだろうというふうに思います。ひところの中国産ギョーザの遺物混入事件、それから、いろんな食品に関する事件が相次いでおりまして、人々の食に関する関心が非常に高まっておるわけです。つまり、自分の口にする食べ物、また自分の健康の源である食べ物に対する関心が高まっておるわけでございます。例えば、いつかのテレビでもあっておりましたけれども、中国の富裕層は中国産ではなく、日本の農産物、米、野菜、果物、そういうものを選んで買っていると、そういうふうなことが報道されておりましたけれども、私はその辺が一つの大きなポイントになってくるんだらうというふうに思います。つまり、価格もさることながら、やはり品質、そういうものを着実に向上させていくことによって需要もアップしていくと、そういうふう考えるわけでございます。そのためには、やはり絶え間なく品種の改良、また栽培技術の改善、そういうものをしていかなければなりませんし、加えて食味の改善、そういうものもやっていくべきだろうというふうに思います。これはなかなか個人では難しい場面もあるわけでございますので、その辺に行政が大きく今後支援をしていく、国、県、市あわせてその辺の支援を最大限していくべきだろうというふうに思います。

それともう一つ、3点目といたしましては、消費の拡大を図っていく方策をとっていくべきだろうというふうに思います。つまり、今第1次産品として出荷をするということも大切なことではしょうけれども、それだけではおのずと限界があるんだらうというふうに思います。したがって、消費をいかに高めていくかということを考えていくためには、やはり加工品、特産品、そういうものを編み出していくと、そういう研究、技術もやっていくべきだろうというふうに思います。現に柳川市のJ A柳川を見ても、柳川市でとれているイチゴ、トマト、それからイチジク、そういうものを材料にしてジャムもつくられました。そういうふうな農産物に付加価値をつけて売り出していく、そして消費を高めていくと、そういうことがやはり農家の所得の増加にもつながっていくわけでございますので、そういうところに力を入れていくべきだろうというふうに思います。

市といたしましても、その点につきましては、ことし柳川ブランド推進室というのを設けておりますし、その目標とするものは、今申し上げたように、柳川の農産物を利用した特産品を開発し、そして消費を高め、農業所得を上げていこうと、そういうことが一つの大きな目標になっているわけでございますので、今ちょうど軌を一にしているわけでございます。つまり、今3点申し上げましたけれども、要は農業者の所得をいかに上げていくのか、そうすることが柳川市の農業の発展につながっていくことだろうというふうに思いますので、その所得をいかに上げるかということにやっぱり焦点を向けてやっていくべきだろうというふうに思います。

以上です。

12番（太田武文君）

どうもありがとうございました。本市の基幹産業である農業の振興にしっかり頑張ってください。

次に進ませていただきます。

次は、柳川市の財政状況についての質問に移らせていただきます。

まず、昨日、緒方議員、白谷議員、伊藤議員の質問にありましたので、質問が重複するところもあるかと思いますが、その点についてはお許してください。

それでは、柳川市の今後の財政見通しについて、中期財政計画が出されております。特に普通交付税は合併の優遇措置として合併後10年間は合併算定がえに基づき交付され、10年後の27年以降は一本算定の移行期間として段階的に削減され、平成32年度からは完全に一本算定になります。平成32年度には昨年度の平成20年度の交付金と比較して単年度で約11億円の減少と試算されております。このため、今から財政健全化のための取り組みが必要になると考えますので、現在の柳川市の財政状況及び財政健全化に向けた今後の取り組みをお尋ねいたします。

そこで、まず財政状況についてお尋ねいたします。

柳川市は、特に本市がみずからの手で徴収する市民税、固定資産税、手数料、使用料などの自主財源に乏しく、平成21年度決算における自主財源は30%と、県下26市のうちで低いほうとなっております。したがって、地方交付税などの依存財源に頼った財政構造であります。

そこで、お尋ねいたします。財政力を示す指標として財政力指数がありますが、平成20年度及び平成21年度における柳川市の数値はどのようになっているか、お尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

それでは、太田議員の質問にお答えいたします。

本市の財政力指数についてのお尋ねでございます。過去3年間の平均で申し上げますと、平成20年度で0.50、平成21年度で0.48となっております。

なお、参考程度に申し上げますと、平成21年度、県下26市の財政力指数の平均値は0.58ということになっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

次に、柳川市は自主財源が30%程度であります。自主財源と財政力指数との関係でお尋ねいたします。

自主財源比率が低い自治体は一般的に財政力指数も低いと考えてよいでしょうか、お尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

自主財源比率及び財政力指数は、ともに税収が大きく関係をいたします。このことから、

一般的には自主財源比率が低い自治体は財政力指数も低い傾向にあると言われます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

平成21年度の本市の年間予算額は、まず市税が64億円程度、地方交付税が82億円、国県支出金が76億円、地方債が26億円程度となっております。試算しますと、柳川市の場合は年間の歳入全体の30%弱が地方交付税であります。財政力指数の高い自治体、例えば福岡県でいったら自動車工場のある苅田町等の地方交付税の交付はあるのかないか、お尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

通常、単年度の財政力指数が1を超えない団体については普通交付税の交付対象となるということでございまして、今太田議員がおっしゃいました苅田町については、私の記憶では1を超えているんじゃないかなと思っています。当然1を超えるということになれば、不交付団体であるということでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

お尋ねします。柳川市の財政力指数は1を超えた場合は、現在30%弱、地方交付税金額で82億円ありますが、この交付税はなくなりますか。なくなるということで理解してよろしいですか、課長にお尋ねします。

財政課長（石橋真剛君）

先ほども申しましたが、要するに財政力指数が1を超えるということになれば、ちょっと専門的になるんで申しわけございませんが、財源不足団体ではないと、要するに基準財政収入額と基準財政需要額、要するに収入と支出の関係で、1を超えるというのは収入が支出よりも超えている場合を指すので、万が一、柳川市の場合で財政力指数が1を超えるということになれば、交付税は交付されないということに理論的にはなろうかと思えます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

先ほどの回答より、財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す指標や普通交付税の算定基準に用いられていると理解いたしました。

現在、全国で市町村数が約1,750団体ありますが、その中で普通交付税の不交付団体数はどれだけあるのか、お尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

全国の市町村におけます、平成21年度のベースで申し上げますと、151団体が不交付団体と

なっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。151団体ということは、約1割弱の団体が交付税ゼロということで理解していいやろうと思っております。

次に、経常収支比率についてお尋ねいたします。

以前は80%程度が財政健全化の目安と言われておりました。しかし、交付税の大幅な削減等により、地方財政が疲弊している現在においては、どの程度の比率が財政健全化の目安として考えられますか。また、平成20年度及び21年度における本市の比率はどの程度か、お尋ねいたします。

財政課長（石橋真剛君）

非常に難しい御質問でございます。確かに太田議員言われるように、以前は経常収支比率が大体75から80%が財政健全化の目安と言われておりました。しかし、今太田議員も言われるように、平成16年度からだったと思うんですが、国の三位一体の改革が断行されました。これによりまして、地方交付税が大幅に減額されたとか、国庫負担金が減額されたとかいうふうなことがございました。また、それに伴いまして、地方はその財源を地方債に頼ったと、これの元利償還金が大幅にふえたというところで、各自治体の経常収支比率が大幅に上昇したと言われております。このため、今はどれぐらいが目安かというよりも、現在の財政状況下におきましては、経常収支比率が90%を超えないと、ある面90%が財政健全化の一つのハードルになっているという状況と私は考えております。

以上でございます。本市の経常収支比率をお尋ねでございました。申しわけございませんでした。

本市の経常収支比率につきましては、平成20年度で93.1%、平成21年度で90.9%となっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

ただいま課長から経常収支比率は90%ということで、柳川は普通ぐらいあるということで答えていただきましたが、経常収支比率は国の三位一体改革によって26市においても10%程度の比率が高くなってきたということで私は課長の答えを理解したと思いますが、この10%高くなったということは、政策的に自由に使える金が、使える予算額が10%少なくなるということで理解してよろしいですかね、課長、お願いします。

財政課長（石橋真剛君）

いろんな財政状況によりますので一概には言えないと思いますが、一般的に言えば、確か

に議員おっしゃるように、経常収支比率が高くなればそれだけ財政が硬直化するということになりますので、結果的に政策的に自由に使えるお金が少なくなるというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

次に、財政健全化に向けた今後の取り組みについてお尋ねいたします。

財政健全化、中期財政計画の中には、財政健全化のための主な取り組みが記載されております。この中で、市税の増として収納率の向上と滞納対策の強化が記載されております。まず、平成20、21年度の市税の徴収率はどのようになっているのか、また、県内で各市の状況もわかればお願いいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成20年度の市税の収納率でございますけれども、93.9%でございます。21年度は93.4%でございます。どちらの年度も福岡市、北九州市の政令指定都市を除く26市中、上から4番目でございます。経済状況の悪化から多くの市で収納率は落ちているようでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

次に、滞納時の対策について、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

収納対策といたしましては、6月の議会で御答弁申し上げましたので重複するかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず、自主納付をしていただきますように文書や電話、さらには直接滞納者と面談して納めるように催告をいたします。それでも納付がないときは、銀行などの金融機関や保険会社に対して資産の調査を行い、納税する力があると認められる場合については、不動産や預貯金、保険の差し押さえなどの滞納処分を行っております。会社勤めの方には、会社に給与の照会を依頼して、法律に従い、給与の一部差し押さえも行っております。また、焼き物や絵画など動産の差し押さえも行い、公売会などを経て滞納額の一部に充てておるところでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

いろいろと苦慮しながら収納率向上及び滞納への対応をしっかりと行ってありますが、平成2

1年度の市税の不納欠損額は幾らか、お尋ねいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

不納欠損額でございますけれども、平成21年度決算で36,950千円となっております。このことについても御説明をさせていただきますが、不納欠損については、不動産や各種の債権など差し押さえ可能な財産を持っている滞納者に対しては滞納処分を行い、時効の中断をさせることによって、安易に納税義務を消滅させないように努めておりますけれども、会社が倒産して差し押さえるものがない場合や生活保護の適用を受け、滞納額を支払う能力、財産がない場合などについては、真に納税をする力がないと判断いたしまして不納欠損をいたしております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

また、執行部においては、収納対策委員会を立ち上げて滞納対策に取り組んでいると聞いておりますが、このため現在の収納対策委員会はどのような活動が行われているか、お尋ねいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

収納対策委員会について御説明をいたします。

収納対策委員会は、副市長をトップとして市民部長、収納所管課12課の課長で構成をいたしております。この委員会では、住宅の使用料や保育料などの市の各種債権について、税と同じように時効の中断を行い、時効消滅による不納欠損を極力生じさせないようにその対策に努めておりまして、具体的には、職員に対して市の債権に関する法律研修の実施、知識の強化、それから民法147条の規定に基づく時効中断措置の実施、これは6月議会で御質問いただきましたけれども、郵便局などで納めることができるよう収納窓口の拡大、それから市税滞納者への市補助金などの支給制限の検討、これらのことを検討事項といたしまして、全庁的に連携しながら滞納対策を強化して、受益者負担の公平性に努めておるところでございます

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

税金についても、支払おうとしても支払いができない人も、いろいろとそれなりの理由があると思いますが、支払っている人もやりくりしながら支払っておりますので、徴収すべきものはしっかりと頑張って徴収してください。

次に、同じく財政健全化のための主な具体的取り組みの中で、人件費の抑制については、平成22年度まで定員適正化計画に従って削減していくと記載されております。現在における

定員適正化計画の進捗状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

人事秘書課長（樽見孝則君）

人事秘書課からお答えいたします。

本市では、平成18年3月に定員適正化計画を策定しております。計画では平成17年度当初の職員数602人に対しまして5年後の平成22年度当初までに40人を削減、10年後の平成27年度当初までに81人の削減を目標としております。

現在における定員適正化計画の進捗状況についての御質問でございますが、平成22年度当初の職員数は539人であります。平成17年度当初の職員数602人に対しまして63人減っております。つまり、計画より23人多く削減が進んでいるという現状でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。財政健全化のためにしっかり頑張ってください。

次に、地方債についてお尋ねいたします。

平成21年度の地方債残高は320億円となっております。この地方債残高は家庭に例えれば借金であり、現在320億円のうちのどのくらい普通交付税に算入されるか、試算してあればお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

地方財政健全化法によります平成21年度における将来負担比率の算定方法によりますと、平成21年度、現在の普通会計におきます地方債残高、今、太田議員言われましたように、約320億円ございます。そのうちの68%に当たります218億円が後年度普通交付税に算入される額であると試算をしております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

ただいま財政課長の答弁では、普通交付税の算入額は約218億円との回答がありました。それでは、320億円ありますが、純粋な借金は102億円程度となることとなります。一方、基金残高が、家庭でいえば貯金ですが、平成21年度末で100億円程度あります。このため、これを純粋に引きますと、地方債残高が100で、積立金が100ございますので、借金はゼロということとなりますが、それで大体課長よろしいですかね、私そういうふうにご計算しますけど。

財政課長（石橋真剛君）

なかなかお答えにくい御質問で、単純計算すればそうなると思います。しかし、やはり何のために基金を積み立てるのかというのを一方で考えなければならぬと思います。お答えとしては、単純計算ではそうなりますと言うしか言えないんじゃないかなと。大変申しわけございません、答えになっているかどうかわかりませんが、そういうふうなことで御勘弁をお願いしたいと思います。済みません。

12番（太田武文君）

私はゼロということで、21年度末は理解させていただきます。当然、将来のためには基金は確保していく必要がありますが、また、健全な財政運営を堅持していくことも必要であります。しかし、このような中には、地域振興や次世代を担う子供のために必要な事業はしっかりやっていただきたいと考えますので、市長のお考えをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

先ほどの借金と、そしてその借金に対する普通交付税の充当率等々を考えますと、ゼロという言い方を太田議員はされましたけど、私自身はそういうふうに思っておりませんで、合併後の平成17年から平成26年度までの10年間というのは、毎年11億円近いですね、一本算定でなくて、合併前の算定で交付税が優遇されていると、そういうことを活用しながら今日まで来ているわけでございますけれども、今年度含めましてあと4年3カ月の間に、27年度から実際5年間で移行して一本算定という形になってきますと、その11億円、12億円近くが減ると、非常に厳しい状況下にあるわけでございます。そういう意味では、昨日から緒方議員、また白谷議員、伊藤議員から財政問題についても論議がありましたけど、私自身も今後この4年3カ月の間にきちんとした財政基盤の確立、また、今後の事業の選択をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

137億円という合併特例債の枠の中に、きのう申し上げましたが、庁舎建設、一元化の問題、また市民会館の改修は入っておりません。ただ、しかしながら、将来を、次世代を担う子供たちのためにも、またそして地域の振興、地域の活性化のためにもやらなければなりませんので、その事業の選択も非常に厳しいものでありますけれども、推進していかなければならないと、必要不可欠であるというふうに思っております。

きのう申し上げましたが、健全な財政運営を図ることを基本としながらも、緊急性、必要性などの観点から優先順位をつけながら事業選択をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

市長が就任後、米国のリーマンショックにより国も非常に財政が厳しく、昨年度の財政収入は予算額46兆円に対して実際の財政収入は10兆円減の36兆円に激減しております。もちろん柳川市の財政も厳しいですけど、ほかの地方自治体も厳しい財政状況でありますので、市長におかれましては、柳川市の活性化のためにしっかり頑張ってください。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番近藤末治議員の発言を許します。

6番（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番近藤でございます。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私は今回、公共事業についてということで4事業の進捗状況、また、今後の計画についてお尋ねをいたします。

昨年の総選挙により政権が自民党から民主党に移り、大きく公共事業についても見直されました。「コンクリートから人へ」のマニフェストのとおり、国の公共事業予算も前年度から大幅に削減をされております。しかし、地域住民にとって必要な事業は進めていただき、当初計画目標を達成することも行政の責務ではないかと思えます。財政規模の小さな自治体は、国、県に協力をお願いし、インフラ整備を進めていかなければならないことは私たち柳川市においても同様だと思えます。

そこで、高橋中牟田線について、有明海沿岸道路について、花宗川改修について、街路三橋筑紫橋線についてを1項目ずつ自席から御質問いたしますので、執行部におかれましては、簡潔、明瞭なる御答弁をお願いいたします。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします、壇上からの質問を終わります。

6番（近藤末治君）続

それでは、早速ですが、高橋中牟田線について御質問をいたします。

現在、久留米柳川線から国道385号線まで工事を進めてありますけれども、これは私も再三御質問をいたしましたが、これは23年度末で完了ということによろしゅうございますか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、工事区間の県道久留米柳川線から国道385号線までの工事区間でございますけれども、この事業区間につきましては、平成23年度で完成の予定でございます。

6番（近藤末治君）

23年度で完了ということですので予定をしておるとのことによろしゅうございますね。

そしたら、これが当初計画は、路線名と同じように高橋から中牟田線、高橋中牟田線ということでございますので、先ほど申し上げましたように、現在の計画工事区間は現道の385号線まででございます。

今回御質問したいのは、その後の高橋までの延伸についてお尋ねをしたいんですけども、いわゆる23年度で終わるということは、23年に国、県にお願いしても、すぐ翌年度に事業着手ということにはならないと思うわけですが、現在、その延伸についてどのような動きをされておりますか。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の延伸区間につきましては、平成24年度より事業着手をするために、福岡県に対しまして来年度に地元説明、現況調査、法線等の調整を行うことを説明しているところでございます。柳川市といたしましては、来年度に現在の事業区間を完成させて、平成24年度には延伸区間につきまして事業を着手できるように努力しているところでございますけれども、現在の状況でございますけれども、昨年の方針といたしまして、新規事業の不採択や事業費の削減の方針が打ち出されておりますが、現在、先行きは不透明であり、国、県との確約がとれていないのが現状でございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。ただ、確約がとれたからやるということになれば、その区間、年度ですか、1年またおくれ、2年おくれになるかと思いますが、先ほどの御答弁ですと、来年度、23年度に地元説明会をやりたいということで御答弁いただきましたけれども、いわゆる何もなかったところでの説明にはならないと思うんですが、今、進捗はどんなでしょうか。例えば、平面測量をやっているとか、そこら辺の御答弁がございましたら。

建設課長（中村敬二郎君）

来年度、23年度の24年度に向けての概算要望時の対応を見ながら、平面測量の調査、法線等の調査、そういうものを実施してまいりたいと考えております。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。385号から高橋までのルートについての平面測量とか、そういうのはまだ全然やっていないということで理解をするわけですよね。そうした場合には、一応大きな図面といいますか、2500分の1ぐらいの図面とか、そういうようなことをもって地元説明会をやりたいということでお考えですか。

建設課長（中村敬二郎君）

測量の幅の問題だろうと思いますけれども、現在、新規の路線を測量する場合に、100メートル範囲内ぐらいの範囲で現在実施するのがオーソドックスなやり方といいますか、今のやり方でございますけれども、高橋中牟田線を延伸する場合におきましても、そういうやり方といいますか、その幅員が大体100メートル前後ぐらいの幅で測量調査を行いまして、その範囲内でルートの決定等を行いたいと考えておるところでございます。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。地元説明会をして、いざ事業着手ということになりますと、当然、単年度では無理ですから、これは大体何年計画ぐらいで完成をしたいということでお考えでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、国が認可をおろす場合に通常5年間で基本となっておりますので、通常5年間ということで考えております。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。一応その5年間と。ということは、できれば24年度から着手をやるということで、その後5年間ということで高橋までの完了をお考えということですね。

そうした場合、今さっき地元説明会を行うということでございましたが、あそこにちょうど現道の高橋中牟田線の上を有明海沿岸道路が通っておりますよね。立体交差になっております。今現在、私もいつも通るからわかるんですが、現道の高橋中牟田線から西側のほうに穴あけをされております。全体で10メートル近くですか。ということは、地元説明会をしてルートがずれた場合、そうした場合にまた有明海沿岸道路をほがさにやいかんと、ボックスを入れにやいかんと思うんですが、そのような場合になったときに国に対してはどんなでしょうか、簡単に許可が得られるか、それとも今申し上げましたところを目標にルート計画をされるのか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、有明海沿岸道路との交差するであろうと思われる農道の部分ですけれども、そこは実際、有明海沿岸道路の工事の際に拡幅されてボックスカルバートがつけられております。地元説明会をする場合も、なるだけ経費節減等も考えまして、できましたら、そこに持っていきたいということで市は考えておりますので、地元説明会もその意向で進めたいと考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

私も大体そちらに行かないといけないんじゃないかと思いましたが、確認としてお尋ねしたわけですが、その後、起点といいますか、高橋のほうですね、あそこが国道208号とのタッチになるわけですが、その後の交差点がクランクになって県道新田西蒲池線へつながるわけですね。いわゆる高橋中牟田線は国道208号から柳川市の中牟田までが高橋中牟田線。そうすると、新田西蒲池線は国道208号から枝光の、あそこはクランクになるわけですね、交差点がですね。そこら辺の解消といいますか、県に対して要望とかをされるのかですね。

といいますと、何年ぐらい前でしたかね、国営水路の関係でちょうど今の高橋中牟田線から真っすぐ行けるような仮設道路をつくられたんですよ。地元は、逆に信号待ちとかがなくなって交差点がいいなという、それは仮設道路でしたからね。そういうことで、今回、高橋

中牟田線を改良するに当たって、県に対してそのようなお働きといたしますか　はお考えありますか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、208号のタッチ及び県道新田西蒲池線との交差点の関係でございますけれども、市といたしましては、国道208号線の西蒲池の交差点を目指したいと考えておりますけれども、県道新田西蒲池線との交差点との関係でございますけれども、現在はクランク状になっております。もちろんそこに高橋中牟田線をつなぎますと、クランク状の交差点がちょっと拡幅されたという現状になるかと思っておりますけれども、その点に関しましては、国や県、それと交通管理者であります警察と十分協議して進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

せっかく高橋中牟田線という事業費もかなり使って整備をされますので、いわゆる昭代の間から来ると、すぐ高橋中牟田線に乗れるように、その交差点改良も含めながら、国、県に対して協議をされていかれたらいいんじゃないかと思っておりますので、どうかその辺の努力をよろしくお願いいたします。

最後に、これは現道、市道がずっとかぶっておりますが、その横切つての高橋中牟田線ですので、当然、信号機が必要になるかと思っております。それで、今、先ほど23年度には完成をするということございましたので、その信号機の要望について、地元から今、あそこには信号機がつくんじやないやろうかと、どうなりますかということをお尋ねになっておりますので、道路ができてから信号機をつくるということになりますと、また、そこに交通安全協会ですか、あれはどこですか、あっちの予算もございますし、また延びると思っておりますが、来年完了ならば、その辺の要望はどうされておりますでしょうか、信号機についてお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

信号機の要望につきましては、現在の工事区間内につきまして1カ所要望が出ているかと思っております。その区間につきましては警察とも十分協議を行っておりまして、高橋中牟田線の開通にあわせて信号機を設置するというところで警察と協議しているところでございます。

6番（近藤末治君）

高橋中牟田線が供用開始になりますと、かなり交通量もふえると思っております。それで、信号機はもう供用開始と同時に設置をしていただきたいと思いますので、努力の方よろしく願います。

ちょっと通告いたしました順番を変えて、担当課が建設課ということでございますので、の花宗川の改修のほうについて御質問をさせていただきたいと思っております。

この花宗川といいますと、矢部川本流、いわゆる八女から大川市までということで約23キロ近くあると思うんですけども、そのうちに柳川といいますか、特に蒲池地区でございますけれども、花宗川といいますと、観音丸ですね、大木町との境、あれから野田の近くまで700メートルぐらいですか、この改修がいわゆるどれぐらい進んでいるのかと、23キロ、八女になりますと土木管内もちょっと変わりますけれども、今、酒見堰までが完了していると。今、私が質問をしたい花宗川の蒲池地区についてはまだ導流堤、いわゆる梅雨時期になりますと、越水のおそれがある、すぐ消防団の出動とかが要請される箇所ですが、そこら辺の計画がどのようになっているのか、柳川分の花宗川の左岸分の計画はどのようになっているのか、お願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

近藤議員御質問の花宗川改修についてお答えいたします。

御承知のように、花宗川は八女市の矢部川花宗堰より分流いたしまして、大川市の筑後川へ流れる23キロの河川でございます。福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせました結果についてお答えいたしたいと思っております。

現在は大川市の下流から整備中でありまして、大川市の国道385号線バイパスより下流までの区間を重点的に整備を進めているというところでございます。柳川市につきましては、その後の計画になるかと思っております。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、私の質問をしております柳川分についての計画線といいますか、それはまだ入っていないということですかね。

建設課長（中村敬二郎君）

柳川分につきましては、まだ詳細な設計にまで入っていないということでございます。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。全然入っていないということですが、実は平成21年の7月だったかと思っておりますけれども、筑後川水系下流域の花宗川の地元説明会ということで、これが催されたんですよ。市報に載っておりますので、私も蒲池の改善センターへ行って話を聞いたんですが、結局、今の花宗川の川幅は広がるわけですよ。当然、今の川幅では無理ですから。そういうふうな説明があったんですが、いわゆる蒲池分、柳川分については、あそこを下田町公民館というのがございます。それから、お宮がございまして、どちらのほうに拡幅をされるのかということで、地元はかなり関心を持たれておるので質問をしておりますけれども、現在のところ、そこら辺の計画はないということですか。

建設課長（中村敬二郎君）

下田橋付近のたもとに下田町の公民館と、その中にまたお宮がございまして、その

部分が柳川市の区間につきましては一番狭小になっております。拡幅はしなければならないというお話でございましたけれども、詳細な設計等や測量を行って見ないと計画線がまだ引けないという状況になっているようでございます。

6番（近藤末治君）

はい、わかりました。それでは、今、久留米柳川線で金納橋のかけかえが 있습니다よね。耐用年数が過ぎているからですね。当然、この下田橋ですね、これも耐用年数が過ぎていると思うんですが、下田橋のかけかえ、これは花宗川の改修に伴ってされるのか、それとも下田橋を先にされるのか、そこら辺の御答弁よろしくお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

御質問の下田橋の改修でございますけれども、下田橋につきましては、花宗川の改修事業、また、県道久留米柳川線の改良事業、どちらでもかけかえが必要ということになっております。この改修事業でございますけれども、下田橋の改修につきましては、今後、整備手法について道路と河川のほうと十分協議が必要だということでございます。

6番（近藤末治君）

今の時期ではまだわからないということですよ。はい、わかりました。

地元はかなりどちらに行くのか心配されておりますので、例えば、柳川の下田町のほうから大木町のほうに拡幅されるのか、いわゆる右岸のほうを拡幅していくのか、それとも両方にされるのかというのは、花宗川の改修もかなり御心配されておりますので、よかったら、これは県のほうにも早く進めていただきたいと。

それともう1つ、あそこは下田橋から下流を見ますと、かなりの水量があると思うんですが、ちょっと水量が足らなくなると河床が見えて、もう水量はかなり少ないんですよ。それで、そこら辺のしゅんせつも早くしないと、いわゆる用水関係もございますので、早く進めていただきたいと思います。

ちょっと市長、よございますか。これは改修期成会の要望とか、県、それから国のほうに要望されておりますか、期成会として。

市長（金子健次君）

期成会のほうで私も先日、福岡県に対して、また、国に対しても要望を行ったところでございます。

6番（近藤末治君）

ぜひ期成会としても強力に推し進めていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げました地元説明会のとき、今は八女土木でいいんですかね、そちらのほうに貯水池をつくるというようなことが発表されたんですよ。いわゆる土木関係は治水ですから、治水のことだけ考えるといいわけですよ。ところが、花宗川というのは用水も必要でございます。それで、上のほうで貯水池をつくって水の調整をするということに

なりますと、当然、下流は上流の意のままといいますが、雨が降って多くなったら流す、水が足りなかったらその貯水池にためて下には流さないというような状況にならないのかなとちょっと私危惧をして、その説明会を聞いたんですが、このようなことについて花宗太田土木組合、こことの協議はされておりますでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

昨年行われました花宗川についての事業計画の説明会の件だろうと思えますけれども、その件につきましては、今年の7月9日に蒲池の農村環境改善センターにおいて筑後川下流域河川整備計画の原案の説明会が開催されたところでございます。

この説明会には河川法の改正によりまして、河川整備の内容を示すために河川整備計画の策定が義務づけられ、地域にお住まいの方々の御意見を反映した計画をつくるために開催されたものでございます。

この説明会でさまざまな意見が述べられましたが、現在は計画の原案を策定中とのことでございました。原案ができました後に、関係部局の意見聴取を行うそうでございます。河川整備計画を策定し、関係機関との協議を行い、そのまた後に関係市町村長の意見聴取を行った上で、国土交通省の認可を受けた後に河川整備計画の公表をされるそうでございます。

この最後のほうでちょっと申しましたけれども、関係部局の意見聴取、また、関係機関との調整、その中でまた十分に協議されることではなかろうかと考えるところでございます。

（「調整池」と呼ぶ者あり）

そして、質問の中にもございました調整池でございますけれども、上流部に計画されている貯水池でございますけれども、用水との関係でございますけれども、御質問の調整池につきましては、洪水時の河川のオーバーフロー分の水量を一時的に調整する施設として整備するものでございまして、河川の水位が下がりましたら、すべてその池の水は排水されるというものでございました。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

私も実は水路課長というのをしておって、花宗川の干ばつするとき、組合に要望に行った覚えがあるのですが、結局、水は上流から下流に流れますので、上流でとめたり流したりされれば、下流はそれをじっと待つだけのような感じなんです。それで、貯水池ができるということになれば、当然、これは花宗太田土木組合あたりとも調整をしないと、今、課長がお答えになりましたけれども、何と申しますか、治水だけの関係でオーバーフロー分だけ入れるということですが、実際的な運用をしっかりとしないと、下流はもうただ水が上流にあって指をくわえて待っていますというような干ばつとき、そういうふうな状態にならないのかなと危惧しましたので、あえて質問したんですが、そこら辺はよく花宗太田土木組合との関連がございまして打ち合わせをされた方がいいと思えますが、再度、そこら辺、念を押して

おきたいと思いますが、よろしく申し上げます。お答えのほうを。

建設課長（中村敬二郎君）

県土整備事務所のほうと十分打ち合わせをいたしまして、用水のほうとも協議をされるように要望を出していきたいと思います。

6番（近藤末治君）

花宗川はもう治水だけの関係じゃなくて、用水も十分考えていただいて、この計画を進めたいと思いますが、先ほど課長の御答弁ですと、地域にお住まいの方々の御意見を反映して計画書をつくるということですよね。その説明、計画の原案ができれば、関係部局と打ち合わせをするということですが、このときまた、説明会のときも私ちょっと県の職員の方に言ったんですが、地元の意見だけ聞いて、地元でどういうふうなことを説明するんですかと言ったら、ただ聞くだけと、聞けばいいというような感じで終わったんですよ。これは花宗川に桜の木を植えるとか、いろんな環境的なことを言われているんですね。地元の意見は本当に聞いて聞くだけじゃないですかという質問をしたんですが、今の課長の答弁と同じようなことですがですね。

これは結局原案ができて、関係部局といいますと市町でしょうね、行政、柳川市と思いますが、地元にはこれは原案ができて打ち合わせはしないんでしょうかね。

建設部長（蒲池康晴君）

大体河川整備計画の策定につきましては、ここにフロー図を持っておるわけでございますけれども、整備計画の原案が策定されれば、関係住民の意見を反映させる措置をとるといふふうな流れになっておるようでございますので、その中で、例えば、住民アンケートとか公聴会、こういった部分で意見が反映されるものというふうに理解しておるところでございます。

6番（近藤末治君）

くどいようですが、そのときの説明が開催するだけでいいというような感じで、あなたたちの言いたい放題言うてください、聞きましたということで、その計画の原案ができるような感じでございました。それで、原案ができれば、特に蒲池の方々は花宗川については関心を持っておられますので、これは国交省の認可を受けたら、もうそのような計画図になると思いますので、早目にわかったら、ちょっと情報でも流していただければと思います。これはぜひ事前に、このような計画をされておりますよというようなことをお願いしたいと思います。

以上で花宗川は終わります。

次に、ちょっと順番を変えまして、4番にしておりました筑紫橋線のほうから御質問をしたいと思います。

今回、都市計画道路の見直しということで廃止の対象になった路線がございます。この答

申が出ておりますけれども、廃止路線になった街路について変更決定といたしますか、これはいつごろになるのかお願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

今回の都市計画道路の見直しに関しましては、都市計画変更に関し時間を要しており、建築規制の対象となる住民の皆様にお大変御迷惑をおかけしているところでございます。4月28日に行われました答申の後に関係課による庁内委員会を開催いたしまして、答申の内容をもとに市の方針を決定し、8月にパブリックコメントを実施したところでございます。現在、原案を確定させるために道路管理者、交通管理者、県都市計画課などとの調整を行っておりまして、原案確定後に法定手続に入り、来年度の早期に県の都市計画審議会に諮ることを目標に現在作業を進めておるところでございます。

このため、いましばらく時間をいただきますこととなりますが、御理解のほどよろしくお願いたします。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。いわゆるその答申が出て、見直しについてこれを廃止をするということになりますと、県の都市計画の審議会に諮ると。これは今でもやっぱり県の都計審のほうにかけないといけないんですかね。柳川のほうだけじゃだめですかね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在も県の都市計画審議会に、今の段階ではかけないといけないということになっております。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。具体的にちょっとお尋ねしますが、この三橋筑紫橋線、これについては、いわゆる提言つき廃止ということになっておるとお思います、検討委員会ではですね。このことについて、先ほど8月にパブリックコメントを実施されたというようなことで理解していいんですかね。この件についてされたんでしょう、三橋筑紫橋線についてですね。すべてについてですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

すべてについてでございます。

6番（近藤末治君）

そしたら、具体的にこの三橋筑紫橋線について地元との協議をなされましたでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

地元につきましては、去る10月15日に地元の説明会を開催いたしております。そのときに地権者や区長さん方31名の方にお出席をいただいております。その中でいろんな御意見をいただいたわけでございますけれども、意見の大半につきましては、その提言つき廃止とい

う答申に対しまして、市の庁内委員会で検討した結果が保留という結論で、5年後に再検証をするという点について、地元としましては高齢化が進む中で5年という期間が長過ぎるため、少しでも早く結論を出してもらいたいというようなことでございました。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。10月15日に説明会をされて、そのときの御説明ですと、5年後にまた再検証するということになりまして、5年間は動かないと、何も動かないと、今のまんまでじっとしておくということでございますかね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今回の答申が提言つきということでございまして、この地区の特性等を考えましたときに、狭隘道路の対策というものと、そういう観点から生活安全性の確保、中心市街地のバイパス的観点から中心市街地の方向性、景観的観点から地区に適した土地利用規制、当該地区の観光資源の活用とまち歩き環境の振興の観点から全市的な観光施策の方向性などの提言について検討が必要であるということになっておりましたので、そういうことを踏まえまして庁内委員会で検討を行っているところでございます。

それで、さきの説明会の中でも1年後にはそういう報告をしてほしいということでございまして、そういうことを実施するというようなことを現在考えているところでございます。

6番（近藤末治君）

そしたら、一応5年後には再検証するけれども、1年後に今の状況、進捗といたしますか、そういうことについてはまた先ほど言われました31名、地権者とか関係者が集まれたんですが、そういうようなことをやるということですかね。

ということは、例えば、5年後に再検証をして、これはつくらなければいけない街路だということになった場合に、そしたら5年後からの事業になるわけですかね、実際的に動き出すのはですね。ただ都市計画道路として残しておきますよという街路になるのか、それとも、5年後再検証して、これは提言つき廃止路線であったけれども、検討した結果、必要な街路だということで事業を進めるということですかね。

建設部長（蒲池康晴君）

今、議員がおっしゃられたような幾つかのパターンが考えられるかと思います。先ほど課長が言いましたのは、5年間も何も地元と言わないということにはなりませんよということで、しっかりその辺の検討の経過、こういったものを逐次報告してくれというふうな要望がございましたので、それについてはやりますというふうなことで返答してきたということで、次は1年後ぐらいにそういった報告会をしようかというふうなことで考えているということでございます。

6番（近藤末治君）

この路線については、旧柳川のときでしたけれども、実は平面測量まで終わっておるわけですよ。平面測量も終わって、地元説明会も何回もなされて、街路ですから、都市計画決定してあるから建築基準的な規制もかけられて、一例を申し上げますと、御高齢の方もどうせのかにゃいかならという事で、近くの用地、代替地を求めたりしておられる路線でございまして、なかなかいろんな意見があつて今までとまっておつた。その中で、また5年後に再検証したいということですが、なかなか厳しいと思うんですが、もうちょっと積極的に市のほうから地元の説明をするというようなことはできないんでしょうか、ちょっとお願いいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

今回の検討委員会、これは大学の教授とか、そういった方々とか、県の県土整備部のほうからも来ていただきまして、約10名ぐらいの検討委員会のメンバーでございましたけれども、そこで出された答申については廃止ということでございますけれども、先ほど言われたように、ただし、直ちに廃止ということじゃないということでは、これはやっぱり防災面での問題の対応、こういったものをどうやっていくかとかというふうなことで、市の対応がどうできるのか、こういった部分も検討していかなければいけないということございまして、そういったいろんな提言の分をクリアできた場合に廃止というふうなことで答申を受けておるわけでございます。

これは非常に長い間、都市計画道路として路線にある方については土地利用が非常に制限されてきておるといふようなことがあります。ただ、社会経済情勢の変化というふうなことで、非常に長期の未着手に伴いまして御迷惑はかけておりますけれども、市民の価値観の多様化、こういったものからもう一回見直そうということで今回の見直しにもなったわけございまして、そういった分については5年という一応のスパンを決めてはおりますけれども、やはり市としてもできるだけ早くこの分についてはやっていかなければ、住民のそういった要望等にこたえ切れないというふうなことは考えておりますので、庁内委員会についても開催を頻繁にいたしまして、その辺の討論といいますか、議論を深めていきたいというふうな考えておるところでございます。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。なかなかいろんな御意見がございますので厳しいでしょうけれども、この路線については昭代から市内のほうに入ってくる路線です。今現在、柳川病院の前を昭代の方は筑紫橋を通過して柳川市内のほうに入っておりますけれども、かなりの渋滞がございまして、この路線はもうぜひ進めてほしいというのが私の意見でございますけれども、なるべく住民の方とコンセンサスを得ながら進めていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、順番が最後になりましたけれども、有明海の沿岸道路についてちょっと御質問

をしたいんですけれども、先日、市長の行政報告ですか、この中でもありましたけれども、1月6日に民主党の幹事長であります岡田幹事長が三橋町を視察されたということでございますが、視察に来られたのは、この地点だけでございますでしょうか。いわゆる大牟田から大川まで今現在やっておるわけですよ。そういうことで、ポイント的に三橋の区画整理地域ですか、そこを見に来られたのか、全体的にずっと見ていかれたのか、お願いいたします。

市長（金子健次君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

今議会の冒頭の行政報告の中で、この件につきましては報告いたしましたところでございます。11月6日の日に民主党、政権与党の幹事長であります岡田幹事長と野田国義衆議院議員が有明海沿岸道路の現地視察に来られました。視察の1週間ぐらい前だったと思いますけれども、野田衆議院議員の事務所のほうから本市のほうに通知がありまして、内容は有明海沿岸道路の柳川区間の立体交差、要するに高架の見直しについて現地視察をしたいということでありました。私自身はその通知を見ましてびっくりした、驚いたわけでございますけれども、立体交差の見直しということで、担当の窓口でありますまちづくり課のほうに、有明海沿岸道路の特に蒲船津交差点、矢加部交差点の渋滞状況や、深夜、図面の作成をし当日対応したところでございます。

質問のほうは、どの区間を見たかということでございますけれども、最初に岡田幹事長は高田インターのほうにおいでになりまして、そのときには国土交通省の山本福岡国道事務所所長等の説明がありまして、そして、大牟田市長、西原みやま市長、また、植木市長もその説明会には同席をし、期成会を代表いたしまして、古賀市長のほうから謝辞、お礼を述べまして、また、事業の推進についてお願い、要望をその場でいたしました。その後大和町栄の栄郵便局の北側付近の古賀建設現場のほうでまた再度視察をされまして、その後側道を北上されまして、西鉄柳川駅東部の三橋町の下百町、蒲船津地区の区画整理事業内に下車をされ、そこで本市の意見を聞かれたところでございます。ここまででよろしいですか。

6番（近藤末治君）

今、市長からの御答弁ですが、立体交差といいますか、高架の見直しが目的でおいでになったんでしょうか。岡田幹事長の質問といいますか、そういうのはどのような質問があったのかですね。

市長（金子健次君）

そこら辺の現場でのやりとりについて少し述べさせていただきたいと思います。

私から柳川市の現状説明と要望をさせていただきました。現状の説明というのは、有明海沿岸道路の側道で蒲船津、現国道443号線との交差点、また、矢加部の県道久留米柳川線の交差点の渋滞の状況、これはパネルとか写真を見せました。それと、西鉄柳川駅前のロータリー渋滞の状況。と申しますのも、現在の西鉄柳川駅のほうは朝夕が非常に乗降客の送り迎えて

渋滞をしております。そのことを分散化することによって、西鉄柳川駅の東口の改札を考えていますと。そういうことで大川から、また、みやま市、また、旧大和町のほうからそういう方たちの車が入ってくるということで、右折なりをしなければならないというお話もしたところでございます。道路が今現在、非常に交通量が増加をしておるといふことと、今以上の交通渋滞と環境悪化を招くことを説明したところでございます。

そして、この状況を解消するためには、当初計画のとおり、通過交通車両、要するに高規格の上を通る車両と地域内の交通、中央道を分けて通行するため、高架による自動車専用道路の建設が必要であるとして、高架での道路建設を強く要望いたしました。しかしながら、幹事長のほうは、今ある土地を使って車線をふやし、複線化して道路をつくる選択肢もあるのではないかとということをもまず言われました。高架にすれば、たくさんのお金、経費がかかると。これだけお金をかけるだけの投資効果、便益ですね、便益があるのか、また、この高架の問題は党に持ち帰って検討するということで、高架での建設には否定的な意見でございました。

以上です。

6番（近藤末治君）

今、市長からの御答弁で何か否定的といひますと、今、徳益インターまでですか、高架事業がされておりますよね。ということは、それから西のほう、以西ですね、蒲池、柳川西インター、柳川東インターですね。当然、今は平面、暫定で通っておりますけれども、そこら辺については結局否定的なことをつくらんようになるかわからんというようなことでしょうか。

市長（金子健次君）

話の一貫性としてはそういうような状況で、私自身も大川市長とあわせて、そのときは自動車専用道路をお願いしたいということでございましたけれども、そういうようなお話でございました。

6番（近藤末治君）

市長にちょっと、私がそのときも担当しておったから言っておきますけど、今、柳川西インターから柳川東インターを通過しておりますよね、暫定供用ですね。あれは側道ということで、当初はあそこは自専道だけだったんですよ、計画は。それで、地元が側道をつくってほしいということで、あれにはかなり負担金を出しておるわけですが、もうちょっと担当でその地元負担金を側道に対してですよ、側道に対して地元負担金を出しているのがわかればお答え願いたいと思いますが、旧大和、旧三橋、旧柳川で負担金のほうをわかりましたらお願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

旧柳川市、旧三橋町、旧大和町ということでございますけれども、旧大和町については

ございません。旧三橋町につきましては、区画整理地区内の公共管理者負担金ということで約144,000千円です。旧柳川市分につきましては、約153,000千円というふうになっております。

以上です。

6番（近藤末治君）

今、担当課長のほうから約3億円ぐらいですか、これが地元負担金として支払われておるわけですね。当然、用地買収もこの中に含まれておりますが、結局、これがなかったら、自専道はつくらにゃいかんわけですよ。つながらないわけですよ。今のような否定的な民主党の幹事長のお話によるとですね。

今、地元である柳川市とか三橋町が払った分の側道を使って暫定供用でつながっておるんですよ。そこら辺は当然、当初の計画どおり高規格道路である、いわゆる立体で通過交通は流すのが私は本当だと思います。もし、そういうことでなかったら、あれだけの用地は要らないわけですよ。地権者も先祖伝来受け継いだ財産を公共事業に対して泣く泣く提供してあるんですから、これは当初計画どおり進めることを私は強く要望いたします。

それで、これに対して地区のほうから、大和、三橋、柳川の行政区長さんのほうから要望が出してあると思いますが、その件について市長はどのような行動をされたのか、お願いいたします。

市長（金子健次君）

それぞれの旧三橋町、また、大和町、旧柳川市のその区からの区長会要望がっております。その件については後ほど御説明する前に、今、力説をされましたけれども、自動車専用道路がなぜ必要かということについて、私なり、また、そのときの状況についてもっと詳しく説明の時間をとらせていただきたいと思います。

現在、徳益インターまでの自動車専用道路の高架工事が行われておりますけれども、全線高架についての見通しはどうなっているかということになるとと思いますが、平成24年の春に完成をし、供用開始される予定ということで、みやま柳川インターから有明海沿岸道路にタッチする車が入ってきます。物すごくまた交通量がふえてくるのではないかというふうに思っているところでございます。

その後の徳益から佐賀までをつなぐための筑後川、早津江川の橋梁建設を含めた未供用区間の道路整備の推進を図りたいということでございますけれども、自動車専用道路の未着手区間の整備につきましては、国の考え方は、今後の交通状況、地元自治体、地域の住民の意見を踏まえ検討するというところでございます。

したがって、まず、徳益インターから柳川西インターまでの自動車専用道路の未整備区間の建設については、いつごろ着手できるか未定であるということでございます。

先ほど述べましたが、有明海沿岸道路はもともと自動車専用道路として計画されております。

す。現在、大和南インターから柳川西インターまで一般併用道路として暫定的に側道のみが建設されておりまして、通過交通と地域内交通が一緒になって使用されているため、交通量が非常に増加をしているところです。

それから、さらに三池港のコンテナ船の貨物取扱量がことしの4月から6月、3カ月間で前年対比は約3倍になっているというようなことでございます。この道路を利用している大川までの大型貨物車も増加をしておるということでございます。そのため、側道沿線の方々というのは、慢性的な交通渋滞や振動、騒音に悩まされ、生活環境の悪化を招いているところでもございます。

また、徳益インターから柳川西インターまでの区間では、側道に接道している市道が、いわゆる本線を横切る道路、市道が数えてみましたら26本ありました。信号機が設置されているところは7カ所しかございません。そのため、信号機がついていない交差点は横断歩道もなく、見通しも悪く、また、側道を通行する車両のスピードが出ているため、開通後に人身事故が今日まで21件発生しており、非常に危険な道路でもあるわけでございます。

そういうようなことで、私自身も一般併用道路での平面供用になれば、このような状況がいつまでも続き、市民生活が脅かされることとなりますので、近藤議員と同じような形でこれからは国に対して強く要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、この問題について、先ほど沿線地区の蒲池地区の区長会並びに三橋町の区長会より有明海沿岸道路の自動車専用道路早期完成の要望書が11月12日に提出をされました。大和町区長会においても、同じ早期完成の要望を昨年7月に受け付けているところがございます。この要望を受けまして、柳川市全体の緊急かつ大きな懸案事項としてとらえて、去る11月17日に福岡国道事務所と九州地方整備局へ直接出向きまして、地元からの要望書と本市からの要望書を提出し、自動車専用道路の早期完成を強く要望してまいったところでございます。

また、11月24日に上京した際に、自民党の古賀誠代議士、民主党の古賀一成衆議院議員並びに民主党の本市出身であります江崎孝参議院議員に地元の要望を伝えて、自動車専用道路の早期完成をお願いしてきたところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございました。市長から力強い要望活動をされていることを聞きまして、今、平面交差でしておりますけど、やっぱり地元の騒音というののもかなり苦情が出ております。そういうことで、ぜひ期成会もございまして、一緒に4市ですか、足並みそろえながら頑張りたいと思います。

ちょっと最後にですが、担当課長のほうにお願いしたいんですが、いわゆる自専道の予定区間の中で、今、雑草ではびこるわけですよ。今、刈られております。これは定期的に刈る

ようになっておるのか、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

草刈りについての御質問でございますけれども、有明海沿岸道路出張所よりお聞きいたしておりますものは、関係市より相談を受けたときとか、あとパトロールでみずから発見をされたとき等に行っているようで、年に一、二回程度実施されているということだそうです。

以上です。

6番（近藤末治君）

はい、わかりました。いろいろ御質問いたしましたけれども、特に有明の高規格道路については、当初目的を達成するように市長のほう特に頑張ってくださいまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、通算17回目の一般質問をさせていただきます。ことし最後の質問者になりますが、いいクリスマスと新年を迎えられるよう頑張りますので、よろしく願いいたします。

さて、ことしもノリの時期を迎え、生産者の方々は連日、寒い中、少しでもいいノリができるよう頑張っておられるわけですが、一昨日の福岡高裁での諫早湾干拓事業の潮受け堤防の排水門の開門を求めた漁業者側の勝訴、それも一審の佐賀地裁の判決からさらに踏み込んだ判決は大変うれしい知らせであり、一日も早い開門、ひいては有明海の再生を望むものであります。ちなみに当日、佐賀新聞では号外を発行しておりました。

それから、本日12月8日は本市をルーツに持つオノ・ヨーコさんの御主人であった元ビートルズのジョン・レノンさんが亡くなられた日であります。「イマジン、想像しなさい」という呼びかけで始まる名曲「イマジン」の歌詞について、ジョン・レノンさんはオノ・ヨーコさんの詩集「グレープフルーツ」から拝借したと語っておりますが、実は2人の共作だったとも言われております。彼女との出会いがなければ、「イマジン」は生まれていないわけです。そして、30年前のあの忌まわしい事件がなければ、ジョン・レノンさんが柳川に来ていたかもしれないと思うと残念でなりません、改めて御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、3項目につきまして質問をいたします。

1項目めは、昭代の諸藤にありますルネサス社、旧NEC社の閉鎖問題についてであります。

まず最初に確認をいたしますが、同社は昨年、平成21年10月に2年後の平成23年9月に撤退をするという報道がなされました。これを受けまして、昨年の12月議会でこの問題についての質問を行ったわけでありまして、本日は、その後1年間の同社と本市の動きにつきまして質問をさせていただきます。

1点目は、跡地への企業誘致についてルネサス社の取り組みと本市の取り組みをお尋ねします。

2点目は、退職予定者に対する再就職の支援状況を1点目と同じくルネサス社の取り組みと本市の取り組みについてお尋ねします。

2項目めは、クリークの再生についてお伺いします。

昔、「クリークのないコーヒーなんて」というテレビコマーシャルがありましたが、クリークのない柳川なんて当然考えられないし、あり得ないわけです。本市では、平成19年4月に貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐため、柳川市掘割を守り育てる条例、愛称水の憲法を施行し、掘割を生かしたまちづくりを進める方針を定められています。その柳川市掘割を守り育てる条例を総合的に推進し、市と市民、事業者等が実施するソフト、ハードすべての施策を一体化させ、より実効性のあるものにすることを目指した行動計画と位置づけられている掘割を生かしたまちづくり行動計画を中心にお伺いします。

この計画は、平成20年度からの5カ年計画であり、現在、折り返し点を過ぎたところですが、3つの基本方向、水環境の保全、水郷環境の継承、掘割を守り育てる実践行動の全般的及び具体的な進捗状況についてお尋ねします。

3項目めは、行政区の活動についてお伺いします。

1点目ですが、各行政区の区長さん方には、地域と行政のパイプ役として多大な御尽力をいただいているわけですが、区長さん方の中にも現在の322という行政区の中で世帯数が少ない行政区が多いのではないかという意見を多く耳にいたします。行政区適正化委員会が発足して3年、行政区適正化庁内検討委員会が発足して2年を経過していますが、今後、どのようにお考えかをお伺いします。

2点目は、各行政区に支払われている活動助成金について、主な活動内容、それから趣旨に沿わない場合の指導と、また、返還の事例はないかどうか、お伺いいたします。

以上、執行部の簡潔、明瞭な答弁をお願いしまして、壇上からの質問は終わります。

商工振興課長（江崎尚美君）

最初の御質問、ルネサス、旧NEC社、正確に申しますと、現在はルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社福岡工場となっておりますが、ルネサス社の閉鎖問題についてという

ことで2点、跡地への企業誘致についてと、もう1つは退職予定者に対する再就職の支援状況ということで御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

西浜武にあります福岡工場は、半導体関連の製造工場として昭和54年に創立され、以来、30年余にわたりまして地元からの雇用を初め、市の行事への参加、社員の方々のボランティア活動など、長年、地域や市に多大な貢献をいただいているわけでございます。しかしながら、福岡工場の閉鎖ということになり、市にとりましても非常に残念なことでございます。

1点目、跡地活用や今後の企業誘致につきましては、現段階では決まっていませんけれども、市といたしましては、地元から雇用が生まれるような企業が跡地に進出されることを願っております。また、跡地に関して、市への問い合わせがあった場合にも対応できるよう、ルネサスさんとは連携をとるようにしております。

2点目、現在の雇用状況は従業員約300名、そのうち市内在住の方120名と聞いております。今回の工場閉鎖により、従業員の方々については大分県中津市の大分工場への配置転換を中心に行われております。そのため、従業員の皆様にも現在も面談等を行っておられます。しかしながら、事情により退職を考えている方もおられるようでございます。退職者の方々の再就職につきましては、ルネサスさんのほうでも積極的に取り組んでおられます。具体的には、再就職支援のための部署を設けられ、再就職セミナーの開催や再就職のあっせん及び面談による相談等でございます。市としましても、再就職支援のため、ルネサスさんとの連携はもちろん、ハローワークの情報収集等その照会や、国の経済危機対策によります雇用助成を活用した地元事業所への再就職支援要請、また、市が行います事業による雇用照会など、できる限りの支援に努めていきたいと考えております。

また、御質問の工場の閉鎖につきましては、平成23年9月までの閉鎖で変更はございません。

いずれにしても、ルネサスさんのお考え、御要望などを踏まえ、市も支援していく考えでありますし、福岡県などの関係機関、さらには地元商工団体との連携を図りながら対応をしていきたいと考えております。

以上です。

水路課長（安藤和彦君）

クリークの再生についてということで、掘割を生かしたまちづくり行動計画について御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

掘割を生かしたまちづくり行動計画は、貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐために平成19年4月に柳川市掘割を守り育てる条例、愛称水憲法と呼んでおりますが を施行し、平成20年度から平成24年度までの5カ年間を行動計画の期間として実施しているものでございます。

掘割を生かしたまちづくり行動計画の全般的及び具体的な進捗状況はということでござい

ますが、この行動計画につきましては、3つの基本方向、水環境の保全、水郷景観の継承、掘割を守り育てる実践行動の3つの基本方向を定めて、今、実施をしております。

まず、1つ目の基本方向であります水環境の保全についてでございますが、水質の保全や流水の確保、水環境管理体制の整備促進、関係行政機関との連携を行っています。具体的な成果といたしましては、行動計画策定時の直前の調査結果であります平成18年度におけるBODの測定平均値6.0ミリグラム・パー・リットルが、最新の調査結果であります平成21年度の測定平均値で5.3ミリグラム・パー・リットルと、わずかではございますが、向上をしております。

なお、平成22年度の測定平均値については年度末に出る見込みということでございます。

次に、2つ目の基本方向でございます水郷景観の継承についてでございますが、歴史的文化遺産である掘割や掘割周辺の風景を残すため、親水性の確保や景観の保全と創造、自然環境の保全事業を行っております。

具体的な成果の指標を得る方策としては、市民アンケートを行っておりますが、その中で水辺空間が保全されていると思う市民の割合が計画策定時直前の平成18年の結果では37.1%であったものが、最新の調査年である平成21年の結果では39.2%となっております。このことは、市民からは年々、わずかではございますが、評価を受ける度合いがふえているものと思っております。

最後に、3つ目の基本方向でございます掘割を守り育てる実践行動についてでございますが、掘割を守り育て、次世代に継承するため、環境教育や市民活動の促進、情報の提供を行い、水と親しみ、掘割に対する認識を深める事業を行っております。

具体的な成果といたしましては、年間の掘割清掃参加延べ人員でちょっと成果をはかっているところでございますが、計画策定時直前の平成18年度におきましては年間1万8,000人程度であったものが、最新調査年の平成21年度では2万2,000人程度と4,000人程度増加をしております。このことは、年々、柳川市の財産である掘割に対する関心の度合いが増している結果だと思っております。

以上です。

総務課長（野田 彰君）

まず、規模の適正化に向けての適正化の考え方ということでございますが、現在、本市には、議員おっしゃるとおり、322の行政区があります。その中で200を超える世帯を持つ行政区が7区ある一方、20世帯未満の小規模な行政区が23区あります。行政区間で受け持ち戸数に大きなばらつきが生じている状況でございます。

平成20年8月には、行政区適正化委員会から行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出をされたところでございます。それを受けまして、庁内で検討委員会を設置いたしまして、行政区のあり方などについて検討をしてみましたが、行政区の成り立ちについ

ては歴史的な背景、地縁、血縁、お宮さんと、いろんな複雑な地域事情があります。そういうことで、行政区長の受け持ち世帯数の平準化、あるいは行政区統合の基準などについては、まだ適正化に向けた方針決定までには至っていない状況であります。

ただ、世帯数が少ない行政区については、いろんな公民館活動とか、地域コミュニティー活動が非常に困難な、そういう行政区については、その機能を持てるような統合をしなければならないというふうに考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本として、統合に向けた助言、指導等を行ってまいりたいと考えております。

次に、行政区活動助成金についての質問にお答えをいたします。

この制度は、行政区を基本単位とするさまざまな行動を行うに当たりまして、各行政区に対しまして助成をするものであります。また、この助成金の活用につきましては、主に次のような事業が認められているところでございます。

まず1つ目に、触れ合い交流事業であります。これにつきましては、行政区内で住民相互の触れ合い、あるいは文化、スポーツ、祭りと、そうしたものに使うという事業であります。

2つ目は、環境整備事業であります。これは行政区内の掲示板、案内板、ごみ置き場、清掃作業、緑化運動、そういうものを目的とする事業であります。

3つ目には、福祉及び男女共同参画事業であります。これにつきましては、行政区内の少子高齢化対策、男女共同参画、子供会、老人会、そういう等で援助する事業であります。

4つ目には、広報啓発事業があります。これは行政区内で住民相互の連絡調整、あるいは周知文書と、そういうものを目的としている事業であります。

最後に、5つ目に研修事業であります。これにつきましては、住民を対象とした講演会、講習会、あるいは研修、視察等、そういうものに自治活動の推進を目的に行われる事業であります。

こういう事業が一応活動助成金の対象となりますが、各行政区から出していただいております実績報告書等を見ますと、今言ったようなスポーツレクリエーション大会、あるいは住民相互の交流活動、防犯灯、掲示板、不燃物置き場、そういう施設整備とか、クリーク、道路の清掃作業、あるいは空き缶拾いなどの活動助成金に活用をいただいております。そのほかにも文化講演会、花いっぱい緑化運動等にも活用されている区もあります。

続きまして、趣旨に沿わない場合の指導はと、また、返還の事例はということにお答えをいたします。

活動助成金には対象事業として認めることができない事業があります。それは助成金以外の補助金等を市から交付されている事業、また、宗教または政治活動に関する事業、そして、営利を目的とした事業については認めてはおりません。

そういう活動助成金の趣旨に沿わない場合の指導はという質問ですけど、そのような事案が判明した場合は当該区長さんに事情聴取を行いまして、その助成金の使途として不適切で

あることが判明した場合は、この対象事業に適するようにということで指導をしているところでございます。

また、助成金の返還の事例はという質問ですけど、現在まで助成金の返還の事例はございません。そういうことで、指導という形で今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それでは、順次、再質問させていただきますが、まず、ルネサス社のほうなんですけれども、1年前お尋ねしまして、そのときに御答弁いただいたわけなんですけれども、はっきり言って1年前と答弁が変わっていないと思います。ですから、私がお伺いしているのは、この1年間どのようなことをなさったかということをお尋ねしておりますので、もう一度お願いします。

商工振興課長（江崎尚美君）

活動内容につきましては、発表がありましてから大体平均2カ月に1回、また、できる限り電話等、また、私も直接お伺いしましたけれども、こちらに入ってくる情報が、外から入ってくる情報をもとに確認という形で直接チーフマネジャー等、また、責任者の方にお会いして、また、それをこちらからこういう情報があるかということの確認と、その本社に問い合わせた返答をいただいております。また、近々で直接訪問したのは10月の後半でございます。その後、また電話等で確認をしたところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。今のは再就職のあっせん等に関してということによろしいんですかね。それとも、本市としての跡地への企業誘致のことを一番中心にお尋ねしたいんですが。

商工振興課長（江崎尚美君）

とにかく跡地につきましても、配置転換に関することについてもお尋ねをしているところでございます。とにかくルネサスさんとしては、全部をよかったら中津工場のほうに配置転換をお願いしていると、そして、具体的には住宅等のあっせんもやっておるところだということで、今も配置転換が決まったというふうな情報は入っておらないわけで、これから来年にかけて大体具体的になるだろうということでございました。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私がいろいろと聞いた限りでは、ルネサス社さんも再就職のあっせんに関しては、そういった再就職の専門の会社に社内に常駐いただいて、いろんな社員の方の御要望に応じて対応しているというところは聞いております。

ただ、稼働が来年の6月までで閉鎖が9月ということなんで、まだ時間があるからという部分の意識もなきにしもあらずということを知っておりますけれども、それで、やはり一番本当に願っていますのは、跡地への新たな企業の誘致、私はそう思いますし、社員の方もそのようにおっしゃっております。

それで、商工振興課内の企業誘致担当者の方の活動、この方は企業誘致担当ですから、このことがメインというか、一番の仕事だと思っておりますけれども、その方の業務の状況について教えてください。

商工振興課長（江崎尚美君）

企業誘致に関する業務を行っておりますけれども、具体的には、御存じのように、企業誘致というものがとにかく非常に難しいと、新聞紙上でも閉鎖、閉鎖という記事が多く見られるわけございまして、今後は企業誘致は進めていきますけれども、既存の企業の操業及び逆に企業の拡大といえますか、そういう情報も企業拡大のための情報とか、そういうことに対しても積極的に進めていきたいということで活動をやっておるわけでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

先ほど言いましたように、名称が企業誘致担当であるならば、現在の状況云々ということをおっしゃる前に、やはり企業誘致の取り組みを積極的に行うべきではないかと思えます。

もちろん、企業誘致が年々減少しているということは新聞報道等でも承知しておりますけれども、全くなくなっているわけではないわけですね。皆さん、課長なり、部長なりが御存じかどうかあれですけれども、経済産業省が出しています企業立地に頑張る市町村事例集というのがありますけれども、成果を上げているところはやっぱり努力をされているわけですよ。ですから、きのうも白谷議員のほうからできない理由じゃなくて、できる理由を探してほしいという御意見がありましたが、あくまでもこれは経済産業省に自治体から報告があった分だけしか載っていませんので、私はこれ以上に頑張っている自治体もあると思えます。

やっぱり結果を出しているところは、二、三例を挙げさせてもらいますと、北海道の白老町、町長みずからのトップセールスは道内だけでなく、東京、名古屋へも出向き、年間150回に上る。岩手県の北上市、市長を初めとする市幹部が毎年100件以上の立地企業を訪問。栃木県の足利市、職員全員営業マン、企業誘致大作戦や1万社リストアップ作戦と銘打って取り組んでいる。結果を出されているわけなんですけれども、ですから、個別に関してはまたゆっくりごらんいただいてもいいと思えますけれども、それで、現にことしの8月にはうきは市に福岡市のクリーニング工場が進出という新聞記事もありますし、私、8月ごろの新聞記事で見ていたのが、糸島にあります、これ実はきのうの新聞広告なんですけど、社名は別として、利尻昆布を使った白髪染めを開発した会社、これが前原、今の糸島市にありますけれども、通信販売ですよ、電話、フリーダイヤルで。そこが多久市にコールセンターをつ

くっております。100人ほどの雇用ということを知っておりますし、宮崎市でもテンプスタッフという派遣会社が400人のコールセンターを設置、そういうことも出ておりますし、企業誘致というと製造業、メーカーというイメージが強いんだと思いますけれども、コールセンターもコールセンターもと言ったらおかしいんですけども、本当に立派な企業誘致になると思いますので、そういったところも含めて積極的に取り組んでもらいたいと思うんですね。

実はきょうの新聞のチラシにも化粧品の会社とか、石けんの会社、こういったのも通信販売のやつが入っているんですね。ですから、もしかしたらこういうところもコールセンターを新しく必要とするかもしれないんですね。

ですから、そういったことでぜひ企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいんですが、そういうことで残された期間、ルネサス社に関してはもう1年を切ったわけなんですけれども、やはりあきらめてはいけないと思いますし、ぜひ市長には積極的な企業誘致、トップセールスをお願いしたいと思うんですが、その件について市長のお考えをお願いします。

市長（金子健次君）

企業誘致については大変厳しい見方をしてしまっていて、先般、九州市長会の中で鳥栖市長のお話、講演等もございまして、特に鳥栖の場合には人口もふえていますし、企業誘致も盛んにやっておられます。その中で話を聞く中に、団地化はもちろんですけれども、一番大きな問題は水の問題ということで、水を必ず供給していないとだめだということと、税制面の優遇措置とか、そういうこと等も話をされて、参加をした市長、大変うらやましがっておられまして、そういうことを我がまちに考えますと、なかなか農地法の改正によりまして農地の転用が非常に厳しいという中において、今回、ルネサスの分については、現在工場跡地が今度できますし、建物もありますし、それに類似したような誘致ができれば幸いかというふうに思っているところでございます。

コールセンターのお話、今ございましたけれども、九州電力のビルの中にも最近企業が入りまして、その雇用についてもチラシ等にも出ているところもございます。また、サービス産業の中でヤマダ電機さんもちらの柳川のほうに進出をしてくるということもございまして、今後、団地化の問題、また、水の問題、税制の優遇措置の問題を含めたところで誘致をしていかないと、なかなか非常に厳しいというふうに思っております。

また、先般、東京で行われました福岡県の東京県人会の中でも、あいさつの中にはぜひ我がまちにおいでいただきたいということで、そういうリップ的なあれもありますけれども、条件を整えないとなかなか厳しいかなというふうに思っているところでございます。できる限り、これからの1年間の歩みについて、いろんな形で尋ねられましたけれども、私なりに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。最初に水のことをおっしゃいましたが、コールセンターに関してはそのような必要性もありませんし、例えば、三橋庁舎の空きスペース、そういったところでもコールセンターというのは誘致が可能ではないかと私は考えるわけですね。とにかく自治体担当者の方で企業誘致に成功した方は、やはりPRも重要ですが、会社訪問がもちろん最も大事です。公務員としての訪問、市長はもうトップですけれども、セールスマンとしての訪問です。当然のことながら、一度で終わることなく、春、夏、秋、冬くらいの単位で定期的に行うことがいいようです。そのときのお土産は地域の情報がいいでしょう。最近、こんな企業が立地した、こんな地元企業が成長しているなどということが載っておりますので、市長がこの1年間にどれだけの企業訪問をなさったかというお尋ねはしませんが、やはり来年1年間、足を棒にして50社、100社、ぜひ訪問いただきたいと思います。

先ほど午前中、有明海沿岸道路の自動車専用道路の要望で地元選出の国会議員の方々へということ、熱意で取り組んでいらっしゃるお答えをいただきましたけれども、それと同じくらいの熱意を持ってトップセールスをしていただくことを切にお願いしたいと思いますので、改めてよろしくお願いたします。

それでは、次のクリークの再生のほうに移らせていただきます。

計画の途中経過として、水路課長のほうから現時点での状況、経過報告をいただきましたが、単純にこの数値を聞く限りでは、3つ目の掘割を守り育てる実践行動以外は24年度の達成が非常に厳しいのではないかなと感じているところなんです、水路課長として、その辺のお考え、いや、そんなことない、あと2年半で絶対達成するなり、非常に厳しいなり、その辺のちょっとお考えをお聞かせください。

水路課長（安藤和彦君）

今、掘割を生かしたまちづくり行動計画につきましては、20年度から24年度までの5年間ということで、平成22年度についてちょうど中間の年に当たります。先ほど答弁の中で平成21年度の調査結果を申し述べさせていただいたところでございますけれども、確かにBODの数字、それに市民の満足度の数字から言いますと、なかなか24年度の目標値達成については厳しいものがあるかと思っております。

しかしながら、BODにつきましても、今、公共下水道事業なり、小型合併浄化槽の設置なり、特に小型合併浄化槽の設置については、上乘せ補助までして設置促進を、普及促進を図っているということでございます。そういうものもございまして、これは結果としてしかわからないことかもしれませんが、できる限り目標達成に向けて努力はしていきたいというふうに存じております。

それと、市民アンケートでございまして、これも市内部、5部15課関係する部署がございまして、そういう部署で全体で69事業、事務事業に取り組んでおります。これにつま

しては、各所管課のほうで目標達成のために鋭意スケジュール管理をされているものだと思っておりますので、目標達成に向けて努力をしていきたいというふうに思っているところでございますけれども。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私もそんなに詳しいBODのこととかわかりませんので、どれだけ難しいのかがよくわかりませんが、ぜひ先ほどおっしゃったように、努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、掘割を生かしたまちづくり行動計画の中に水環境の保全の現況と話題の中で、コンクリート護岸への懸念と可能な限り自然と共生できる工法による護岸を推進することが必要です。それから、掘割を生かしたまちづくり審議会からの提言書にも、重点的に取り組まれることの1つに掘割の護岸工事工法の見直しとありますけれども、行動計画、これの策定を境に護岸整備の方法に違いが見られたのかどうかを教えてください。

水路課長（安藤和彦君）

行動計画の実施年の最初が平成20年ということですので、平成20年度を境に本市における護岸工法について違いが見られたかということだろうと思っております。

環境に対する配慮といたしましては、もう三面張りというのは極力やめようということで、水路底に石等を敷き詰めたり、もう両岸だけの護岸にして底のほうは土のまんま残すとか、それと使用材料につきましては、やはり環境に配慮いたしまして、魚巣ブロックと言いますけれども、魚がすめるための穴があいたブロックでございますけれども、そういうブロックを水面下に設置するという点については、既にもう始めておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ということは、いわゆる三面張りのコンクリートの護岸の割合は少なくなってきたということによろしいのでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

本市における護岸コンクリートの割合でございますけれども、これは21年度実績でございますけれども、やはり護岸コンクリートについてが85%、これは市の単独事業に限ったことでございます。単独事業に限って申しますと、護岸コンクリートが全護岸のうちの85%、それと、木さくや自然石を利用した護岸についてが15%ということで、まだ護岸コンクリートの比率が高いという状況でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

コンクリートの護岸が85%で、木さくが15%ということですが、本市の単独事業ですね。ちなみに近隣の自治体がどうなのかをあわせてお尋ねします。

それと、幾つか私がいろいろと回っていて、例えば、佐賀空港に行くときには佐賀のほうはコンクリートが少ないなとか思ったり、あと神埼の千代田あたりも少ないなとか思ったりしますし、お隣の大木町もコンクリートは少ないなと感じてはおるんですが、その辺を含めて他市の割合を教えてください。

水路課長（安藤和彦君）

先ほど申しましたように、本市についてはまだコンクリート護岸が85%ということで率が高いという結果になっています。また、議員お尋ねの近隣市町村の実態ですけれども、これについては担当部署のほうに問い合わせをしております。

その結果でございますが、大川市については護岸コンクリートの割合が約70%、木さく等のその他の材料ですけれども、約30%。大木町でございますけれども、護岸コンクリートの割合が約50%、木さく等ほかの材料の割合が約50%。それと、確かに今議員言われましたように、佐賀県の佐賀市、神崎市にも問い合わせをしております。

佐賀市については護岸コンクリートの割合が約25%、木さく等その他の材料の割合が75%。神崎市でございますが、護岸コンクリートの割合が4%、その他の材料を用いたものが96%ということで、議員御指摘のとおり、やはり佐賀県については、その他の材料の護岸の割合が大きいですという結果になっております。

なお、これにつきましても、全部単独事業ということで問い合わせをしているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

これほどほかの市町村はコンクリート護岸が少ないとは私も思っていなかったんですが、本市が何でこれだけ多いのか、ですから、これから少しずつ減っていくと思えますけれども、その辺に関して今後どのようにやっていきたいのかというところをお聞かせください。

水路課長（安藤和彦君）

確かに、現況においては非常にコンクリートの材料の護岸が多いということでございますけれども、やはり自然と共生できる護岸工法の検討ということで、このまちづくり行動計画の中でもそういう事務事業というか、そういうものをうたっております。

これにつきましては、どんな護岸工法が一番いいのか、コスト面、そういうものをいろいろ、耐久性等についてもあると思います。そういうものを検討する関係部署の担当で組織しました委員会を設置しています。まだ結果的にはどういう護岸工法が一番いいのかという結果は出ておりませんが、やはり今後は木さくとか、そういうものについてかじを切っていくべきかなというふうには思っております。

ただ、木さくについてでございますけれども、やはり自然に優しいという部分ではいいかと思えますけれども、耐久性について、今言われておりますのは5年程度しかもたないとい

うことで、全体的なランニングコストといいますが、そういうものを考えますと、コンクリート構造物に対して、やはりまだ劣っている部分があるかなというふうに思っております。

ただ、景観等そのほかの部分ですぐれていることもございますので、これについては市民の理解を得るということも必要かと思っておりますので、そういうものについて今後啓発なり、そういうものについて取り組んでいかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。課長のほうから、まず何が一番いいのか、ベストなのかというのがまだはっきりしないというか、これから詰めたいと、それを研究されることだと思うんですが、この中にはっきりうたわれていますよね。これは皆さんでおつくりになったわけだし、まちづくり推進調整会の会長は水路課長となっておりますので、一番把握されている方だと思いますので、この42ページにまちづくり推進調整会議からの報告、まちづくり審議会からの提言が市長に上がって政策へ反映ということも出ておりますので、これにうたってある、これに書いてあるのに準じてぜひやっていただきたいと思います。

それで、先ほどの護岸工事の割合をお聞きになって、市長のお考え、感想、それと今後どのようになさりたいかをあわせてお尋ねします。

市長（金子健次君）

大変申しわけないんですけども、今、課長のほうから大川や大木町、また、佐賀、神埼のコンクリート護岸と木さくとの比率を聞いて、私自身も驚いているところでございます。

隣接する大木町の同じ条件の中でも50・50と、フィフティー・フィフティーぐらいの比率ということで、本市の場合にはコンクリート護岸が85%、木さくが自然石とで15%ということで、一つの耐久性の問題もあって考慮されて、柳川市の場合には930キロメートルというクリークがございますけれども、そういうことをかんがみされたのかというふうに思いますけれども、今後は自然に優しいということと、やっぱり柳川というのは水が命でもあるし、そういう面では今現在、ここ2週間ほど動いていたのが、柳川のダム工事、日向神ダムの発電所のオーバーホールの関係で11月2日から12月27日まで2カ月間の工事が行われておまして、それによって水を一滴も流さないという状況の中で湯水状態になりましたので、福岡県知事、また、福岡県の企業局に対しましてどうにか流してもらいたいと、工事をしながら流してもらいたいということで、やっと毎秒1トン流すということでございますけど、なかなかその効果が、けさも見てみますと、ないようでございます。

あすは福岡県議会の本会議の中で地元板橋県議のほうがこの問題について取り組みをされるということで、いろんな資料を提供いたしたところでございます。今後、こういう木さく等の、自然石等の護岸についても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひこれに関しても市長、トップとしてぜひ頑張っていたきたいと思えますし、白秋祭パレードの後に水がどんどん減って行って、今月の上旬、ホークスの大隣投手が一日警察署長でお見えになったとき、パレードが御花かいわいで行ったり来たりということで全コース回れなかった。非常に残念というか、ちょっと申しわけないときがありました。

それで、その前後ですかね、市長も水のことで八女のほうにも出向かなきゃいけないということをおっしゃっていましたが、そのしばらく後に季節外れと言っていいのか、あれですけど、雨が降ってくれて、翌日には川下りも通常どおりの営業ができておりましたが、川下りの関係者の方がおっしゃってました。市長がえらい水のために頑張ってもらいよるということをおっしゃってましたので、私もその雨は市長が頑張ってたから降ったんだと、私はそのように解釈をしているところですけども、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それと1つだけ、まちづくり行動計画にも24ページに載っているんですが、三柱神社横の掘割、済みません、ちょっと皆さんにごらんいただけるようなあれじゃないんですが、護岸のまた内側にちょっとまた木さくでということになってはいますが、非常に何かこの工法 工法というか、これは非常にクリークにいいというか、優しいというか、そういうことをお聞きしたんですが、このことに関して、ちょっと水路課長のほうで何か御説明いただける分があれば教えていただきたいんですが、24ページに載っています。

水路課長（安藤和彦君）

この行動計画の24ページに載っている写真でございますけれども、ここの部分は1級河川二ツ川川の放水路になる部分でございます、護岸の内側に低く木さくを設置して、水生植物等を植えることができるような部分をつくられているということのようでございます。こういうことにすることによって護岸自体は隠れますし、この部分に水生花卉植物、アヤメとかショウブ、そのようなものを植えれば、水郷の景観形成には非常にいいのかなという思いはしています。

ただ、こういう内側に木さく等で護岸をするということになりますと、水路の幅員を狭めることになりますので、できる箇所についてはやっぱり制限がされてくることになろうかと思っています。

それと、水路断面が狭くなりますと、流水断面についても小さくなるという部分で、そういうものはどちらかというとデメリットに当たるのかなと。

それと、日ごろの管理で、こういう水生植物あたりを植えることについては非常にいいことだと思うんですけども、これはずっと管理していかにかいかなという部分もございまして、こういう部分についてだれが管理していくのかと、そういう部分については解決すべ

き点かなというふうに思っています。

それと、最初に言いましたように、木さく等については非常に耐久性がないということで、5年に1回ぐらいはメンテナンスが必要になるうかと思っておりますので、そういう部分についても解決すべき点かなというふうに思っているところでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ちょっと私も気になったものですから、今後ちょっとこれは注視していきたいと思えます。

それから、水路課長のほうにいろいろと御答弁いただいておりますが、それで、やはりこうやって庁内横断的にもこの行動計画の達成に向けて努力されているわけなんですけど、やはり水路課がこれの取りまとめという、非常に水路課の業務というのは幅が広くて、庁内でも一、二を争う忙しいところじゃないかなと私は思っているんですけども、クリークというのは本当に柳川になくってはならないものでありますし、やはり今の状況でいいとはだれも思っていないわけで、これは市長にお尋ねなんですけど、やはり水路課で行動計画を管理というよりも、やはり専門の、例えば、クリーク再生課なり、そういった専門の部署を立ち上げて本格的に取り組むのも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

全国的にも水路課とか、クリーク課とか、そういうネーミングというのは少ないかと思えます。今考えておりますのは、水問題につきましても、全庁的、庁舎のことですけれども、全庁的な取り組む調整会議等も立ち上げまして、水問題に取り組まなければならないという問題を1つ考えております。

それとあわせて、いろんな今後の水の問題については、防火用水、観光用、また、あわせて有明海に面するノリ期のときの養分としての放流ということ、また、観光、4点にあると思えます、柳川市の場合はですね。そういう面との連携、またそして、1市2町合併をいたしました後の上流から下流に流れる、その連携をとるためにも水路の管理をしてある方々等も含めた、外部の方も含めた、外部的な部分の立ち上げも必要かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。御検討をお願いしたいと思います。

それで、私も今回このようなテーマは初めて質問させていただいたんですが、本当に大きな勘違いを1つしていたんですが、クリークですね。水が流れないからよどんでいるというふうに思い込んでいたんですが、もともとは貯水というか、流れなくてもきれいだったわけなんで、その昔の柳川に戻れるようにまたよろしくお願いしたいと思います。

それで、最後に1つお尋ねします。

行動計画のサブタイトルが「ホタルの飛び交う水郷柳川」を目指してということですが、蛍が飛ぶようになるのはいつになるのか、お尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

よくいろんなところで聞かれます、このことは。行動計画を見られた方。この行動計画の最初ら辺の目指すべき方向ということで、将来像ということで書かせていただいています。将来的には蛍の飛び交う水郷柳川になればということで、非常に志としては高いところを目指してまして、何年にこういう蛍が飛び交う水郷柳川になるかということについては、具体的な年度についてはちょっと答えることができないということで失礼します。

2番（荒巻英樹君）

24年度がそういう目標と思い込んでいましたけれども、もちろん高い志は必要だと思いますので、ぜひそれに向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後になりましたけれども、行政区のことをお尋ねします。

地域のいろんな事情がありますので、一朝一夕にはいかないと思いますけれども、やはり20世帯未満が23区というお話がございましたけれども、これが例えば、昭代で言えば昭南町とか、そこが十六、七軒だと思います。そういったところはもちろん無理な話だと思いますけれども、隣接しているようなエリアであれば、例えば、民生委員さんの受け持ちエリアという行政区よりももっと広くなると思うんですが、民生委員さんがたしか百二十数名だった

失礼しました、162名。そこまでという考えはないんですが、やはりそういったことで御検討いただきたいと思います。戸数が少ないと区長さんの後任という点でも見つからないという話も耳にしますし、ぜひ少しずつでもお願ひしたいと思います。

それから、活動助成金についてなんですが、これというのは、一応どのような仕組みになっているかというのは例規集に出ておりますので、確認をとりましたけれども、市のほうから各行政区へお支払いはどのような形でなさっておるのでしょうか。

総務課長（野田 彰君）

この行政活動助成金につきましては、毎年5月1日現在で、区長さんの申告制でその戸数に対して1世帯当たり2,300円を助成しております。実際、住民基本台帳ですればいいんですけど、住民基本台帳でいきますと、行政区に未加入の世帯、あるいは施設に入所して施設に住民票がある世帯等々がありますので、実際の支払い金額は住民基本台帳の世帯数より少ないという、そういう状況でございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

じゃあ、済みません。お支払いの方法、それと、時間がないので最後になると思いますが、やはり事例として各家庭に火災報知機が配付されたということで、その行政区でも実は火災報知機、既に設置されているところがもう半分ぐらいあったといたり、殺虫剤を配られた、

そこもうちはもう殺虫剤はあるとか、そういったところで既に持っているものが配られたとか、そういった意見もちょっと耳にしたもんですから、やはりそういったところも区長さんのほうにお尋ねいただきたいし、市営住宅がエリアにある行政区でも火災報知機が配られたということも何か聞いたんですが、そういった場合は市のほうでやるのではないかなと思いつつながら、ちょっとどうなのかなと思って、あわせてお尋ねします。

議長（古賀澄雄君）

簡潔にお願いします。

総務課長（野田 彰君）

まず最初に、支払い方法は口座振り込みで行政区長さんに口座で振り込んでおります。

2点目の火災報知機に充てているんじゃないかということでございますけど、ほとんどの行政区がこの助成金と区内の会費ですか、そういうのをまとめて運営をしてあります。それがもし火災報知機に充ててあるとするならば対象事業外ですので、こちらのほうで指導をしていきたいというふうに思います。（「市営住宅について」と呼ぶ者あり）

市営住宅で配られているのは、ちょっと私のほうでは把握はしておりませんが、その助成金でもし支払われるとするならば、それは対象外です。ただし、市営住宅はもう火災報知機はつけなくていいというふうに聞いておりますけど。（「市営住宅、建設課でつくるのかどうかだけ」と呼ぶ者あり）

建設課長（中村敬二郎君）

今、建設中の中山住宅については火災報知機の（「いや、既存の住宅です」と呼ぶ者あり）ああ、普通の住宅。（発言する者あり）全部にはまだつけていないかと、ちょっと確認してまた返事いたします。（「市のほうでつくるんですね。それだけです。既に設置しているかどうかじゃなくて、すべて市のほうでつけるということだけです」と呼ぶ者あり）はい。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）藤丸議員、何でしょうか。

18番（藤丸正勝君）

12月今定例会中における一般質問の中で発言の取り消しを求める動議を提出します。

議長（古賀澄雄君）

もう少し、どういうことでしょうか。

18番（藤丸正勝君）

中身まで入ってよか。動議が先でしょう。

議長（古賀澄雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 8 時 52 分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの藤丸正勝議員から提出された動議は、所定の賛成者があり、成立いたしております。

ここで、藤丸正勝議員より提出された矢ヶ部広巳議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議の取り扱いを議会運営委員会で協議されましたので、委員長より報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

藤丸正勝議員から提出されました動議について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その報告を申し上げます。

矢ヶ部議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議については、議長におかれまして、本日の日程に追加し、議題とするか否かをお諮りいただきたいということで決定を見ております。

以上、報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程 2 として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本動議を日程に追加し、追加日程 2 として議題とすることは可決されました。

追加日程第 2 矢ヶ部広巳議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議について

議長（古賀澄雄君）

追加日程 2 . 矢ヶ部広巳議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

18 番（藤丸正勝君）（登壇）

提案理由の説明を申し上げます。

12 月 6 日、矢ヶ部議員の一般質問で、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるものではありません。議員は、節度ある発言でなければならないと思っております。矢ヶ部議員の壇上での発言は、本議会の品位を著しく傷つけるもので、市民の負託を受

けた市議会議員として柳川市議会議員の議会軽視も甚だしいと思っております。そこで、取り消しを求める文言は、1、〔発言取消〕、2、〔発言取消〕、3、〔発言取消〕、4、-〔発言取消〕-、5、-〔発言取消〕-、また、6、〔発言取消〕。7、〔発言取消〕。

議長において、7項目の壇上での発言取り消しを求めます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑考案時間として暫時休憩をとります。

午後 8 時 57 分 休憩

午後 8 時 57 分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本動議については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、矢ヶ部広巳議員の一般質問の発言中の不穏当発言取り消しの動議については可決されました。

ただいまの決議を受け、議長において後刻記録を調査して措置することにいたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 8 時 59 分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成22年12月16日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	刈茅初支	
教育長	北川満	
総務部長	大坪正明	
会計管理者	藤木明治	
保健福祉部長	武藤義治	
建設部長	蒲池康晴	
産業経済部長	藤木均厚	
教育部長	高田厚	
大和庁舎長	横山英真	
三橋庁舎長	大村隆雄	
消防長	古賀輝昭	
人事秘書課長	樽見孝則	
総務課長	野田彰	
企画課長	橋本祐二郎	
財政課長	石橋真剛	
税務課長	山田敏昭	
健康づくり課長	山田明寛	
福祉課長	高田淳治	
学校教育課長	高崎祐二	
建設課長	中村敬二郎	
農政課長	成清博茂	
水路課長	安藤和彦	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	川口敬司
議会事務局次長兼議事係長	高巢雄三
議会事務局庶務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

2. 産業経済委員長報告について

請願第2号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する請願

3. 建設委員長報告について

議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 市道路線の認定について

4. 教育民生委員長報告について

議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

請願第1号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願書

日程（3） 議案第87号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善を求める意見書について

日程（4） 議案第88号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する意見書について

追加日程（5） 議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

日程（6） 閉会中の継続調査申出書について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成22年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月15日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対

する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第87号の上程であります。提案理由の説明、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が、議員提出の議案第88号の上程でありまして、議案第87号と同様の取り扱いといたしております。

日程5が、閉会中の継続調査申出書についてであります。

なお、本日執行部より議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）の追加提出がっております。この議案の取り扱いについては、議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）との関係で、当初の議事日程に記載いたしておりません。したがって、追加日程5として、日程の順序を変更して議題とすることを、議長よりお諮りしていただくことしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1) 議案第76号

原案可決

本案は、平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「304億9,163万4千円」に「5億5,243万9千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「310億4,407万3千円」としようとするものであります。

審査の過程において、予防接種事業の子宮頸がんワクチン接種において、本市における子宮頸がんの発症状況やワクチンの効能・効果、副反応等について詳細にわたり活発な質疑が行われました。また、この予防接種の対象者が中学1年生から高校1年生の女子であることから保護者等に対しても十分な情報提供が必要であるとの意見がありました。次に、昭代第二線堤防除草事業費では、事業実施に際し、今後は地域の活性化協議会等への委託も含めて検討されたいとの意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

5、所管事務調査について

平成17年3月21日に合併した本市は、事務所の位置を1市2町合併協定書により柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎の3庁舎方式とすることに定められました。また、将来の新市の事務所の位置については、将来、新庁舎を建設する場合は、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討するとしています。

このため、当委員会では、11月18日に開催した会議において、本市の重要なテーマである行財政改革の一環として庁舎統合問題を喫緊の課題と捉え、「庁舎の現状と課題について」を調査事項として調査研究を行っていくことといたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

11月30日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1) 請願第2号

採択

本件は、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する請願であります。

本件につきましては、T P Pをめぐる最近の状況など、執行部からの概要説明を受けました後、審査に入り、柳川市の基幹産業である農漁業の保護の必要性や、意見書提出の緊急性などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく採択することに決定致しました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4、結 果

(1) 議案第78号

原案可決

本案は、平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

職員の人事異動等に伴う人件費についての補正であり、歳入歳出それぞれ「405万円」を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ「10億6,433万3,000円」とするものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 議案第79号

原案可決

本案は、平成22年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

平成23年度から実施予定の、料金担当業務委託の債務負担行為として、平成23年度から平成27年度までの5年間で「1億7,500万円」を計上するものであります。

委員より、委託業務内容について、金額の積算根拠について、契約期間5年間の根拠について、現在の検針員の雇用についてなどの質問がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(3) 議案第85号

原案可決

本案は、市道路線の変更認定についてであります。

国事業による2路線と県事業による2路線、計4路線を道路法第8条に基づき、市道として新たに認定するものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

教育民生常任委員会の審査結果を御報告いたします。

11月30日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに12月2日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1) 議案第77号

原案可決

本案は、平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(2) 請願第1号

採択

本件は、知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願書であります。

当委員会としましては、審査の結果、全員異議なく採択と決定致しました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長報告は終わりました。

各委員長報告が終了しましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第2号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は産業経済委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は産業経済委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第78号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 平成22年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第85号 市道路線の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第1号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善に関する意見書の提出を求める請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 議案第87号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第87号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

知的障害者は、障害の軽重を問わず、障害の実態とニーズを踏まえた、生涯にわたる支援が必要であります。知的障害者が安心して暮らしていけるように、制度の改善が図られることを求めて、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 知的障害者が実態とニーズに応じて安心して暮らしていけるように制度の改善を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第88号

議長（古賀澄雄君）

日程4 議案第88号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する意見書につ

いてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番（太田武文君）（登壇）

太田武文でございます。議案第88号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

我が国は、世界最大の農産物の輸入国であります。食料の約6割を海外に頼っております。このような中でTPPが締結されると、食料の自給率がさらに低下することが予想され、国民に大きな不安を与えることとなります。安全で安心できる食料の安定供給が脅かされないような判断を、十分な国民的論議がないままに行うことは大きな問題であります。このような状況を踏まえ、国のTPPの対応に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第88号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の対応に関する意見書については、委員長付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてを日程に追加し、追加日程5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてを追加日程5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議案第89号

議長（古賀澄雄君）

追加日程5 議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。

追加日程5 本日追加提出いたしました議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

現在、本市大和町中島地内で実施中の密集住宅市街地整備事業における市道二重外平線の整備につきましては、河川改修事業との合併施行という方法で、国土交通省九州地方整備局に委託して進めているところであります。

しかし、このたび同整備局から本市に対して、当該道路整備に係る同整備局への委託料予算については、本年12月までに翌年度への繰越明許措置を行うよう依頼がありました。

この内容につきましては、市道二重外平線整備の平成22年度計画分に係る工事契約が、平成23年1月ごろの予定であること、また、工事完成が平成23年7月ごろの見込みと、年度を越えることから、予算の繰り越し措置が早急に必要ということでありました。

このため今回同整備局の依頼に沿って、平成22年度当初予算に計上しておりました密集住宅市街地整備事業費の一部1,750万円を、平成23年度へ繰り越すための繰越明許費の補正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第89号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続調査申出書について

議長（古賀澄雄君）

日程6 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会広報編集特別委員長から、委員会において調査中の議会だより編集発行について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、調査が終了するまで閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、委員長申し出のとおり、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これもちまして平成22年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 荒 巻 英 樹

柳川市議会議員 伊 藤 法 博